

---

# 全体構想

---



# 全体構想

## 1 犬山市の現況特性の整理

### 1. 都市機能の動向

#### (1) 人口等の動向

##### 人口・世帯数

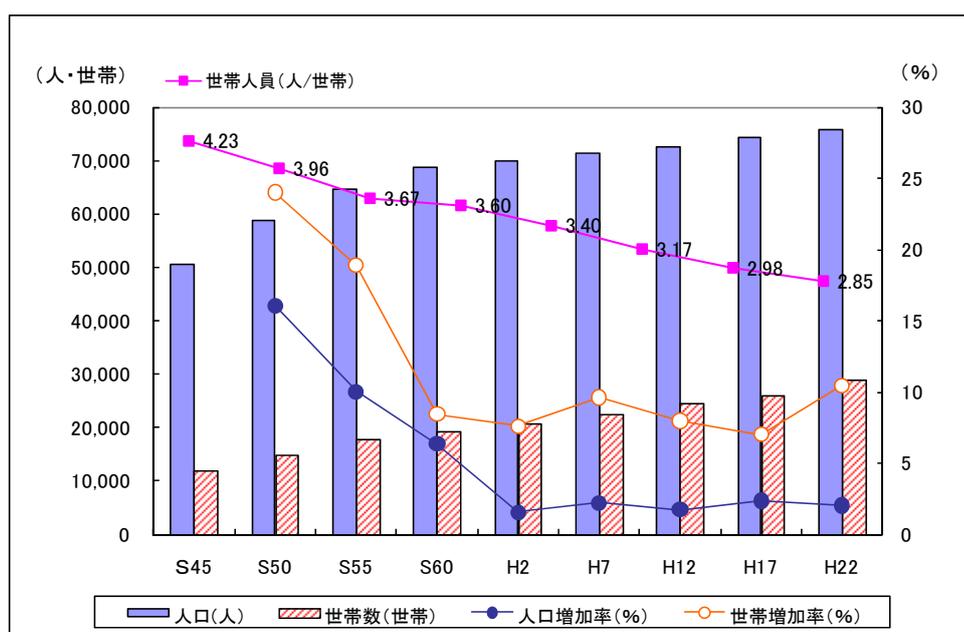
昭和45年から人口の推移をみると、一貫して増加しており、伸び率は当初より低下しているものの、平成2年以降も5年で約2%程度の増加率を示しています。なお、最新データの平成22年4月1日現在の人口は75,820人となっており、平成17年以降も増加傾向にあることがうかがえます。

世帯数も増加傾向を示しており、平成22年の世帯数は28,774世帯となっています。一方、世帯人員は減少しており、平成12年には3人を割り込み、平成22年で2.64人/世帯となっています。

近年の人口動態をみると、自然増での増加は少なくなっていますが、社会増による増加人口が多くなっています。

表・図 犬山市の人口・世帯数の推移

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
人口(人)	50,594	58,731	64,614	68,723	69,801	71,342	72,583	74,294	75,820
世帯数(世帯)	11,948	14,818	17,620	19,106	20,558	22,538	24,339	26,045	28,774
人口増加率(%)		16.1	10.0	6.4	1.6	2.2	1.7	2.4	2.1
世帯増加率(%)		24.0	18.9	8.4	7.6	9.6	8.0	7.0	10.5
世帯人員(人/世帯)	4.23	3.96	3.67	3.60	3.40	3.17	2.98	2.85	2.64



(資料：国勢調査 H22のみ住民基本台帳データで4月1日現在)

図 周辺都市の人口推移

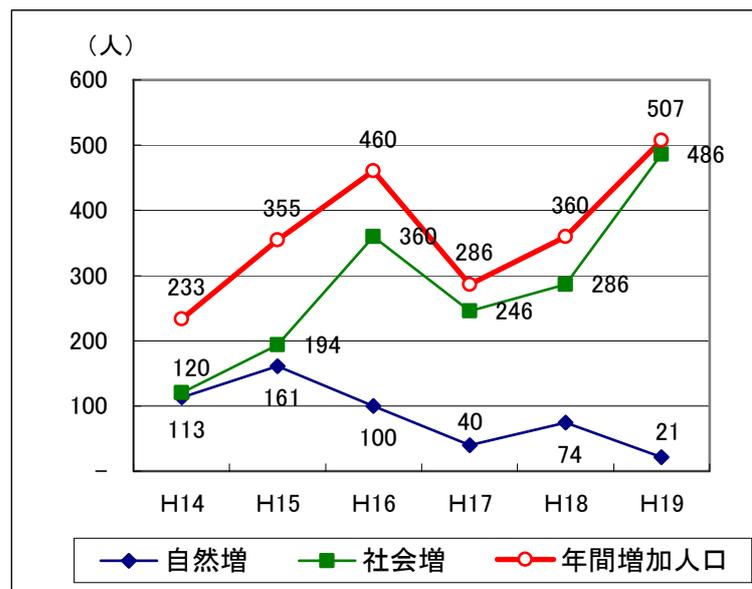
		S55	S60	H2	H7	H12	H17
犬山市	人口(人)	64,614	68,723	69,801	71,342	72,583	74,294
	人口増加率(%)	-	6.4	1.6	2.2	1.7	2.4
一宮市 (H17年合併)	人口(人)	335,465	341,384	346,972	353,999	362,726	371,687
	人口増加率(%)	-	1.8	1.6	2.0	2.5	2.5
春日井市	人口(人)	244,119	256,990	266,599	277,589	287,623	295,802
	人口増加率(%)	-	5.3	3.7	4.1	3.6	2.8
江南市	人口(人)	92,141	92,049	93,837	95,521	97,923	99,055
	人口増加率(%)	-	-0.1	1.9	1.8	2.5	1.2
小牧市	人口(人)	103,233	113,284	124,441	137,165	143,122	147,182
	人口増加率(%)	-	9.7	9.8	10.2	4.3	2.8
稲沢市 (H17年合併)	人口(人)	126,023	130,598	132,483	135,080	136,938	136,965
	人口増加率(%)	-	3.6	1.4	2.0	1.4	0.0
岩倉市	人口(人)	42,800	42,508	43,807	46,175	46,906	47,926
	人口増加率(%)	-	-0.7	3.1	5.4	1.6	2.2
多治見市 (H18年合併)	人口(人)	87,812	97,867	106,213	113,079	115,740	114,876
	人口増加率(%)	-	11.5	8.5	6.5	2.4	-0.7
各務原市 (H16年合併)	人口(人)	122,317	132,633	138,264	141,055	141,765	144,174
	人口増加率(%)	-	8.4	4.2	2.0	0.5	1.7
可児市 (H17年合併)	人口(人)	57,290	71,681	81,968	88,372	93,463	97,686
	人口増加率(%)	-	25.1	14.4	7.8	5.8	4.5
坂祝町	人口(人)	6,366	7,277	8,722	8,740	8,853	8,552
	人口増加率(%)	-	14.3	19.9	0.2	1.3	-3.4

※1:平成12年以前の一宮市、稲沢市、各務原市、可児市のデータについては、合併以前の市町の合計

※2:多治見市のデータについては、合併以前の市町の合計

(資料:国勢調査)

図 人口動態



外国人登録法による、外国人移動も含む

(資料:市民課)

人口構成

年少人口及び生産年齢人口の減少、高齢人口の増加という傾向にあります。平成 17 年の名古屋市と愛知県の状況と比較すると、本市の高齢人口の割合は、名古屋市、愛知県より高く、生産年齢人口はそれより低くなっています。年少人口の割合は、名古屋市よりは高いものの愛知県平均よりは低くなっています。高齢化率については、周辺都市と比較しても高い割合を示していますが、全国平均よりは下回っています。

5 歳階級別人口の平成 7 年と平成 17 年を比較してみると、男女ともに 45～49 歳から 55～59 歳、20～24 歳から 30～34 歳に 2 つのピークが移行しています。また、全体的に高齢者の側へ人口の比重が移っている一方、0 歳から 9 歳の人口は、男女ともに増加していることが特徴的です。

図 年齢 3 区分人口の推移

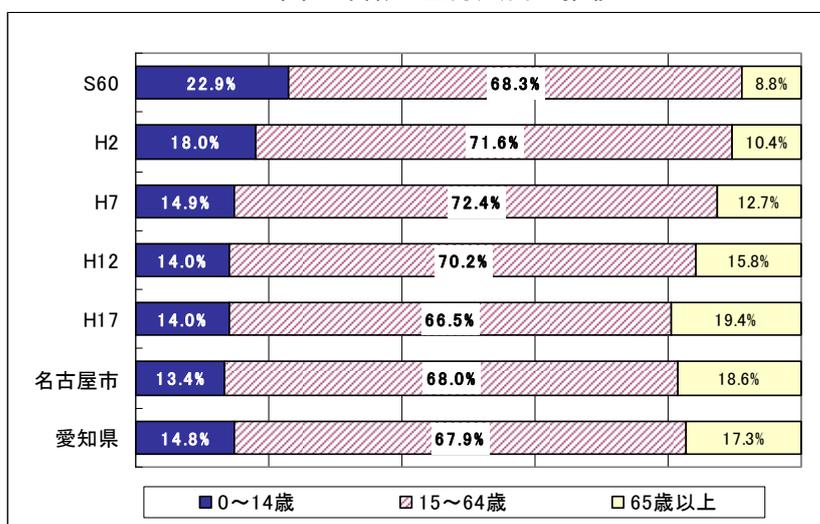
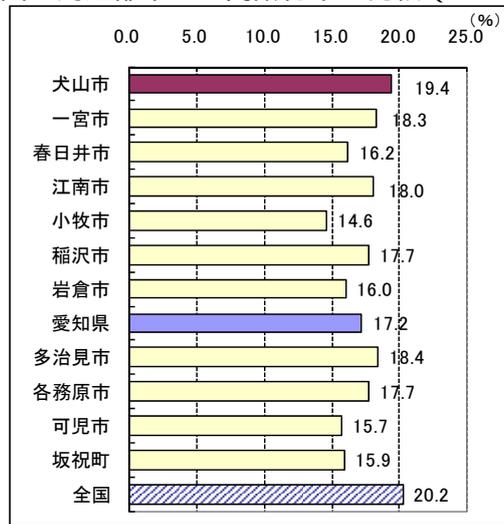


図 周辺都市との高齢化率の比較 (H17)



1：小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は 100% とならない。

2：愛知県のデータについては、名古屋市を含む。

(資料：国勢調査)

(資料：国勢調査)

図 5 歳階級別人口構成 (H7)

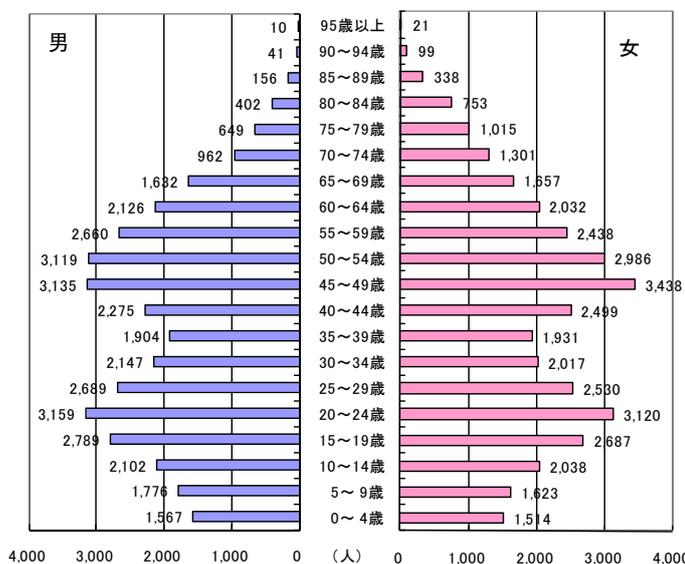
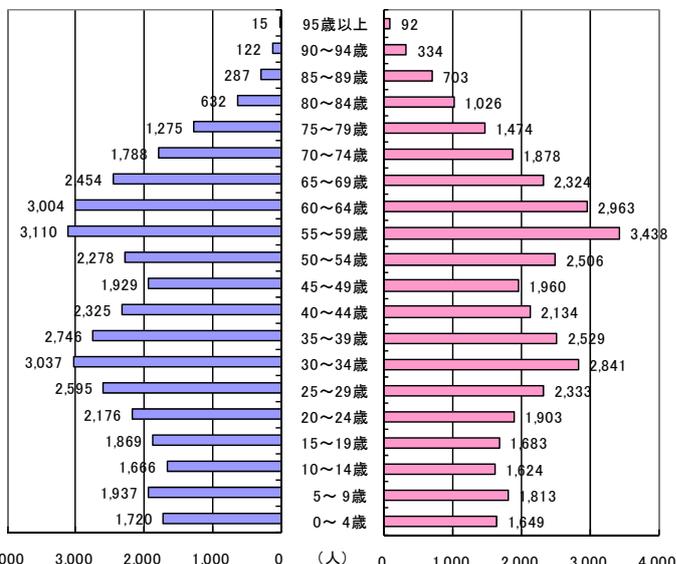


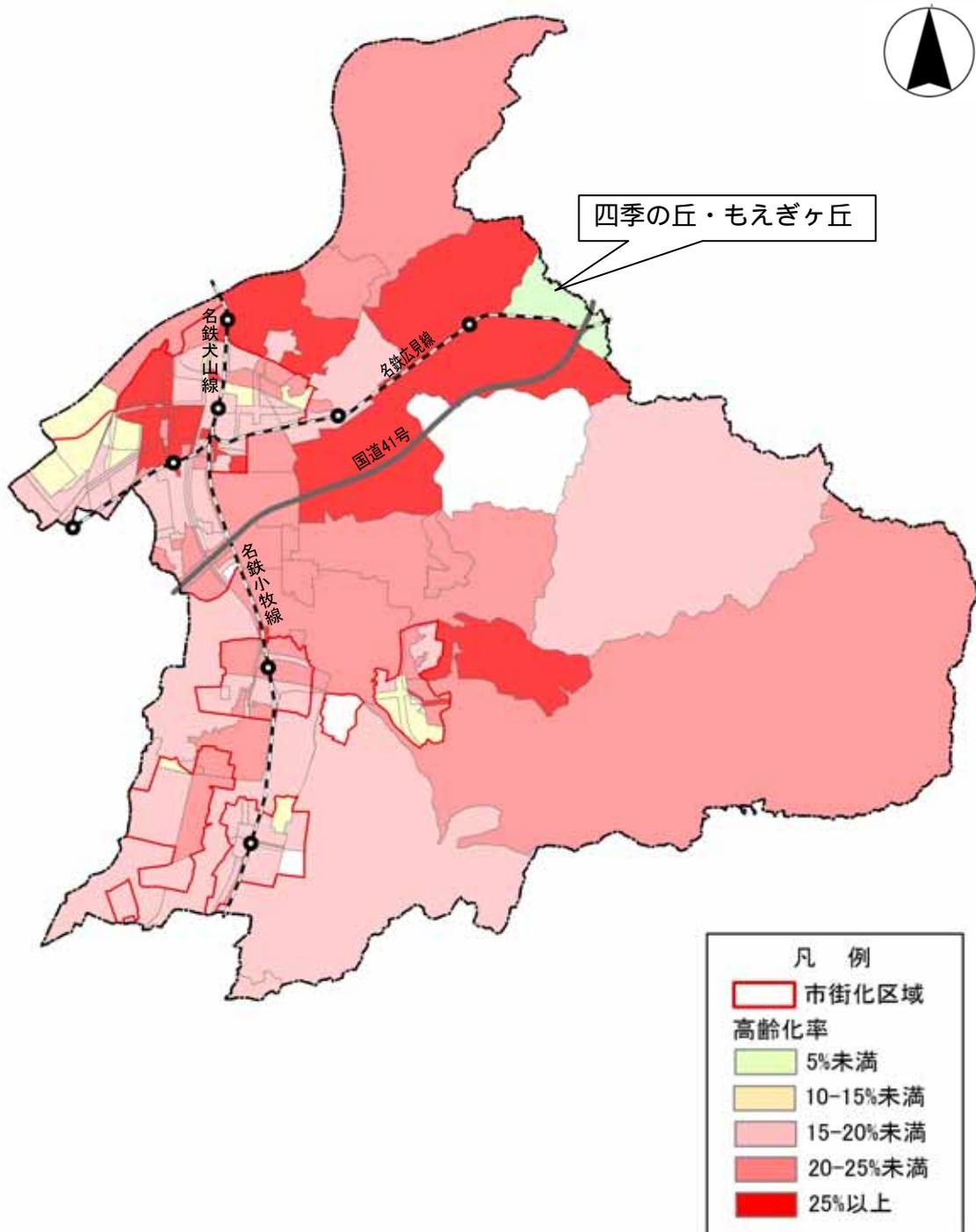
図 5 歳階級別人口構成 (H17)



(資料：国勢調査)

地区別高齢化率の状況

四季の丘・もえぎヶ丘等をはじめ、住宅団地を含む地区については、高齢化率が低くなっていますが、その他の地区では、全体的に高齢化率が20%以上のゾーンが多くなっています。市街化区域内では、犬山地区の中心市街地で高齢化率が25%以上のゾーンがみられます。



高齢者（65歳以上）人口が0人のゾーンは非表示  
（資料：平成18年度都市計画基礎調査）

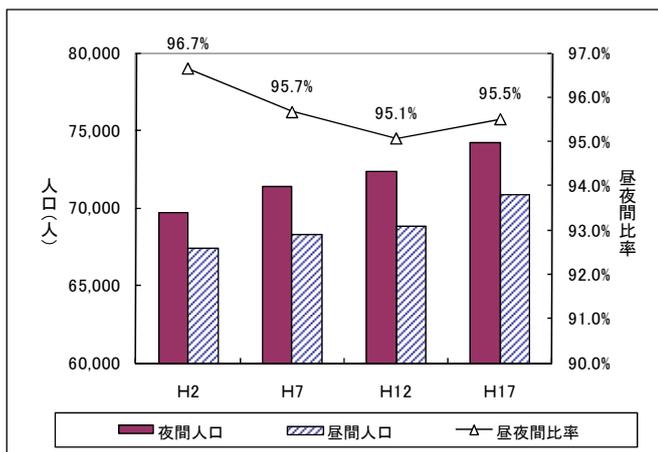
通勤・通学

平成2年から平成17年までの昼夜間人口比は、各時点とも100%を下回っており、ベッドタウン的な性格を有しています。

平成17年の主な犬山市民の通勤先は、市内を除き名古屋市、小牧市が多くなっています。一方、本市で働いている人の居住地としては、岐阜県（主に各務原市・可児市）小牧市、江南市が比較的多くなっています。

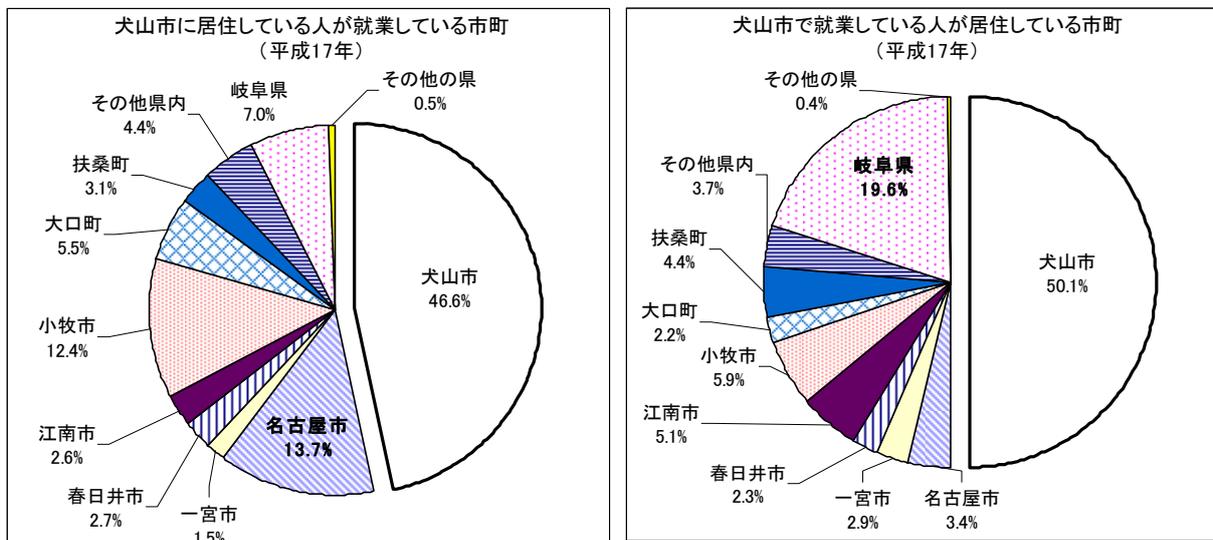
産業別就業者数は、第3次産業が増加傾向にあり、平成17年で約6割を占めています。

図 昼夜間人口の推移



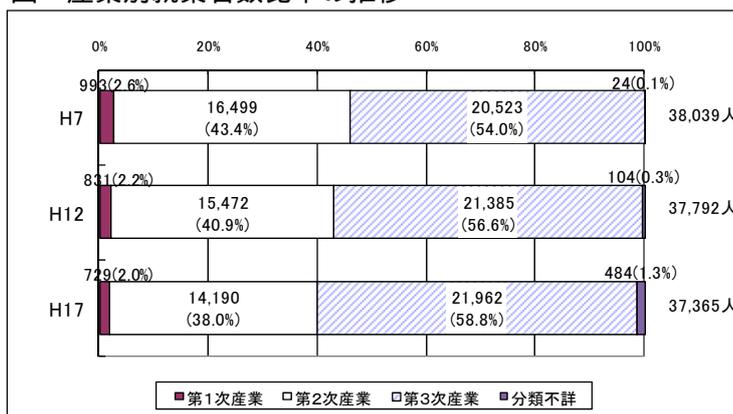
(資料：国勢調査)

図 常住地・従業地による就業者数 (H17)



(資料：国勢調査)

図 産業別就業者数比率の推移



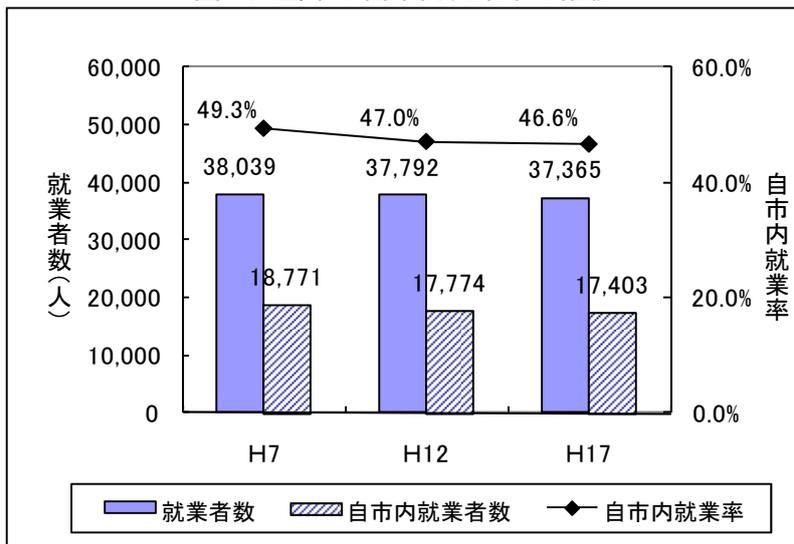
1：小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。  
2：愛知県のデータについては、名古屋市を含む。

(資料：国勢調査)

本市の就業者数は減少傾向にあり、自市内就業率（自市で従業する就業者数 / 当地に常住する就業者数）も低下傾向にあります。

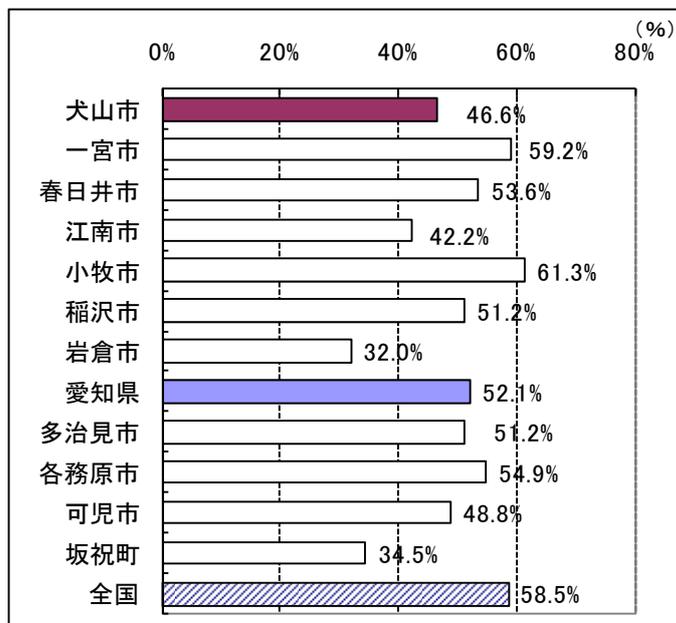
平成 17 年の本市の自市内就業率は 46.6% であり、全国平均及び県平均より低い値となっています。愛知県内の周辺都市と比較すると、小牧市、一宮市、春日井市、稲沢市に次ぎ、5 番目に位置しています。

図 犬山市の自市内就業率の推移



(資料：国勢調査)

図 周辺都市等との自市内就業率の比較 (H17)



愛知県のデータについては、名古屋市を含む。

(資料：国勢調査)

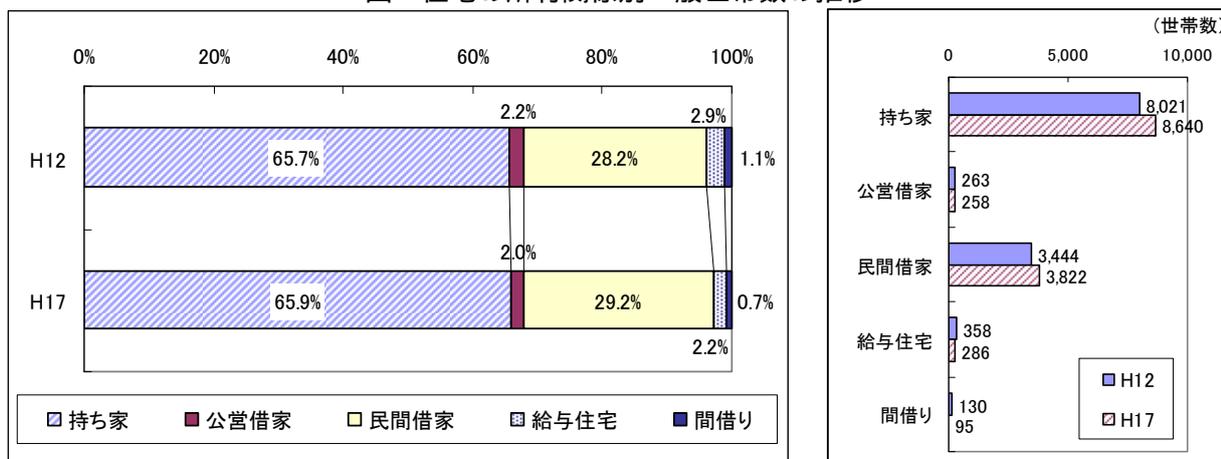
(2) 住宅の状況

住宅の所有関係

住宅の所有関係別の一般世帯数は、平成12年、平成17年ともに約66%が持ち家となっています。平成17年では、やや民間借家の比率が上昇し、給与住宅の比率が下がっています。空き家軒数は平成10年では約1,800軒でしたが、平成15年では約3,000軒と大幅に増加しています。

平成17年のデータで愛知県内の周辺都市と比較すると、一宮市と並び最も持ち家の比率が高く、県平均よりも上回っています。一方、公営借家の割合は、最も低く、民間借家の割合が県平均よりも高くなっています。

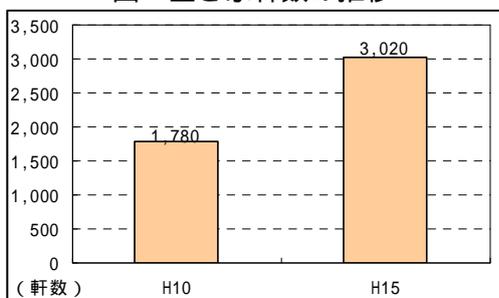
図 住宅の所有関係別一般世帯数の推移



小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。

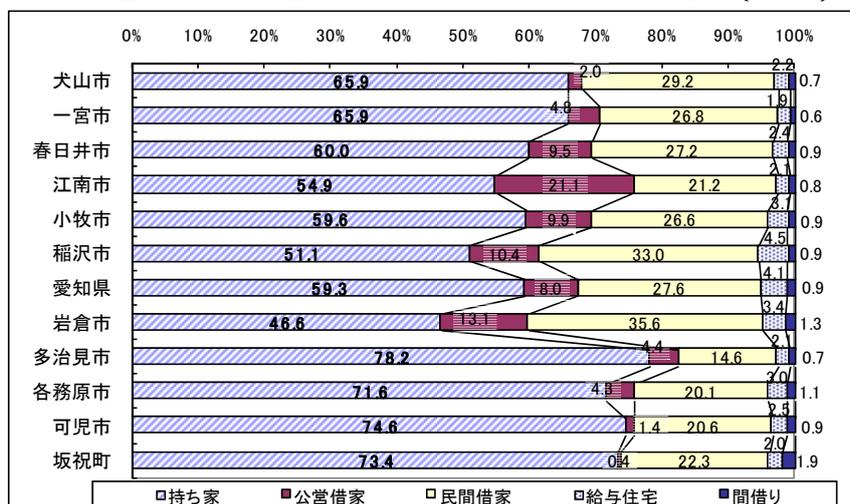
(資料：国勢調査)

図 空き家軒数の推移



(資料：住宅・土地統計調査)

図 周辺都市との住宅の所有関係別一般世帯比率の比較 (H17)



1：小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。  
2：愛知県のデータについては、名古屋市を含む。

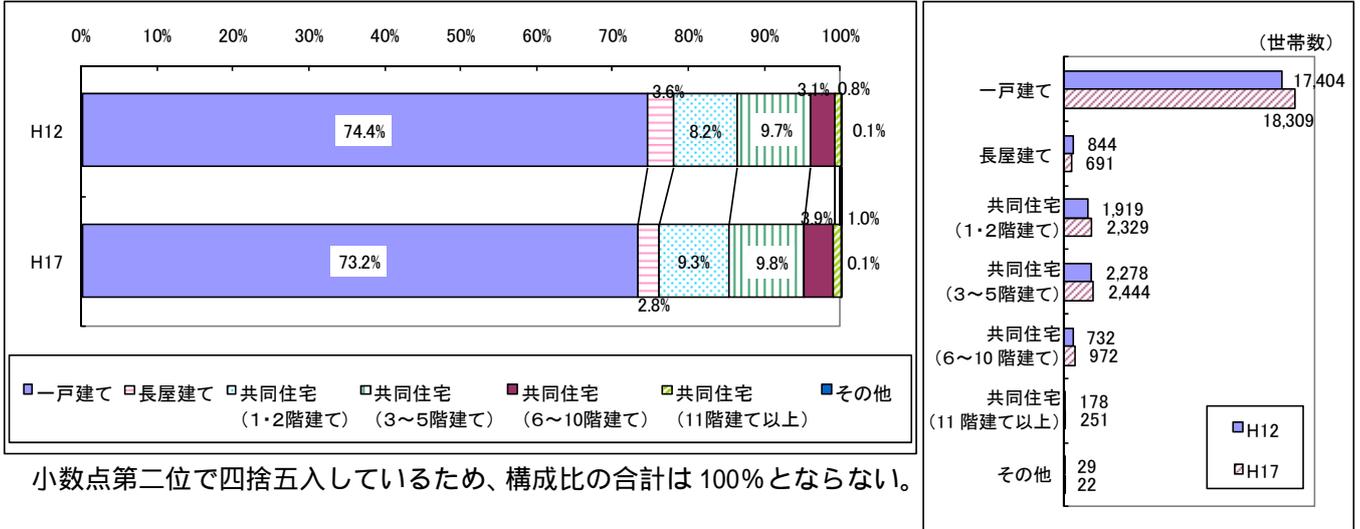
(資料：国勢調査)

住宅の建て方

住宅の建て方別の一般世帯数は、平成 12 年、平成 17 年ともに一戸建てが約 7 割を占め、最も多くなっています。平成 12 年と平成 17 年を比較すると、長屋建てが減少している一方、長屋建て以外の建て方は概ねどれも増加しています。

平成 17 年のデータで愛知県内の周辺都市と比較すると、一戸建ての比率が抜きん出て高い一方、3 階建て以上の共同住宅の割合が低いことが特徴的です。

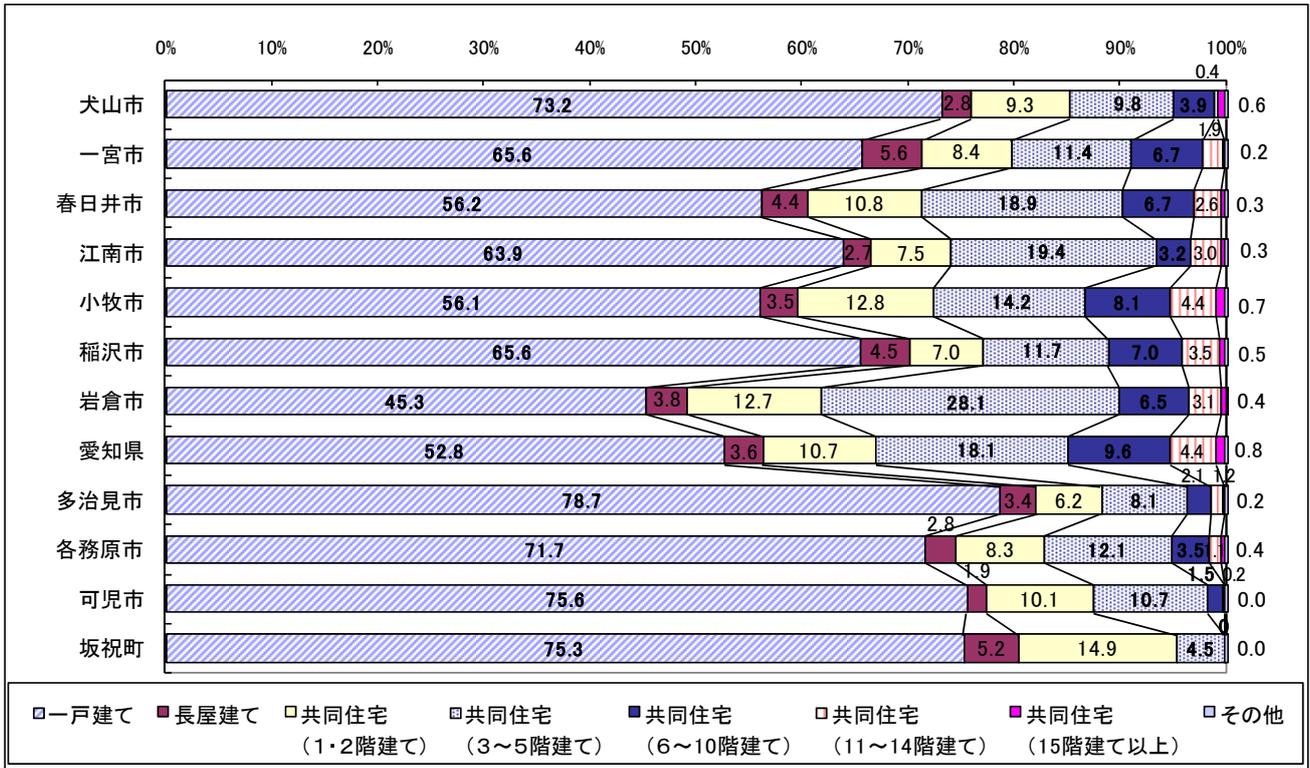
図 住宅の建て方別一般世帯数の構成比の推移



小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は 100% とならない。

(資料：国勢調査)

図 周辺都市との住宅の建て方別一般世帯比率の比較 (H17)



1：小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は 100% とならない。

2：愛知県のデータについては、名古屋市を含む。

(資料：国勢調査)

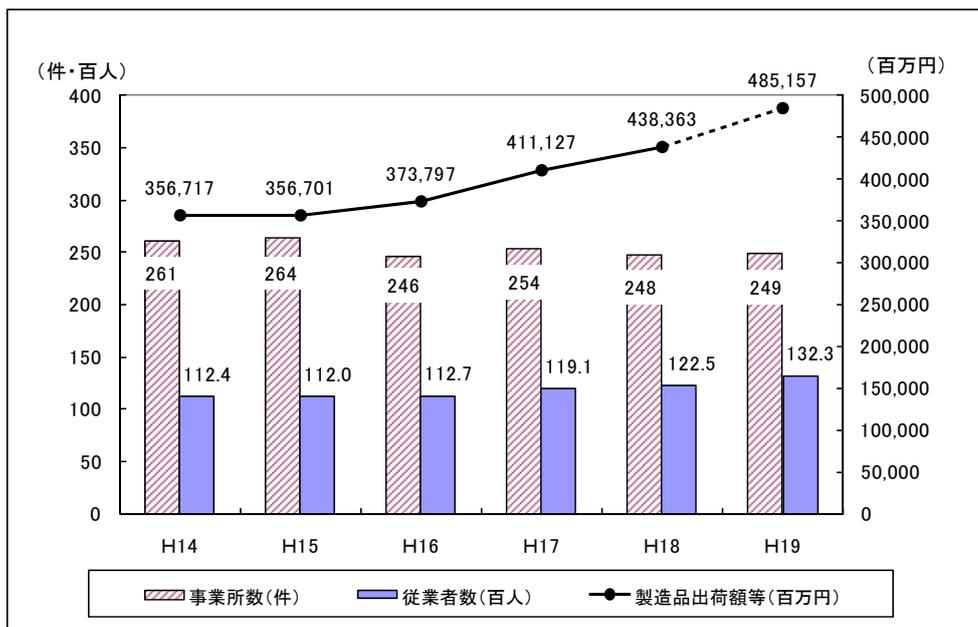
(3) 産業

工業（製造業）

従業者数及び製造品出荷額等は、概ね増加傾向にあります。事業所数はやや減少傾向にあります。

平成 19 年で、製造品出荷額等が多い業種は、上位から一般機械、プラスチック、輸送機械となっています。

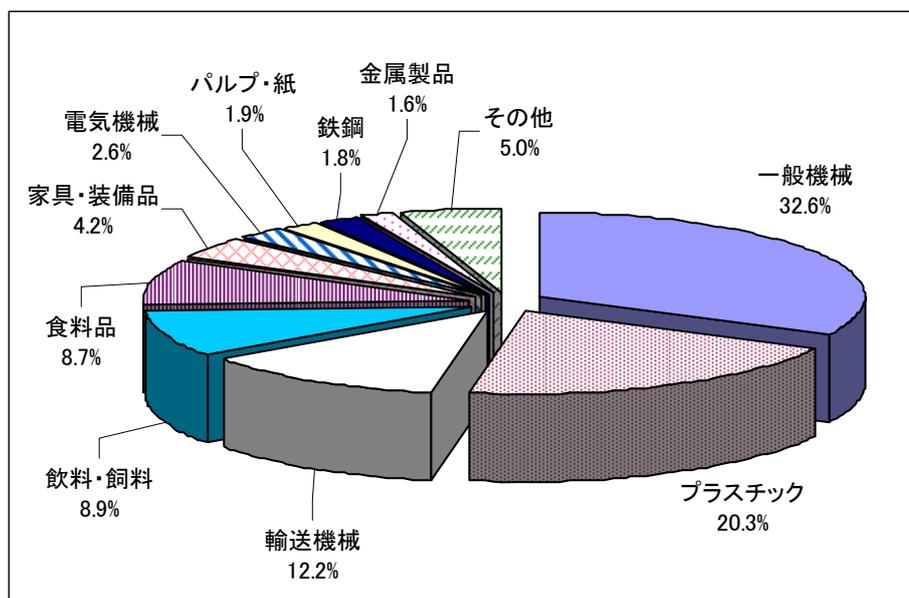
図 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



平成 19 年の製造品出荷額等は、調査項目を変更したことにより、前年の数値とは接続しない。

(資料：工業統計調査)

図 産業中分類別製造品出荷額等 (H19)

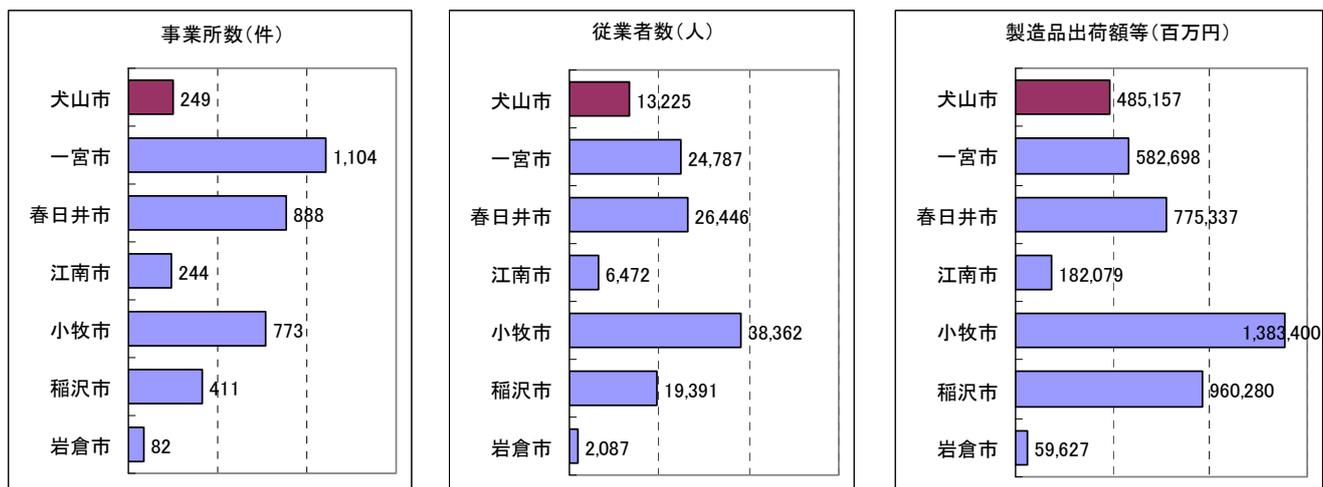


小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は 100% とならない。

(資料：工業統計調査)

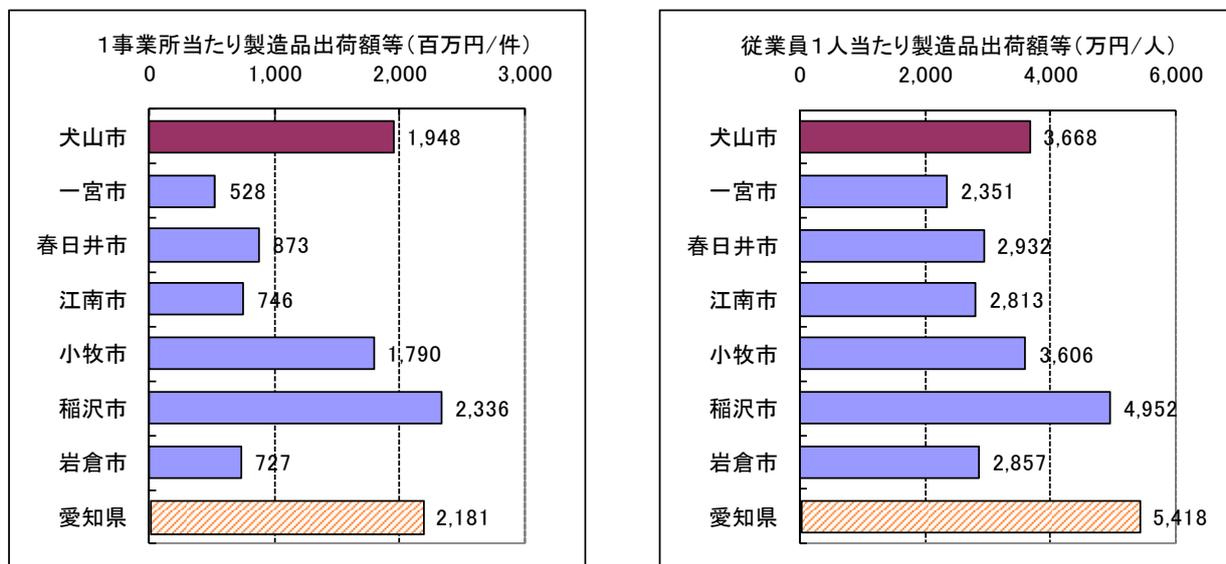
周辺都市と比較してみると、個別指標では、事業所数、従業者数、製造品出荷額等それぞれ5番目の値となっていますが、1事業所当たりの製造品出荷額等、従業員1人当たり製造品出荷額等でみると、愛知県平均よりは少ないですが、稲沢市に次いで高い値を示しており、1事業所の規模が大きく、また、従業員1人当たりの生産性が高いことがうかがえます。

図 周辺都市との比較(1)(H19)



(資料：工業統計調査)

図 周辺都市との比較(2)(H19)



愛知県のデータについては、名古屋市を含む。  
(資料：工業統計調査)

商業（卸・小売業）

【卸売業】

平成6年からの推移をみると、商店数、従業者数ともに増減の変動があり、年間商品販売額は増加傾向にありましたが、平成19年は大幅に減少しています。

平成19年のデータを周辺都市と比較すると、年間商品販売額は最も低位にあり、県平均も下回っています。

図 卸売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

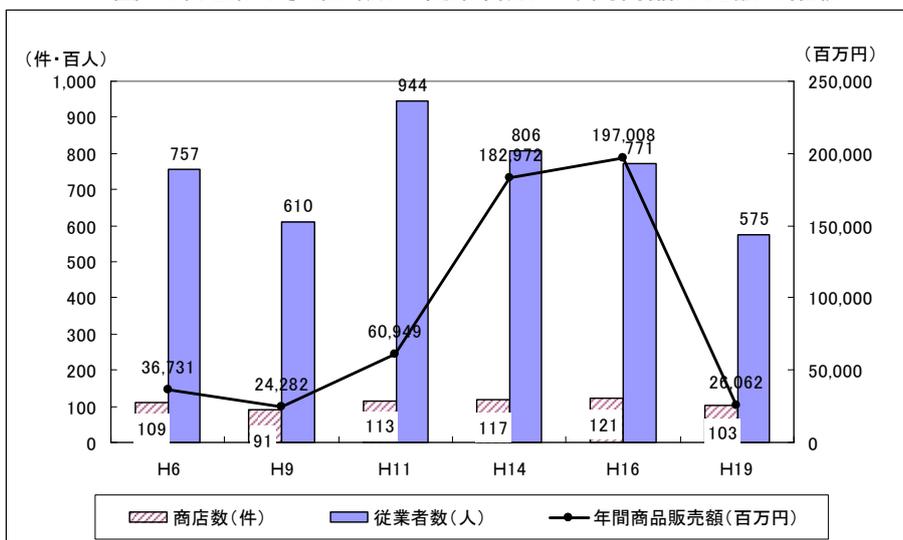
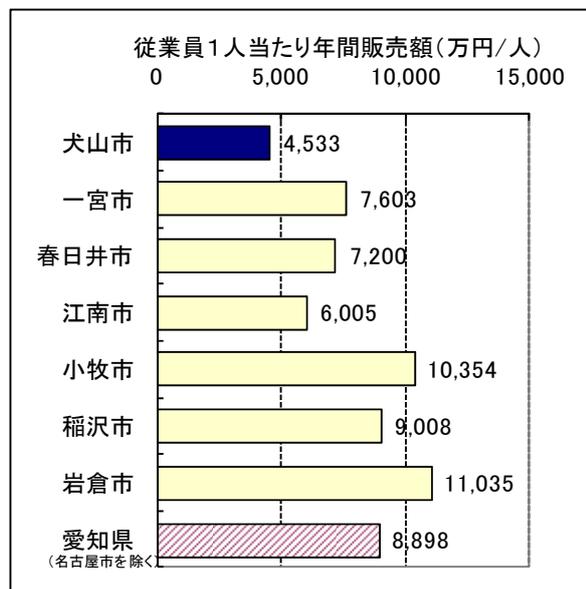
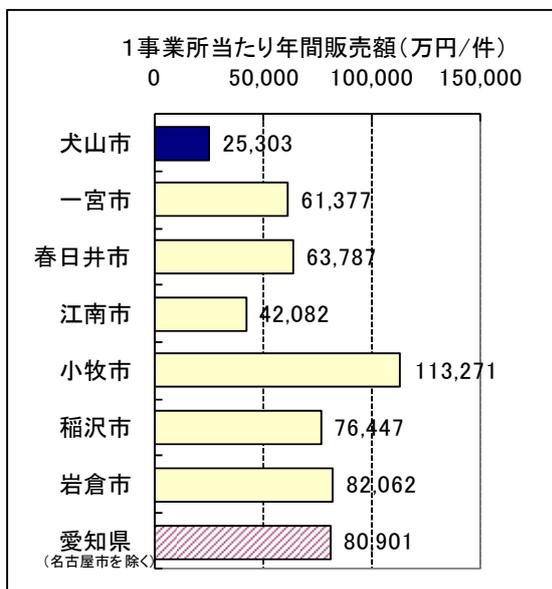


図 周辺都市との比較（H19）

（資料：商業統計調査）

	事業所数(件)	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
犬山市	103	575	2,606,191
一宮市	857	6,918	52,600,086
春日井市	557	4,935	35,529,587
江南市	137	960	5,765,238
小牧市	463	5,065	52,444,463
稲沢市	224	1,901	17,124,047
岩倉市	71	528	5,826,414



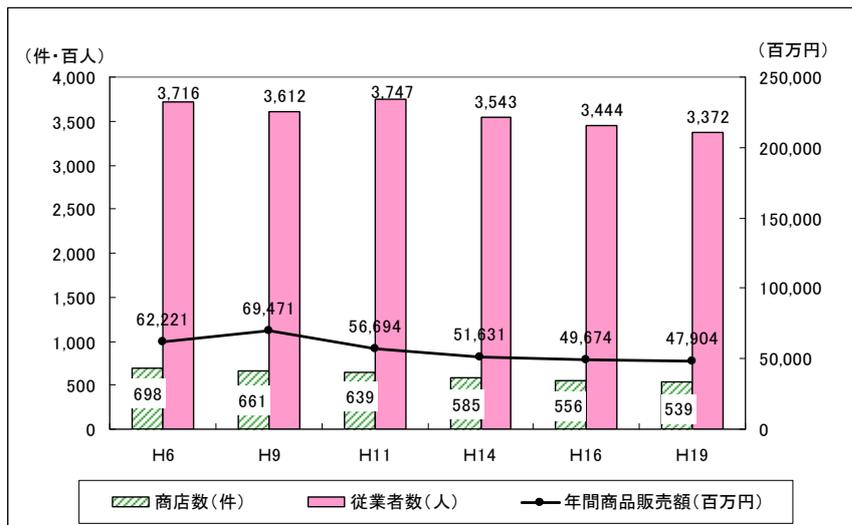
（資料：商業統計調査、愛知県平均は名古屋市を除いた数値）

【小売業】

平成6年からの推移をみると、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向にあります。

平成19年のデータを周辺都市と比較すると、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに岩倉市に次いで少なく、1事業所当たり年間販売額、従業員1人当たり年間販売額は、最も低位にあります。一方、売場面積当たりの販売額は比較的上位になっており、売場効率が良いことがうかがえます。

図 小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



(資料：商業統計調査)

図 周辺都市との比較 (H19)

	事業所数(件)	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	売場面積(m <sup>2</sup> )
犬山市	539	3,372	4,790,385	60,326
一宮市	2,785	20,547	37,283,016	412,494
春日井市	1,856	15,957	30,652,369	330,609
江南市	701	5,101	8,752,544	129,623
小牧市	980	9,243	18,462,355	223,669
稲沢市	957	7,589	12,299,851	164,331
岩倉市	331	2,316	3,612,236	48,690



(資料：商業統計調査、愛知県平均は名古屋市を除いた数値)

本市の小売業の人口1人当たりの年間販売額は約64万円で、周辺都市の中で最も低くなっており、小売吸引力指数でも0.56とかなり外部へ流出する状況にあると考えられます。

小売吸引力指数とは、各市人口一人当たり販売額を県の人口1人当たり販売額で除した値。地域が買い物客を引きつける力を表す指標で、指数が1以上の場合は、買い物客を外部から引きつけ、1未満の場合は、外部に流出しているとみることができる。

図 小売業の人口1人当たり年間販売額の比較（H19）

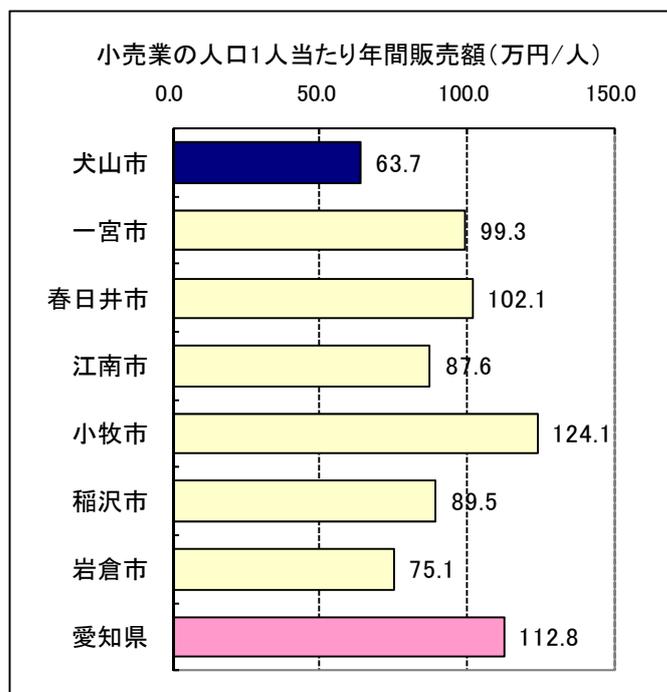
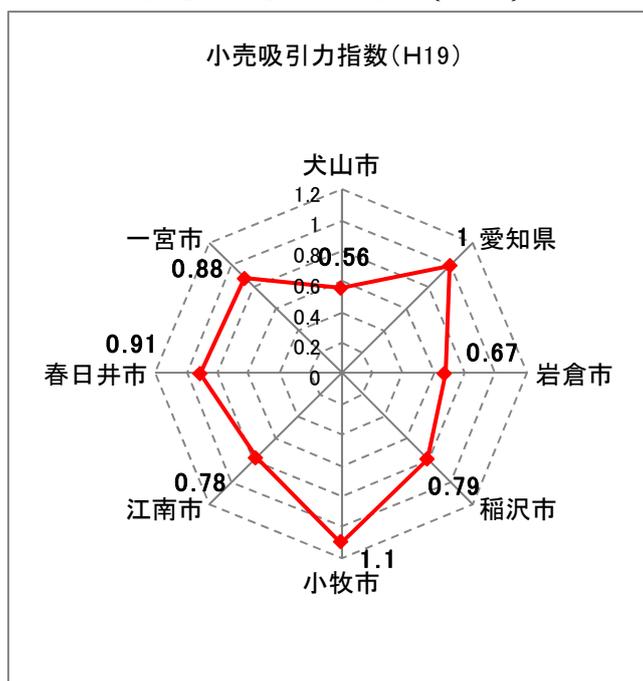


図 小売吸引力指数の比較（H19）



(資料：商業統計調査、人口は愛知県の人口より平成19年10月現在)  
愛知県平均は名古屋市も含む

農業

本市の農業産出額の推移をみると、平成9年から平成14年にかけて産出額は減少傾向にありましたが、平成14年以降は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

平成18年の農業産出額を周辺都市と比較すると、岩倉市、江南市に次いで低くなっています。

図 農業産出額の推移

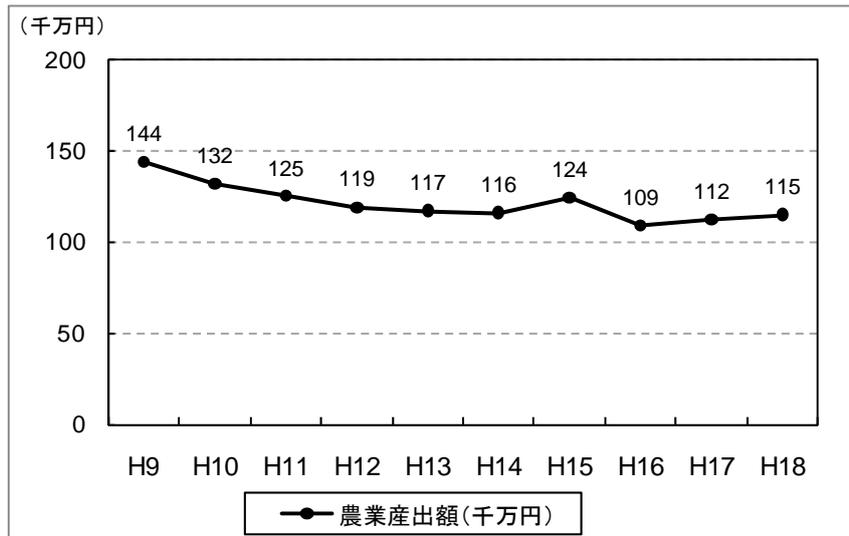
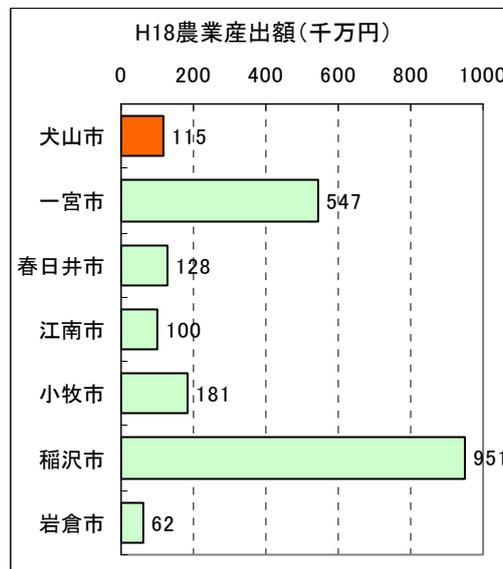


図 農業産出額の比較 (H18)



(資料：生産農業所得統計)

農家人口等の推移をみると、農家人口及び農家は年々減少しています。また、産業別就業人口のうち農業の割合も減少しています。

農業振興地域の土地利用の動向をみると、農用地区域面積は年々減少しており、平成18年では1,165haとなっています。

平成21年における市民農園・市民菜園の合計面積は約8,400㎡となっています。

表 農家人口等の推移

単位：人、世帯、%

	総人口		総世帯数	うち農家	産業別就業人口				
	総人口	うち農家人口			総就業人口	第1次	うち農業	第2次	第3次
平成2年	69,801 (100)	6,036 (8.6)	20,558 (100)	1,877 (9.2)	35,600 (100)	932 (2.6)	930 (2.6)	16,924 (47.5)	17,698 (49.7)
平成7年	71,342 (100)	5,356 (7.5)	22,538 (100)	1,689 (7.5)	38,039 (100)	993 (2.6)	983 (2.6)	16,499 (43.4)	20,523 (54.0)
平成12年	72,583 (100)	4,476 (6.2)	24,339 (100)	1,591 (6.5)	37,792 (100)	831 (2.2)	827 (2.2)	15,472 (40.9)	21,385 (56.6)
平成17年	74,283 (100)	3,312 (4.5)	26,040 (100)	1,526 (5.9)	38,756 (100)	644 (1.7)	640 (1.7)	15,599 (40.2)	22,513 (58.1)

- (注) 1. 市町村行政区域に関する数字である。  
 2. 資料：犬山市第4次総合計画、2000年農林業センサス、国勢調査、農林水産統計年報  
 3. 平成17年の人口及び世帯数は、平成17年国勢調査及び2005年農林業センサスの速報値を使用した。  
 4. ( )内は構成比である。小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。

表 農業振興地域の土地利用の動向

単位：ha、%

	総面積	農用地			農業用施設用地	森林原野	混牧林地	住宅地	工業用地	その他
		農地	採草放牧地	計						
平成2年	2,643 (100)	1,210 (45.8)	0 (0)	1,210 (45.8)	2 (0.1)	381 (14.4)	0 (0)	457 (17.3)	51 (1.9)	542 (20.5)
平成7年	2,604 (100)	1,219 (46.8)	0 (0)	1,219 (46.8)	2 (0.1)	375 (14.4)	0 (0)	443 (17.0)	50 (1.9)	515 (19.8)
平成12年	2,604 (100)	1,193 (45.8)	0 (0)	1,193 (45.8)	2 (0.1)	354 (13.6)	0 (0)	474 (18.2)	52 (2.0)	529 (20.3)
平成18年	2,600 (100)	1,165 (44.8)	0 (0)	1,165 (44.8)	5 (0.2)	352 (13.5)	0 (0)	484 (18.6)	53 (2.0)	541 (20.8)

- (注) 1. ( )内は構成比である。小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。  
 2. 資料：概要調書・管理状況報告書等

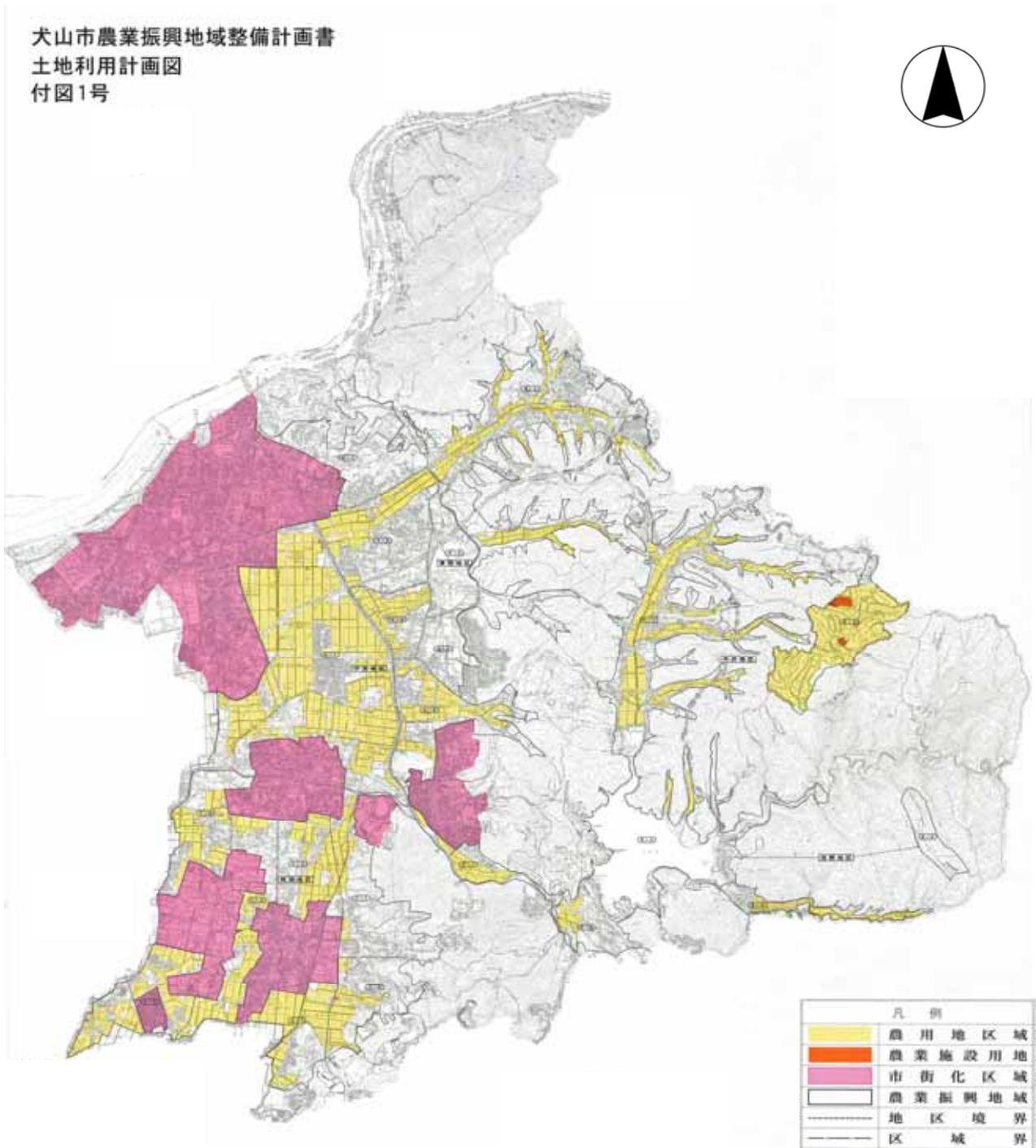
(資料：犬山市農業振興地域整備計画基礎資料)

表 市民農園・市民菜園の状況(H21)

区分	名称	所在地	面積(㎡)
市民農園	善師野	善師野一丁目44番1	664
市民菜園			7,739
	摺墨	羽黒字摺墨40番ほか	2,403
	妙覚	犬山字妙覚11番2ほか	2,217
	善師野	善師野三丁目183番	633
	子安	羽黒字子安13番1	2,486
合計			8,403

(資料：犬山市)

図 農業振興地域図



(資料:犬山市)

## 2. 都市構造・社会資本整備の状況

### 2 - 1 土地利用の現状と動向

#### (1) 区域区分の変遷と用途地域の現況

本市の市街化区域面積は、昭和45年の線引き当初約1,000haであったものが、平成13年には約1,057haまで拡大し、現在に至っています。

用途地域構成は、第1種住居地域が32.3%で最も大きな割合を占め、次いで第1種低層住居専用地域が13.2%となっており、住居系用途地域が約7割と大半を占めています。なお、商業系用途地域は約1割、工業系用途地域は約2割となっています。

表 区域区分の変遷

決定・変更 年月日	告示番号	市街化区域 面積	市街化調整区域 面積	市街化区域比率
昭和45年11月24日	愛知県告示 第912号	1,000ha	6,497ha	13.3%
平成3年9月4日	愛知県告示 第817号	1,038ha	6,459ha	13.8%
平成13年5月15日	愛知県告示 第405号	1,057ha	6,440ha	14.1%
平成22年12月24日	愛知県告示 第749号	1,057ha	6,440ha	14.1%

(資料：犬山市都市計画建築課)

表 用途地域別面積・構成比

用途地域区分	建ぺい率 / 容積率	面積	比率
第1種低層住居専用地域	60/100、30/50	140ha	13.2%
第2種低層住居専用地域	60/100	17ha	1.6%
第1種中高層住居専用地域	60/150、60/200	75ha	7.1%
第2種中高層住居専用地域	60/200	34ha	3.2%
第1種住居地域	60/200	341ha	32.3%
第2種住居地域	60/200	67ha	6.3%
準住居地域	60/200	30ha	2.8%
近隣商業地域	80/200	62ha	5.9%
商業地域	80/400	52ha	4.9%
準工業地域	60/200	47ha	4.5%
工業地域	60/200	64ha	6.1%
工業専用地域	60/200	128ha	12.1%
市街化区域		1,057ha	100.0%
市街化調整区域		6,440ha	
計		7,497ha	

(資料：犬山市都市計画建築課)



(2) 市街化動向

昭和 50 年以降の大きな傾向としては、市街化区域人口が増加し、市街化調整区域人口は減少していますが、昭和 60 年と平成 17 年については、市街化調整区域の人口が増加しています。

昭和 45 年の市街化区域人口密度は 21.4 人/ha とかなり低い数値でしたが、平成 2 年以降は概ね 45 人/ha 強の数値で一定しており、市街地として成熟してきていることがうかがえます。しかし、平成 17 年においても市街化区域全域の人口密度は 46.3 人/ha、工業専用地域を除いても 52.6 人/ha となっており、市街化区域の人口密度の目安である 60 人/ha は下回っています。

都市計画運用指針では住宅用地の人口密度については、1ha 当たり 80 人以上を目標とすることが望ましいとされており、これから住宅用地に非可住地を加えた市街化区域では、1ha 当たり概ね 60 人程度が目安と考えられる。

図 市街化区域と市街化調整区域の人口の推移

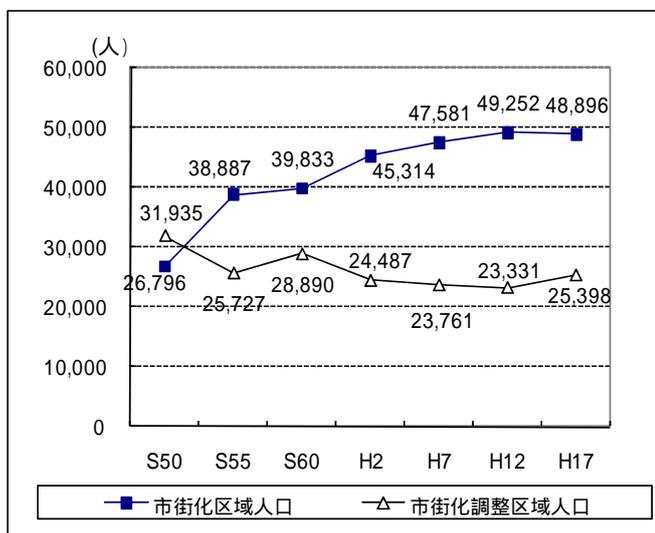
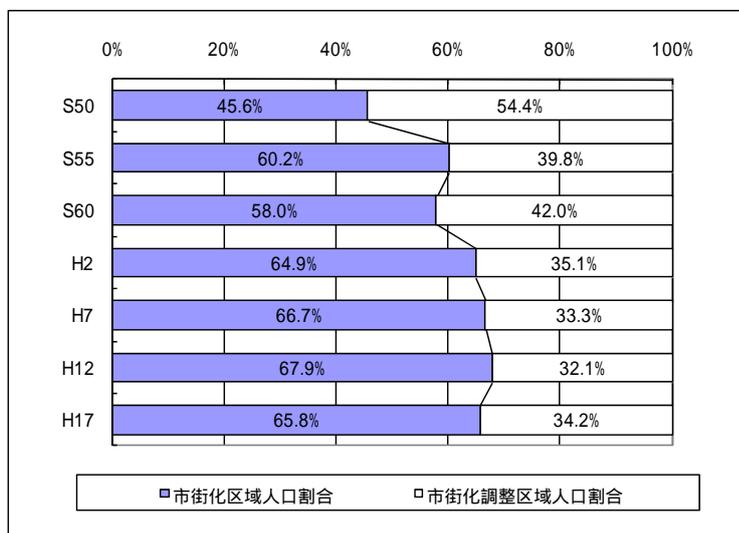
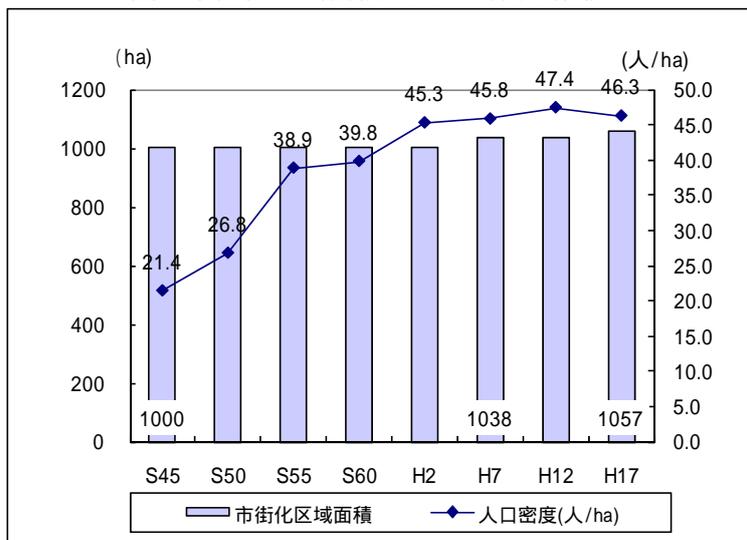


図 市街化区域と市街化調整区域の人口内訳の推移



(資料：都市計画基礎調査)

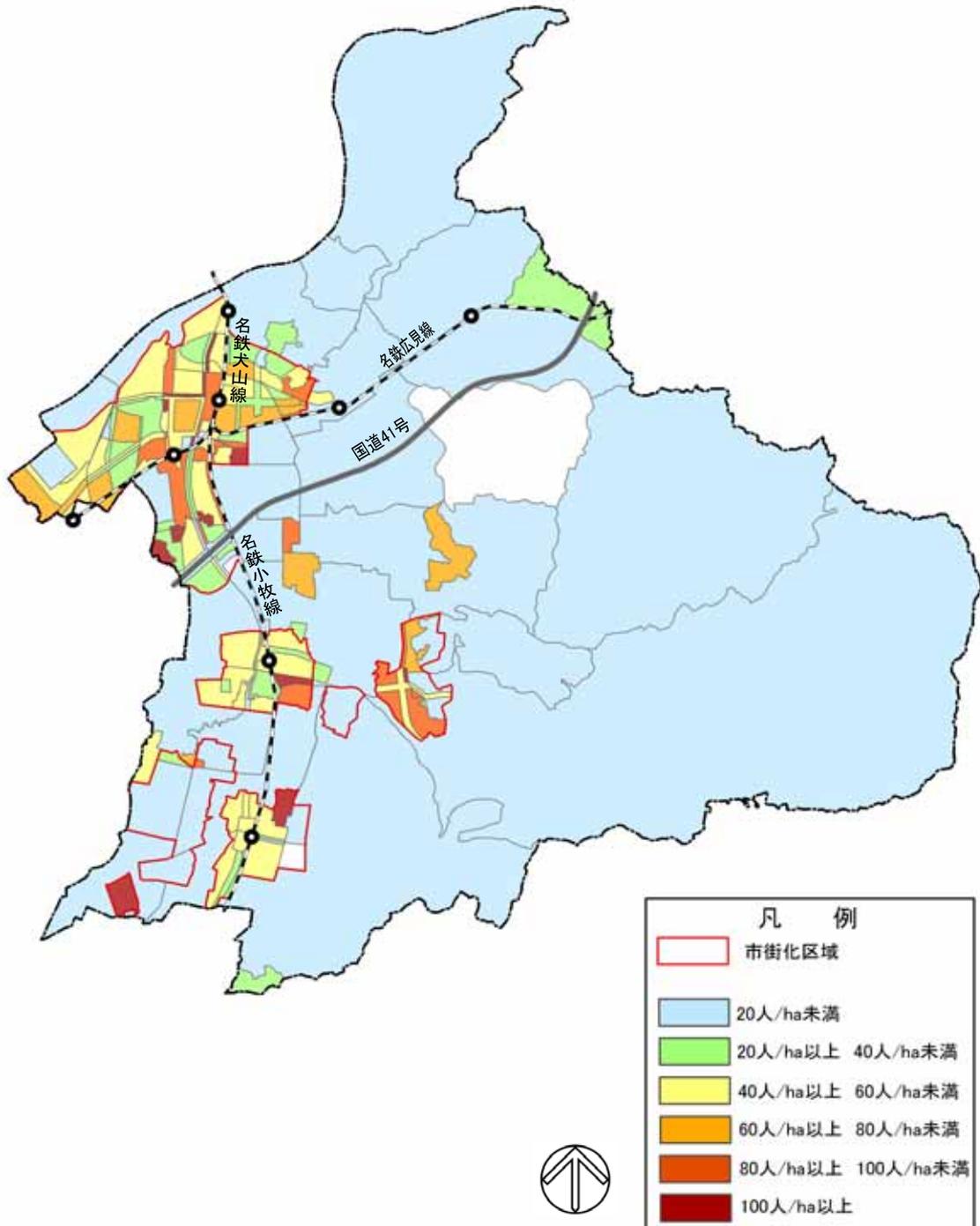
図 市街化区域面積・人口密度の推移



(資料：都市計画基礎調査)

グロス人口密度（都市計画基礎調査の調査区（小ゾーン）ごとの人口を当該ゾーン面積で除したもの）の分布図をみると、高密度（80人/ha以上）の市街地は、基本的に犬山駅及び犬山口駅の周辺及び県営住宅や宅地開発が行われた地区となっています。

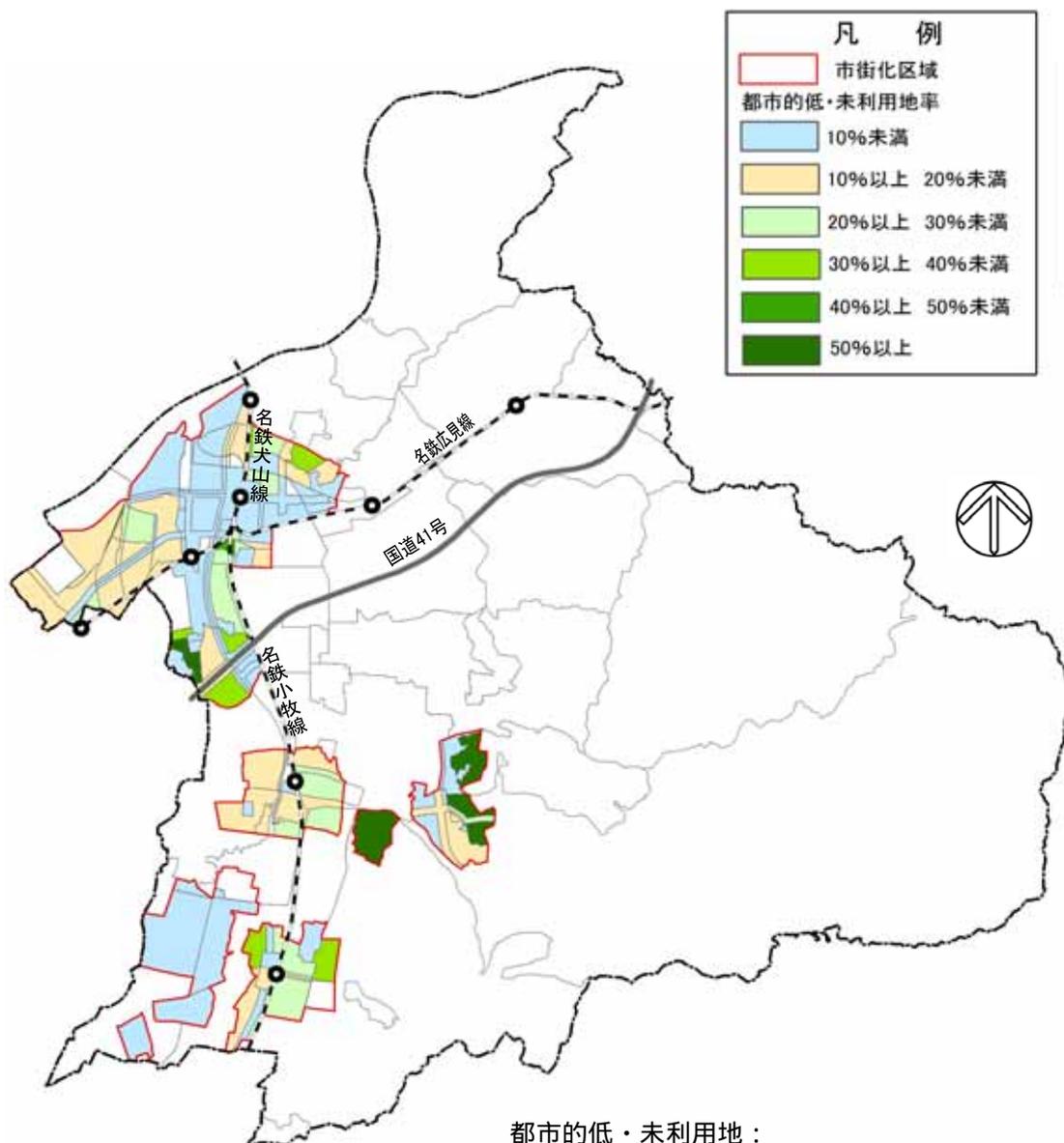
図 人口密度分布図（H17）



人口が0人のゾーンは非表示  
（資料：都市計画基礎調査）

市街化区域内で、ゾーン面積に対して都市的低・未利用地の割合が高い地区（50%以上）は、犬山高根洞工業団地の他、五郎丸地区、羽黒地区、池野地区の一部にみられます。

図 都市的低・未利用地割合図（H19）



都市的低・未利用地：  
市街地内において都市的な土地利用が図られていない  
「農地（田・畑）」、「山林」、「その他の空地」をさす。  
（資料：都市計画基礎調査）

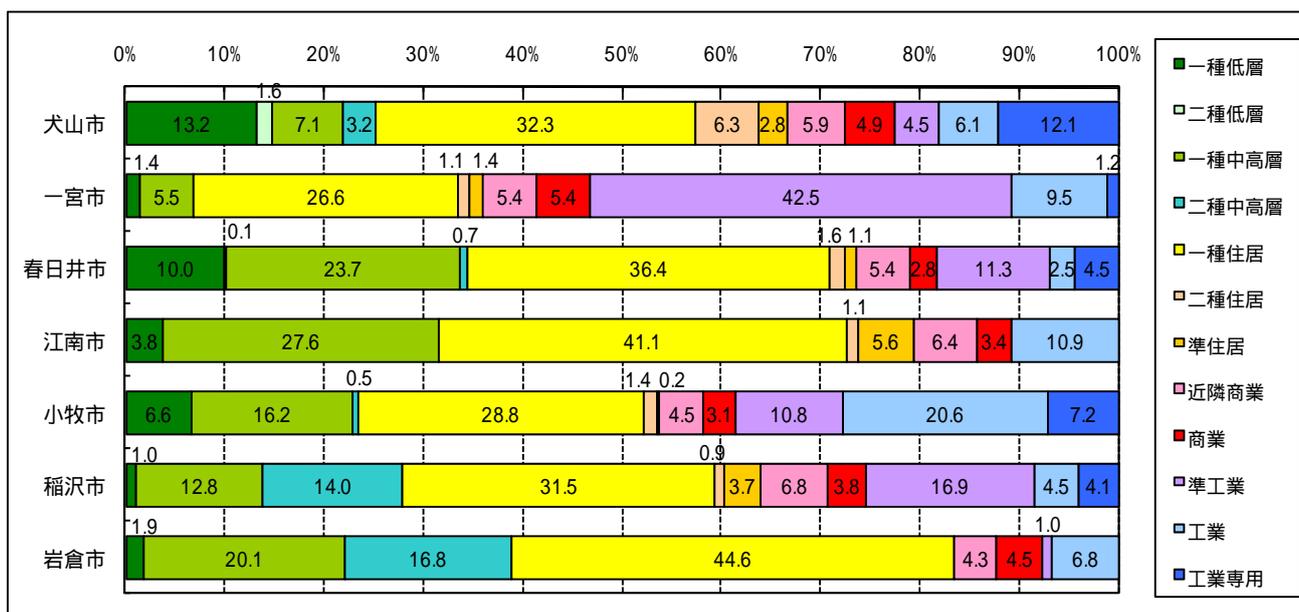
(3) 土地利用の現況と動向

用途地域構成と土地利用現況

用途地域構成について、周辺都市と比較すると、住居系用途地域の占める割合は、岩倉市、江南市、春日井市に次いで高くなっており、商業系及び工業系用途地域の占める割合は、一宮市、小牧市、稲沢市に次いで高くなっており、用途地域構成比率のバランスは中位に位置しています。

平成19年の市街化区域内土地利用現況の構成割合をみると、やはり住宅用地が約36%を占めており、用途地域構成と同様に住居系の土地利用が多くを占めています。

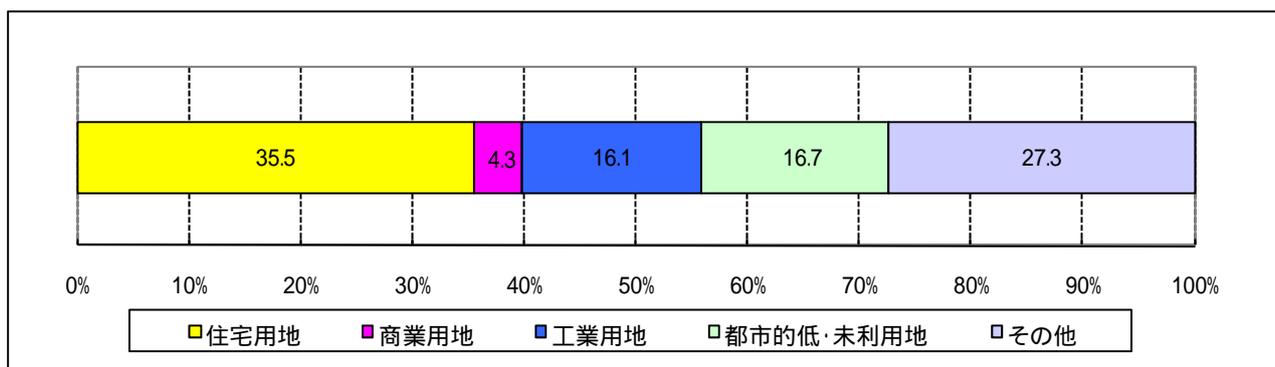
図 周辺都市との用途地域構成比率の比較 (H20)



小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。

(資料：都市計画年報)

図 市街化区域内土地利用現況比率 (H19)



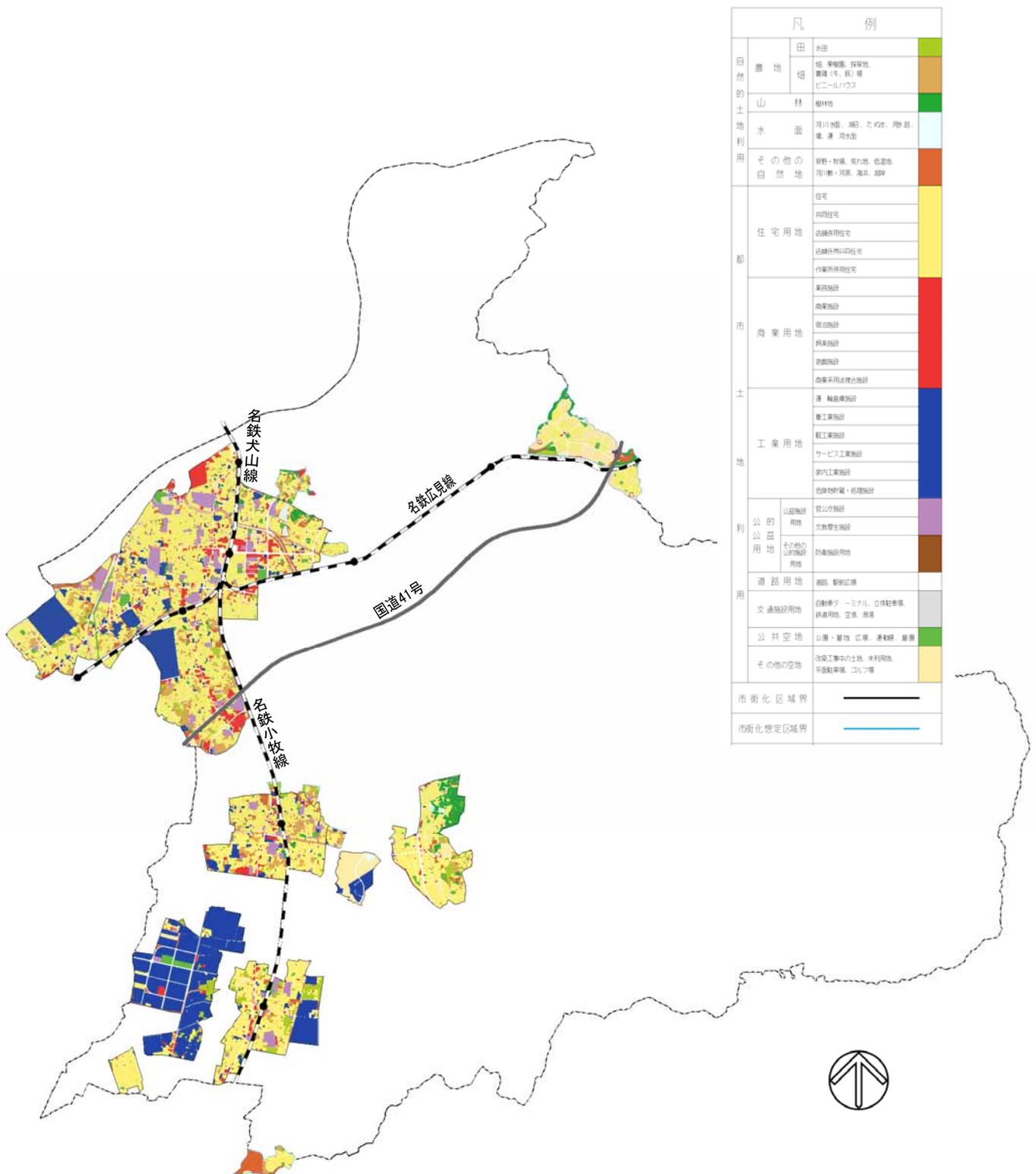
都市的低・未利用地：市街地内において都市的な土地利用が図られていない「農地(田・畑)」、「山林」、「その他の空地」をさす。

その他：水面、その他の自然地、公的公益施設用地、道路用地、交通施設用地、公共空地

小数点第二位で四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない。

(資料：都市計画基礎調査)

図 市街化区域内土地利用現況図[市街化調整区域D I Dを含む] ( H 19 )

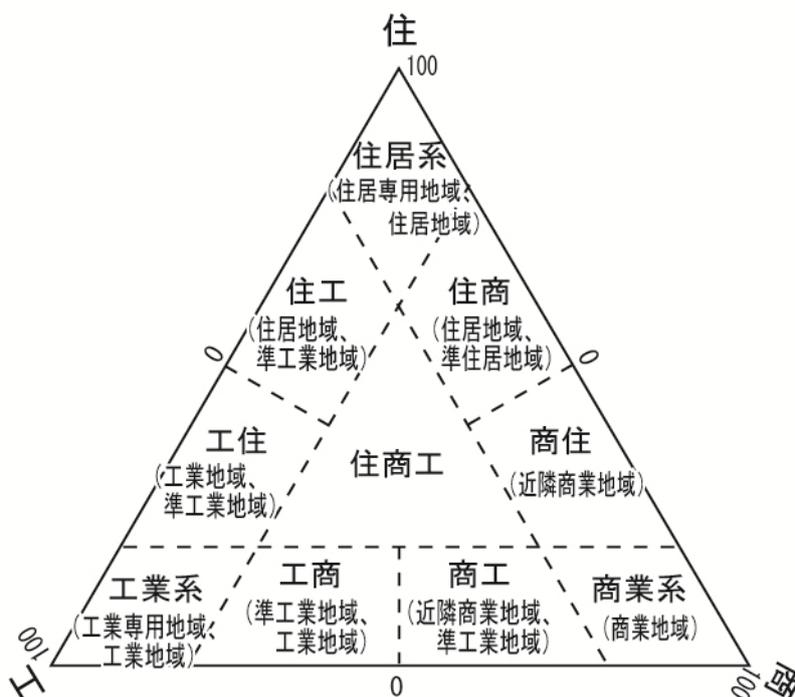


(資料：都市計画基礎調査)

用途地域別の土地利用現況

各用途地域を対象として、平成 15 年度及び平成 19 年度の都市計画基礎調査区（小ゾーン）単位ごとの土地利用の用途構成（住居系、商業系、工業系）の現況を把握し、その動向とともに都市計画の指定用途地域と土地利用現況の整合性が図られているかどうかを確認する。なお、把握にあたっては、下図のような三角グラフを用いることとする。また、各用途地域の三角グラフの着色部分が、その指定意図を反映した用途構成のゾーンである。

図 三角グラフ



以下のように、都市計画基礎調査区（小ゾーン）の宅地面積（住宅地、商業地、工業地の合計面積）内におけるそれぞれの土地利用割合を算出して三角グラフ上にプロットし、その用途構成の特徴を把握する。

$\text{住宅地率}(\%) = \text{住宅地面積} / \text{宅地面積}(\text{住宅地、商業地、工業地の合計面積}) \times 100$ $\text{商業地率}(\%) = \text{商業地面積} / \text{宅地面積}(\text{住宅地、商業地、工業地の合計面積}) \times 100$ $\text{工業地率}(\%) = \text{工業地面積} / \text{宅地面積}(\text{住宅地、商業地、工業地の合計面積}) \times 100$
--

低層住居専用地域の調査区においては、概ね住宅地率の高い住居系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属しています。五郎丸地区の一部で若干用途の混在がみられます。なお、そのうち動向として商業系から住居系に移行している調査区もみられます。

中高層住居専用地域の調査区においても、住居系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属している地区が多くなっています。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

図 低層（第1種低層・第2種低層）住居専用地域の三角グラフ

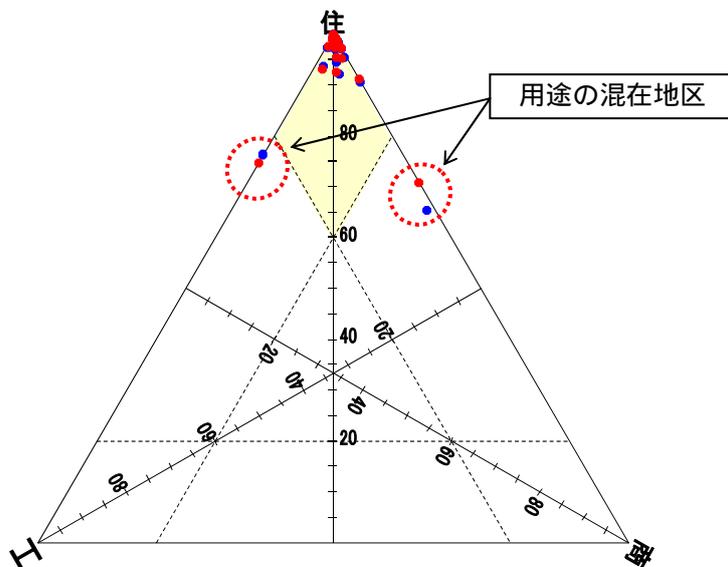
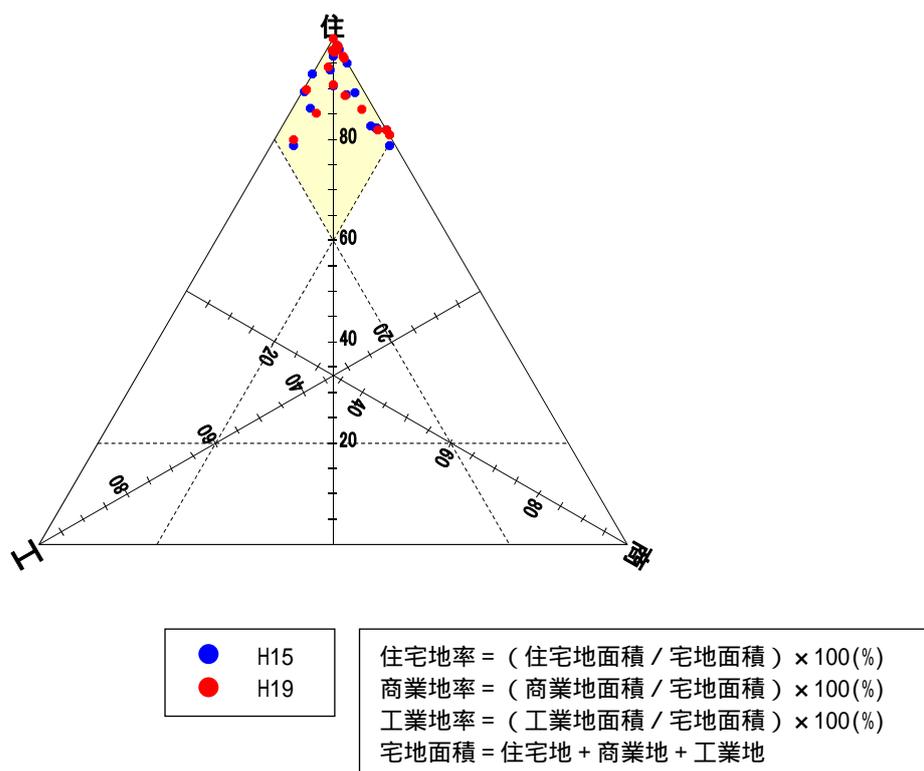


図 中高層（第1種中高層・第2種中高層）住居専用地域の三角グラフ



第1種住居地域の調査区においては、概ね住宅地率の高い住居系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属していますが、一部にはやや商業地率が高い地区もみられます。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

第2種住居地域に指定されている地区は、多くは住居系の比率が高くなっていますが、若干、五郎丸地区のゾーン等で商業地率、(都)犬山大橋線沿道のゾーンで工業地率の高い地区がみられます。なお、全体的な調査区の動向として住居系に移行していることがうかがえます。準住居地域についても、住居系土地利用の比率が大きくなっています。なお、全体的な調査区の動向として住居系に移行していることがうかがえます。

図 第1種住居地域の三角グラフ

図 第2種住居地域の三角グラフ

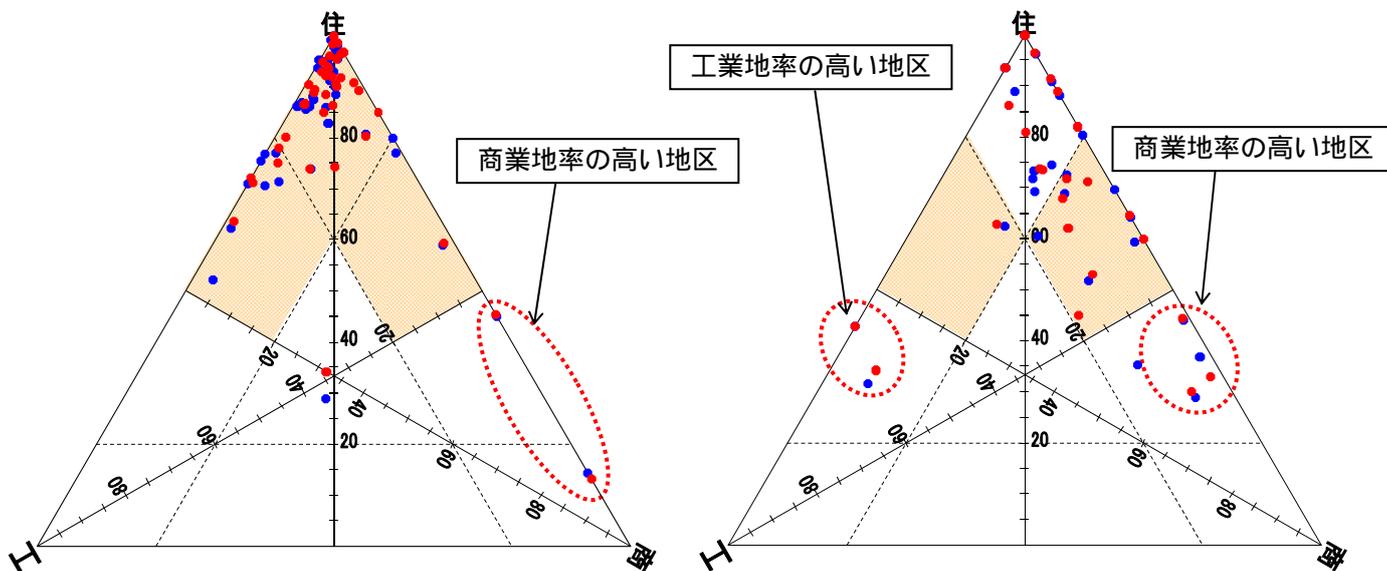
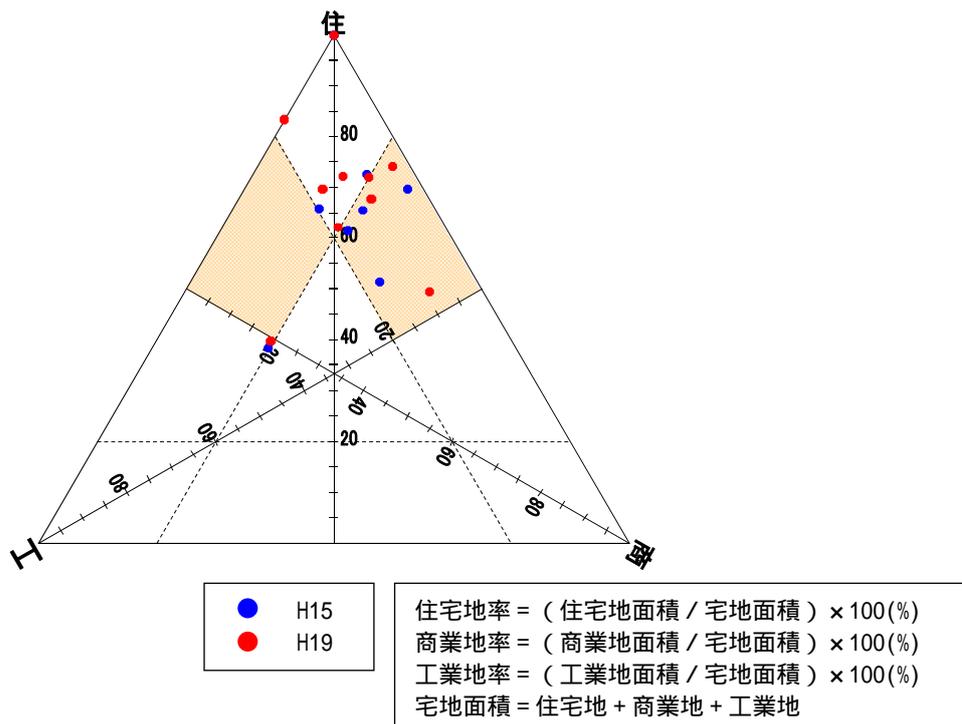


図 準住居地域の三角グラフ



近隣商業地域の調査区においては、商住系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属する調査区よりも、住宅地率の高い地区が多くなっています。なお、全体的な調査区の動向として住居系に移行していることがうかがえます。

商業地域の調査区においても、犬山駅東を除き、住宅地率の方が高くなっています。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

図 近隣商業地域の三角グラフ

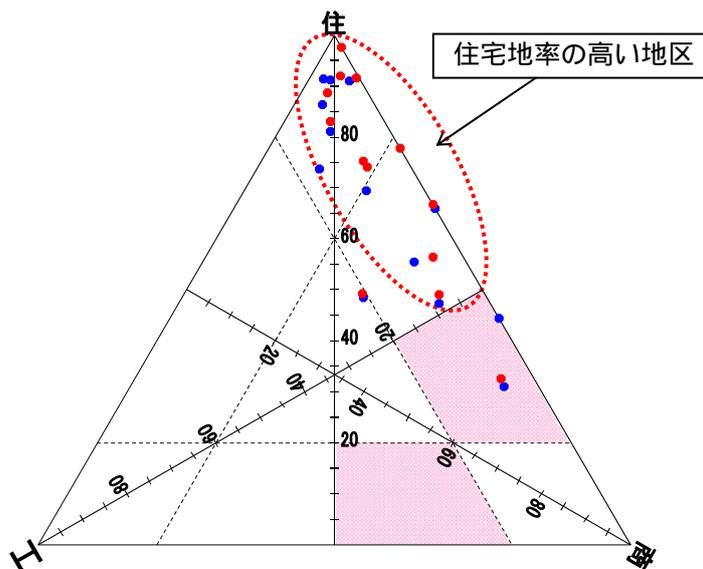
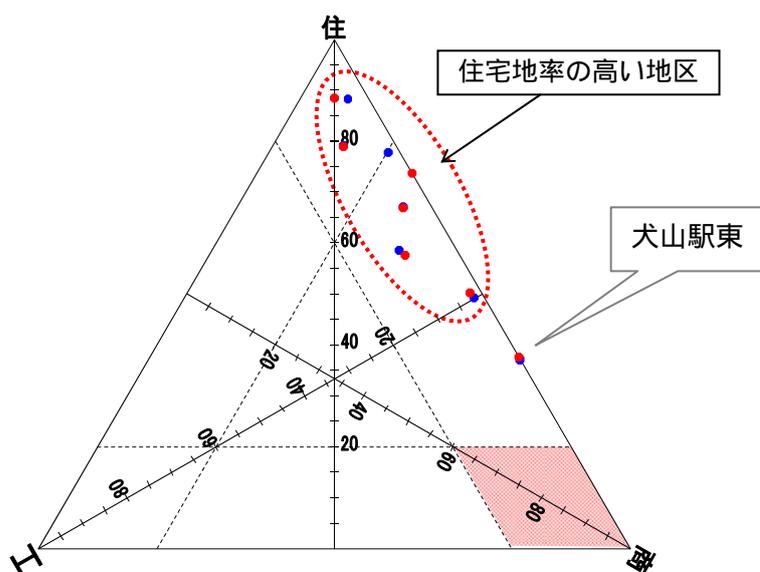


図 商業地域の三角グラフ



- H15
- H19

住宅地率 = (住宅地面積 / 宅地面積) × 100(%)  
 商業地率 = (商業地面積 / 宅地面積) × 100(%)  
 工業地率 = (工業地面積 / 宅地面積) × 100(%)  
 宅地面積 = 住宅地 + 商業地 + 工業地

準工業地域の調査区においては、工業地率が高い地区がやや多くなっており、住宅地率が高い地区や住・商・工の混在した地区も一部みられます。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

工業地域の調査区においては、工業系・工住系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属している調査区が多くなっていますが、羽黒新田地区のゾーンで一部、住工系ゾーン含まれる調査区がみられます。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

工業専用地域の調査区については、すべての地区が工業系ゾーン（指定意図を反映したゾーン）に属しています。なお、動向としてはあまり大きな変化はないと考えられます。

図 準工業地域の三角グラフ

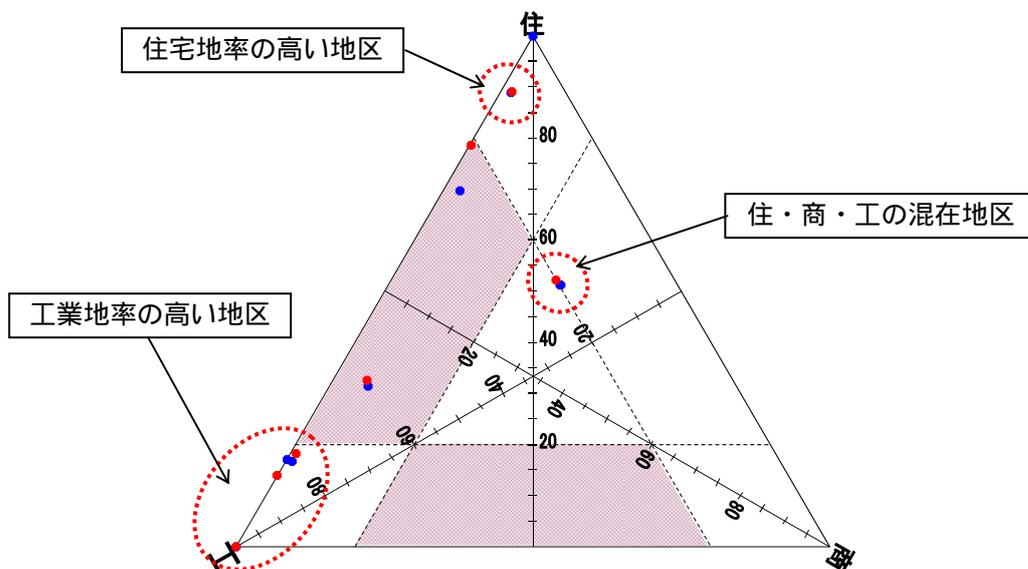
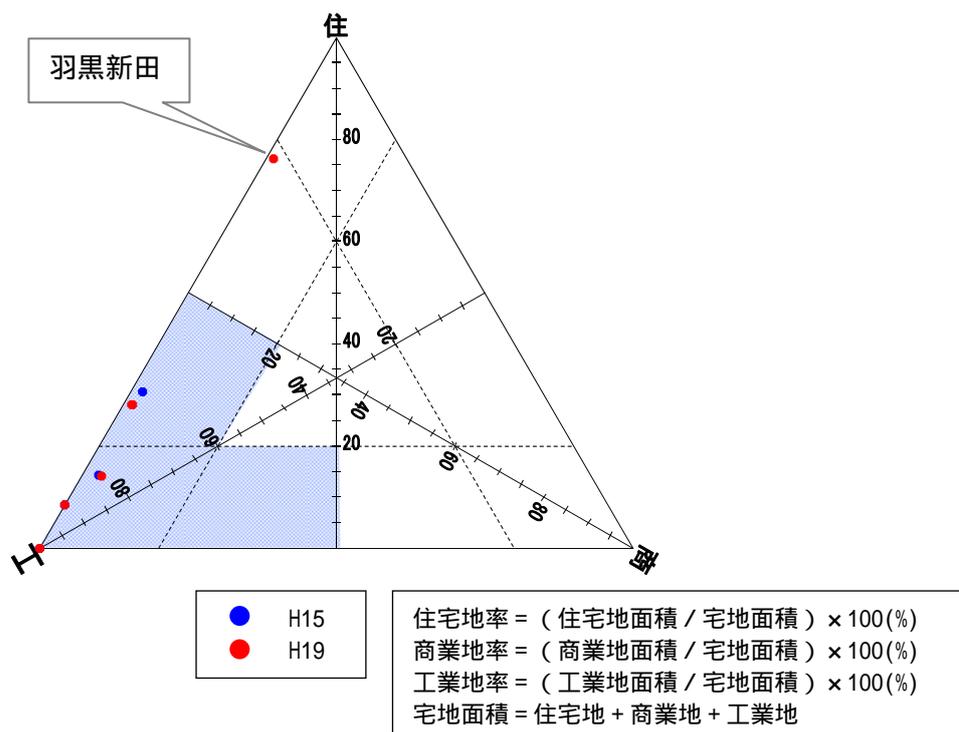
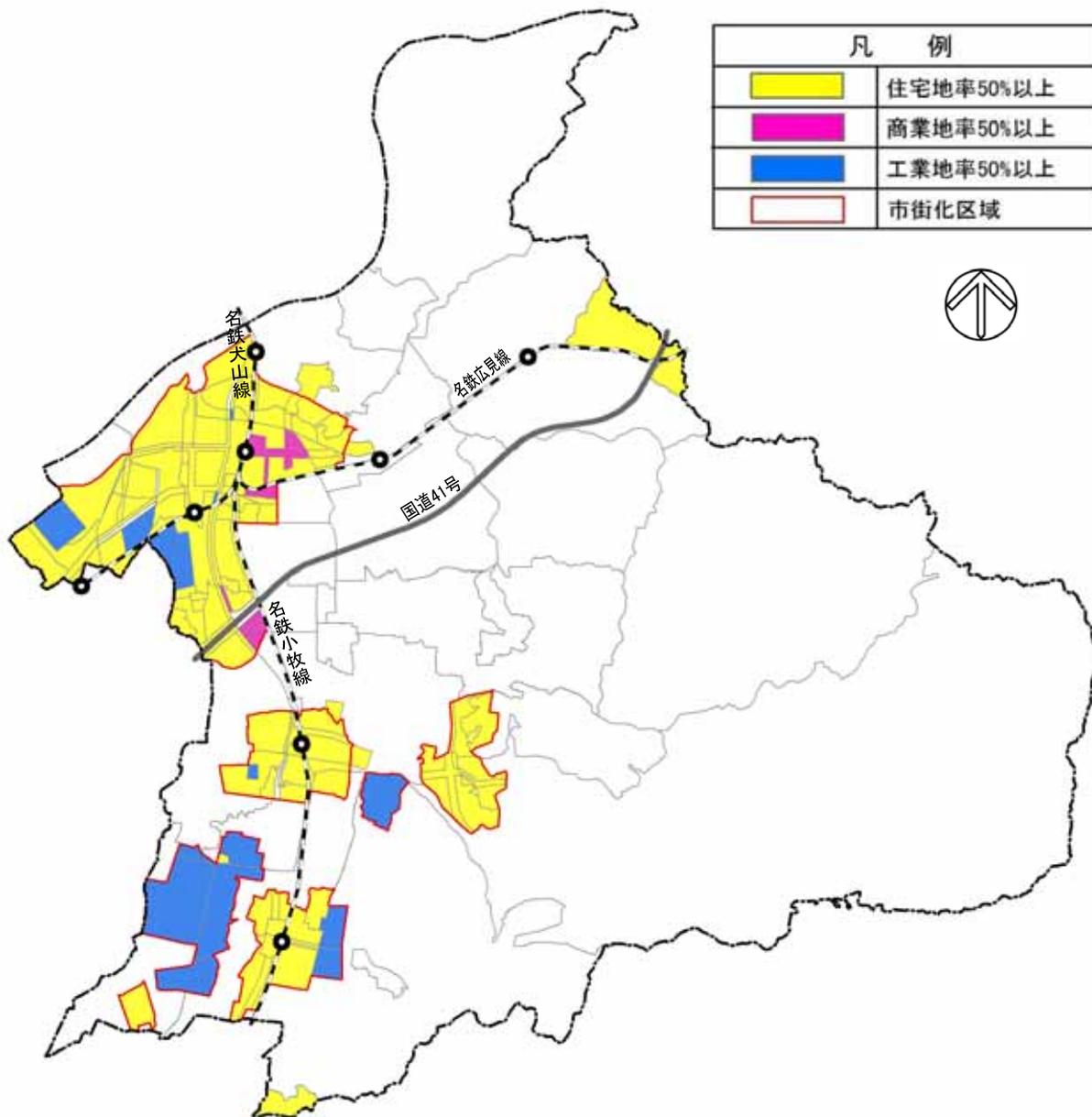


図 工業地域・工業専用地域の三角グラフ



以上から各調査区における特徴的な土地利用割合を下図に示します。三角グラフでも示したように工業系用途地域については、概ね用途地域の指定意図に合致した土地利用がなされています。一方、多くのゾーンでは住宅地率が高く、特に商業地域、近隣商業地域といった本来商業地率が高くなるべきゾーン（商業系用途地域）においても、住宅地としての利用が顕著にみられる状況となっています。

図 調査区における特徴的な土地利用割合（H19）



住宅地率（％）＝住宅地面積／宅地面積×100      商業地率、工業地率も同様  
 宅地面積＝住宅地面積＋商業地面積＋工業地面積

（資料：都市計画基礎調査）

用途地域別の実利用建ぺい率・実利用容積率

各用途地域を対象として、平成 19 年度の都市計画基礎調査区(小ゾーン)単位ごとの実利用建ぺい率・実利用容積率を把握する。

$$\text{実利用建ぺい率 (\%)} = \frac{\text{全建物総一階床面積}}{\text{建設敷地面積}} \times 100$$

$$\text{実利用容積率 (\%)} = \frac{\text{全建物総建築延床面積}}{\text{建設敷地面積}} \times 100$$
 (建設敷地面積は、住宅用地、商業用地、工業用地、公的・公益用地の合計面積)

低層住居専用地域においては、実利用建ぺい率 40%以下、実利用容積率 60%以下の調査区が大半です。

中高層住居専用地域においては、実利用建ぺい率 40%以下、実利用容積率 60%以下の調査区が大半です。

図 低層(第1種低層・第2種低層)住居専用地域

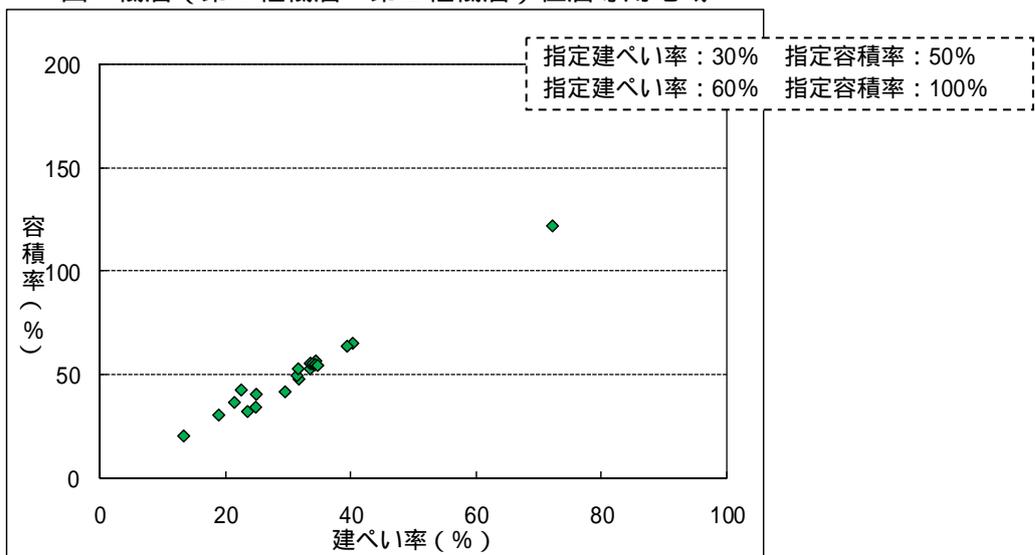
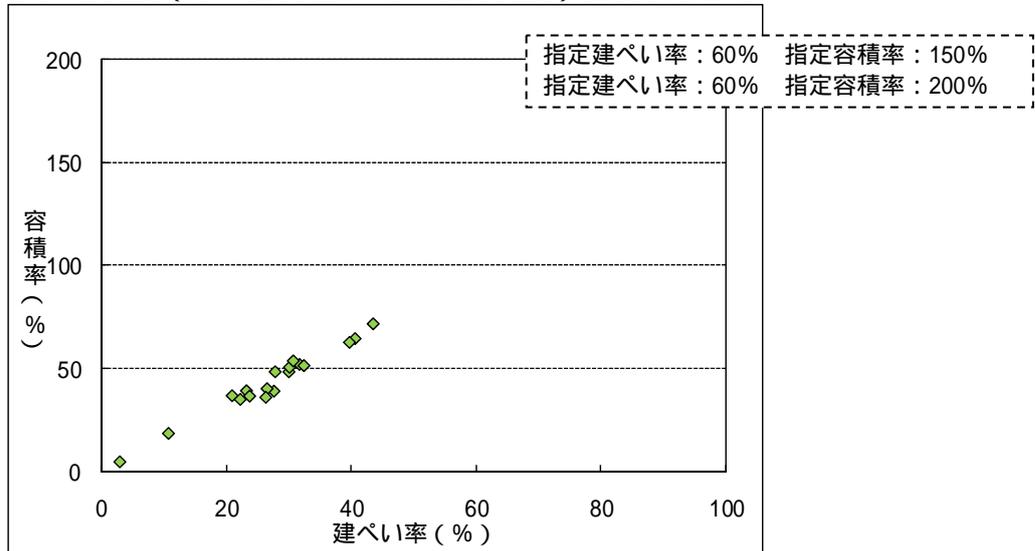


図 中高層(第1種中高層・第2種中高層)住居専用地域



住居系（第1種住居）地域においては、実利用建ぺい率 40%以下、実利用容積率 60%以下の調査区が大半です。

住居系（第2種住居・準住居）地域においては、実利用建ぺい率 40%以下、実利用容積率 60%以下の調査区が大半です。なお、それ以上の調査区もみられますが、そこでも実利用容積率は 100%以下となっています。

図 住居系（第1種住居）地域

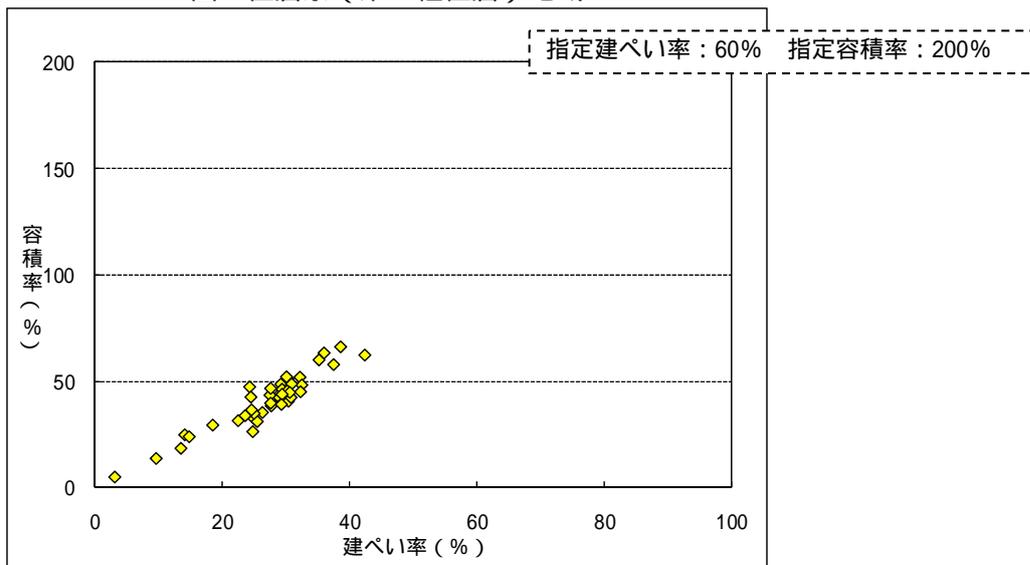
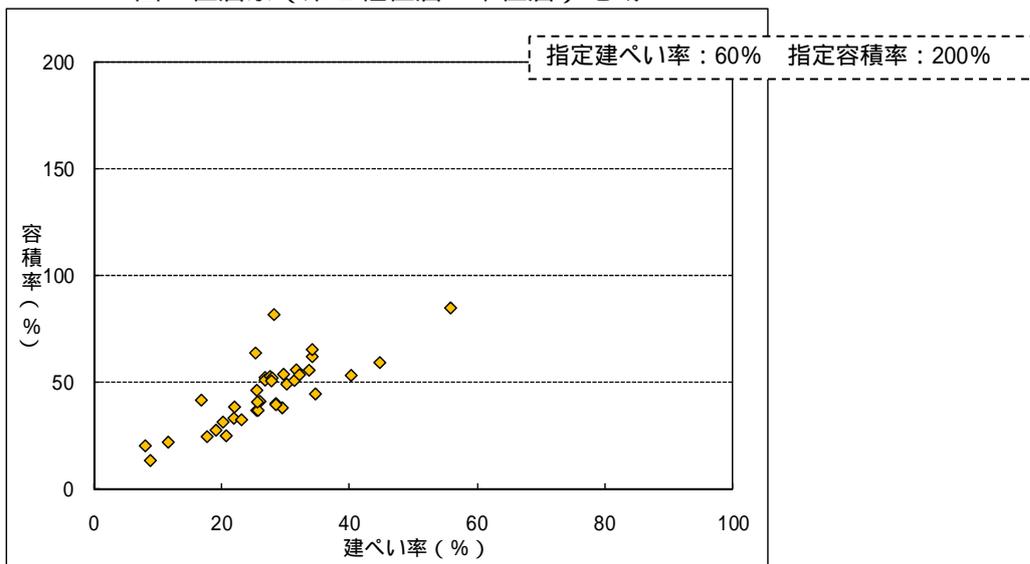


図 住居系（第2種住居・準住居）地域



近隣商業地域においては、実利用建ぺい率 50%以下、実利用容積率 70%以下の調査区が大半です。なお、それ以上の調査区もみられますが、そこでも実利用容積率は 150%以下となっています。

商業地域においては、実利用建ぺい率、実利用容積率ともに低い調査区からともに高い調査区までがあり、分散傾向にあります。ただし、実利用容積率が高くとも 250%以下となっています。

図 近隣商業地域

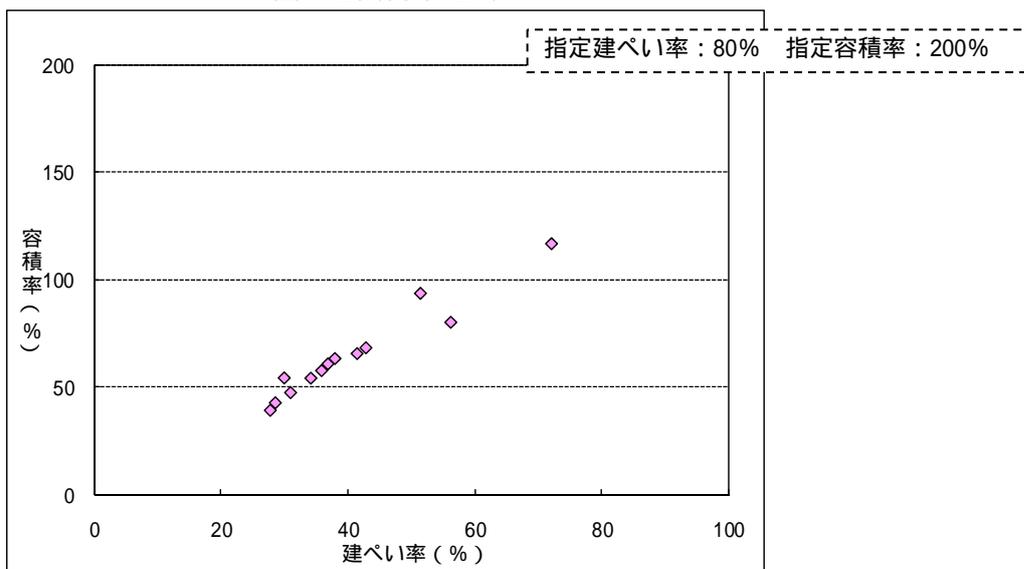
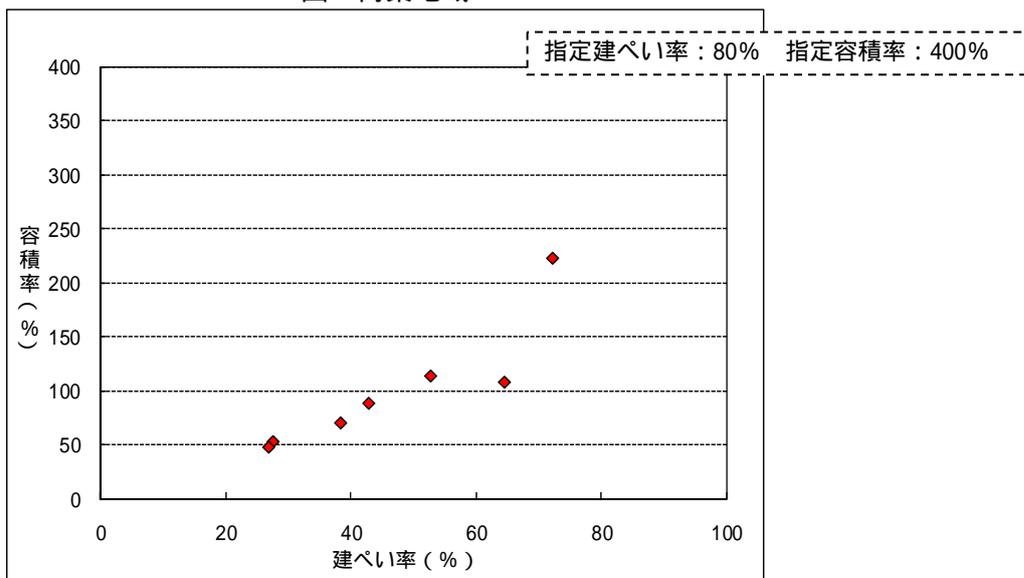
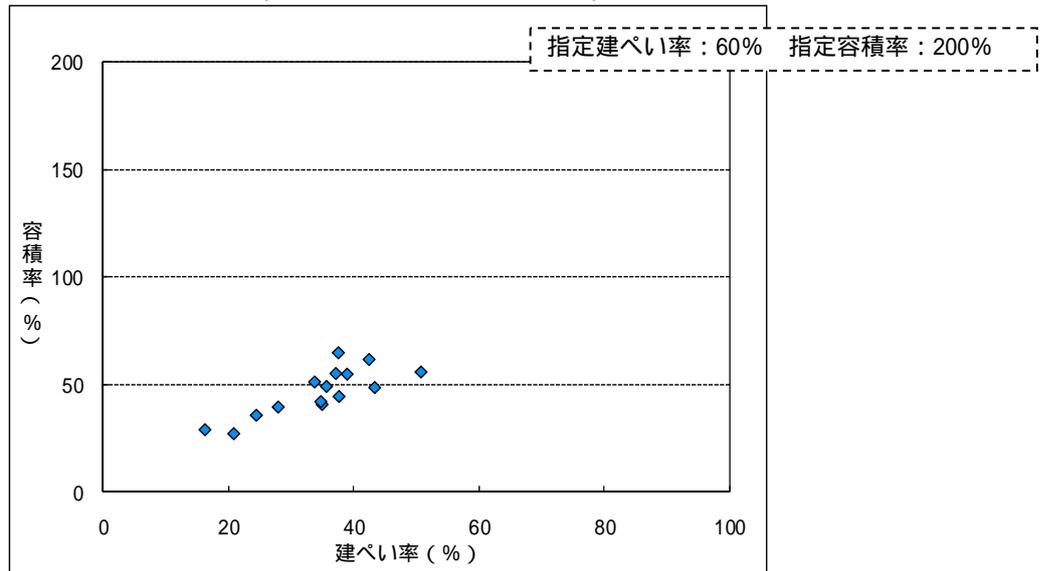


図 商業地域



工業系（準工業・工業・工業専用）地域においては、実利用建ぺい率 40%以下、実利用容積率 70%以下の調査区が大半です。

図 工業系（準工業・工業・工業専用）地域



2 - 2 社会資本等の整備状況

(1) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路の整備率は、区画道路及び歩行者専用道路は100%の整備率ですが、幹線道路は、約54%と半分にとどまっています。

都市計画道路の計画密度は、3.44km/km<sup>2</sup>であり、市街化区域の道路網密度の目標である4.0km/km<sup>2</sup>と比べ、若干低くなっています。

表 都市計画道路の整備状況のまとめ

種別	都市計画区域内			市街化区域内			備考
	計画決定延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)	計画決定延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)	
幹線道路	67.5	36.5	54	34.9	15.7	45	
区画道路	1.0	1.0	100	1.0	1.0	100	
歩行者専用道路	0.5	0.5	100	0.5	0.5	100	
計	69.0	38.0	55	36.4	17.2	47	
網密度(市街化区域に対する都市計画道路計画決定面積) = 36.4km/市街化区域面積 10.57km <sup>2</sup>							3.44 km/km <sup>2</sup>

(資料：犬山市都市計画建築課)

表 都市計画道路の整備状況(平成22年12月末現在)

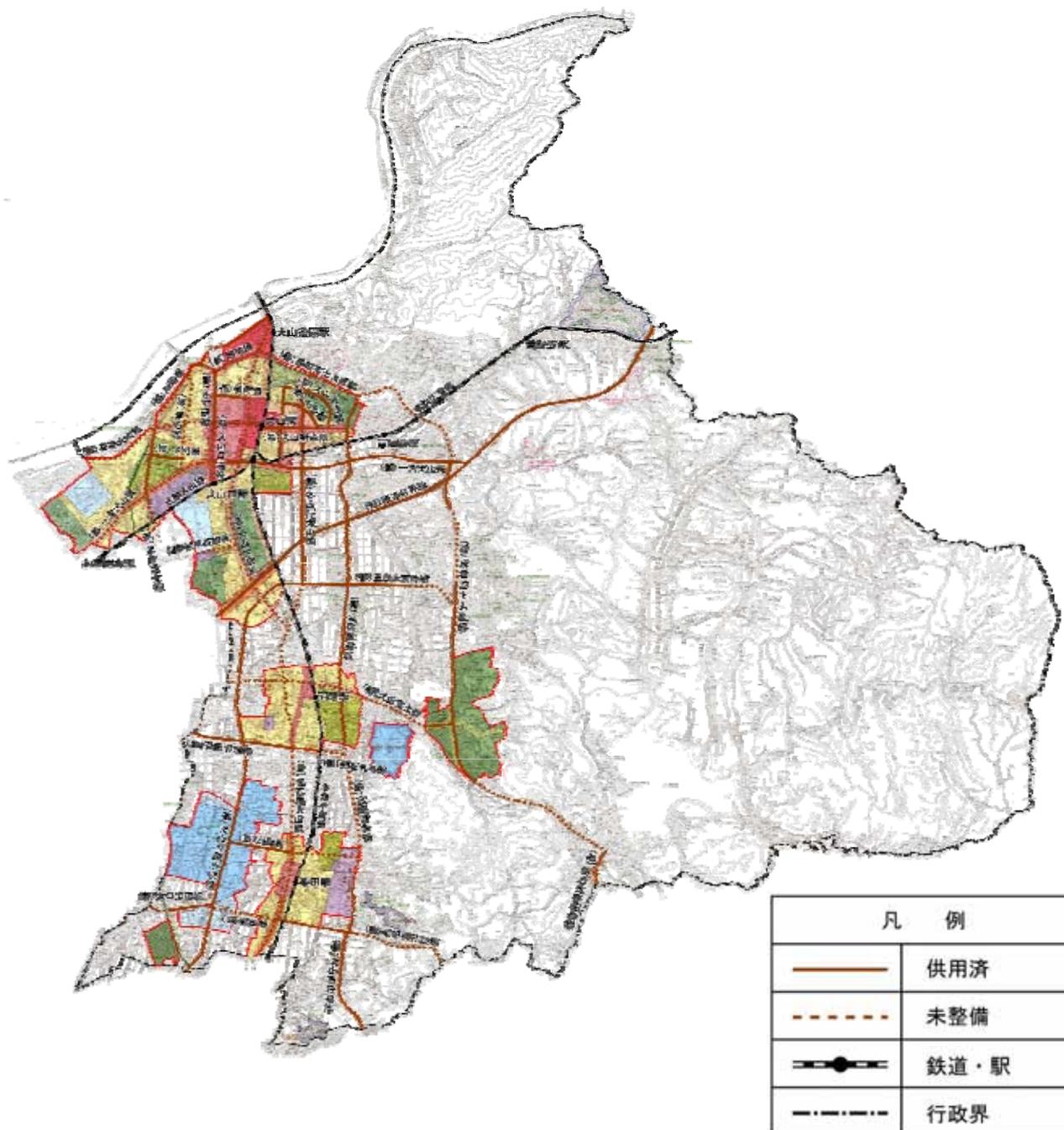
路線番号	路線名	幅員(m)	車線の数	決定	決定(変更)年月日	総延長(m)	市内延長(m)				整備率
							供用済	概成済	未整備		
3・4・10	一宮犬山線	16	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	19,010	4,770	2,980	1,790	0	62.5%
3・3・44	成田富士入鹿線	23	4	県	S46.3.31 (H22.12.24)	9,170	9,170	3,300	515	5,355	36.0%
3・3・57	犬山駅東線	25	4	県	S46.3.31 (H22.12.24)	880	880	880	0	0	100.0%
3・6・59	犬山富岡線	10	2	県	S55.2.22 (H22.12.24)	1,790	1,790	1,790	0	0	100.0%
3・5・72	草井犬山線	12	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	5,400	2,130	80	1,250	800	3.8%
3・2・5	国道41号線	30	6	県	S46.3.31 (H22.12.24)	18,400	6,410	6,410	0	0	100.0%
3・4・17	犬山春日井線	16	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	10,020	1,270	1,270	0	0	100.0%
3・4・18	犬山富士線	16	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	5,480	3,280	465	0	2,815	14.2%
3・4・41	名古屋犬山線	18	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	18,540	7,040	2,500	2,740	1,800	35.5%
3・5・53	明治村桃花台線	14	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	4,960	430	430	0	0	100.0%
3・4・58	犬山大橋線	16	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	3,510	3,510	0	3,510	0	0.0%
3・5・63	大口楽田線	12	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	4,320	780	520	0	260	66.7%
3・4・77	五郎丸前原線	16	2	県	H22.12.24	2,410	2,410	1,750	0	660	72.6%
3・4・78	斎藤羽黒線	16	2	県	S46.3.31 (H22.12.24)	4,600	1,210	1,210	0	0	100.0%
3・5・109	楽田桃花台線	12	2	県	H22.12.24	2,420	1,230	100	0	1,130	8.1%
3・4・351	犬山公園小牧線	16	2	市	S46.3.31 (H22.12.24)	4,690	4,690	4,690	0	0	100.0%
3・5・352	川端線	12	2	市	H22.12.24	2,750	2,750	1,800	0	950	65.5%
3・4・353	蟬屋長塚線	16	2	市	H22.12.24	630	630	0	0	630	0.0%
3・4・361	楽田線	16	2	市	H22.12.24	1,630	1,630	340	140	1,150	20.9%
3・4・357	高岡線	16	2	市	S46.3.31 (H22.12.24)	1,530	1,530	770	0	760	50.3%
3・5・358	富岡荒井線	12	2	市	S46.9.10 (H22.12.24)	6,430	6,430	4,677	0	1,753	72.7%
3・5・359	中切線	12	2	市	S58.11.8 (H22.12.24)	360	360	360	0	0	100.0%
3・4・360	橋爪高雄線	16	2	市	S46.3.31 (H22.12.24)	480	480	0	0	480	0.0%

路線番号	路線名	幅員(m)	車線の数	決定	決定(変更)年月日	総延長(m)	市内延長(m)					
							供用済	概成済	未整備	整備率		
8・7・351	小杉線	6	-	市	S55.2.22 (H22.12.24)	510	510	510	0	0	100.0%	
3・4・354	犬山口通線	16	2	市	H17.3.11 (H22.12.24)	740	740	130	0	610	17.6%	
3・4・355	浄心線	16	2	市	S46.3.31 (H22.12.24)	1,170	1,170	0	0	1,170	0.0%	
3・4・356	城前線	16	2	市	S46.3.31 (H22.12.24)	740	740	0	0	740	0.0%	
7・7・351	新町線	4	-	市	S46.3.31 (H22.12.24)	390	390	390	0	0	100.0%	
7・7・352	本町通線	4	-	市	S46.3.31 (H22.12.24)	600	600	600	0	0	100.0%	
計						29 路線	133,560	68,960	37,952	9,945	21,063	55.0%

「決定年月日」欄の上段は当初決定年月日、下段カッコ書きは最終変更年月日である。

(資料：犬山市都市計画建築課)

図 都市計画道路の整備状況図



(資料：犬山市都市計画建築課)

(2) 都市公園の整備状況

都市公園（都市緑地及び緑道含む）は、平成22年12月末時点で、77箇所、約37.1haが供用されています。

都市計画決定が行われている都市公園は、すべて供用開始されていますが、地区公園の犬山ひばりヶ丘公園、尾張広域緑道及び国営木曾三川公園尾張緑地（木曾川犬山緑地）には、一部未供用の部分が残っています。

本市の人口1人当たりの都市公園面積は、4.89㎡/人となっており、平成21年度末の全国平均9.7㎡/人、愛知県平均7.29㎡/人（愛知県公園緑地課HPより）と比較すると、それらを大きく下回っています。

供用面積37.1haを本市の平成22年4月1日人口75,820人で除して計算。市街化区域の都市公園の配置バランスをみると、かなり偏りがみられ、街区公園は犬山駅周辺や長者町団地周辺、四季の丘周辺、前原台団地などに集中しており、橋爪・五郎丸地区、羽黒駅東側及び楽田駅周辺市街地にはほとんど公園が整備されていない状況です。

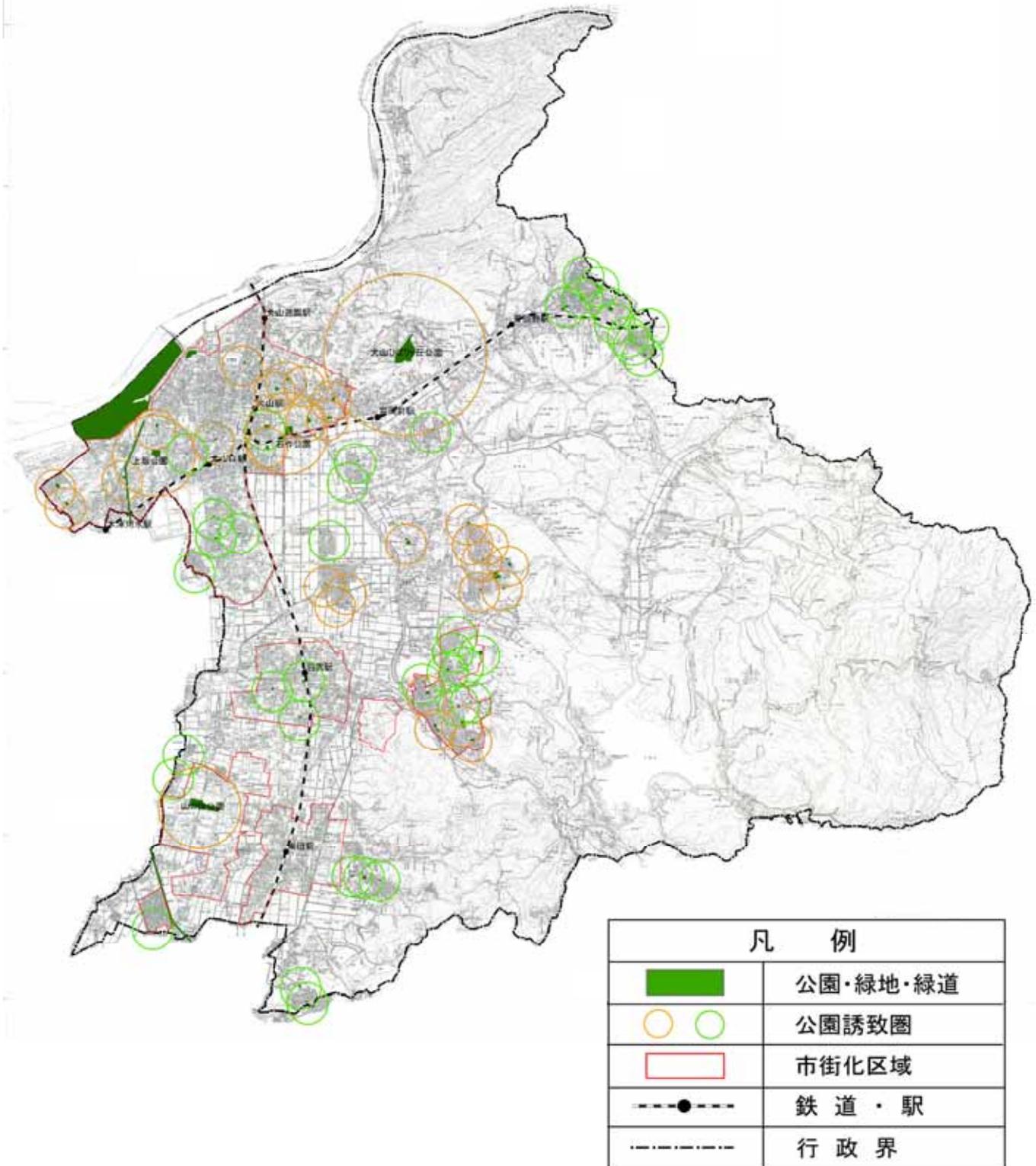
表 都市公園の整備状況のまとめ（平成22年12月末現在）

種別	都市計画区域				市街化区域				備考	
	箇所	都市公園面積(ha)	供用面積(ha)	供用率(%)	箇所	都市公園面積(ha)	供用面積(ha)	供用率(%)		
住区基幹公園	街区公園	67	10.20	10.20	100	35	5.71	5.71	100	
	近隣公園	3	4.90	4.90	100	3	4.90	4.90	100	
	地区公園	1	5.10	4.70	92.2	0	0	0	0	
都市基幹公園	総合公園	0	0	0	0	0	0	0	0	
	運動公園	0	0	0	0	0	0	0	0	
基幹公園計		71	20.20	19.80	98.0	38	10.61	10.61	100	
特殊公園		0	0	0	0	0	0	0	0	
広域公園		0	0	0	0	0	0	0	0	
緑地		6	52.00	17.25	33.2	2	4.21	3.62	86.0	緑道含む
都市公園計		77	72.20	37.05	51.3	40	14.82	14.23	96.0	

緑地における都市公園面積については、国営木曾三川公園尾張緑地（木曾川犬山緑地）における水面のため整備を要しない区域が含まれている。

（資料：犬山市都市計画建築課）

図 都市公園の整備状況図



公園誘致圏：都市公園法運用指針における誘致距離の参考値。街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1000m。  
 ○は、都市計画公園の誘致圏、●は、都市公園の誘致圏を表している。

(3) 下水道の整備状況

本市の公共下水道は、大きく五条川左岸処理区と五条川右岸処理区に分かれており、面積的には五条川左岸処理区が大半を占めています。

市街化区域面積に対する下水道整備率は約81%となっていますが、五条川左岸区域については、平成18年度末で市街化区域の整備はすべて完了しています。また右岸区域については、平成23年度には認可区域を拡大する予定となっています。

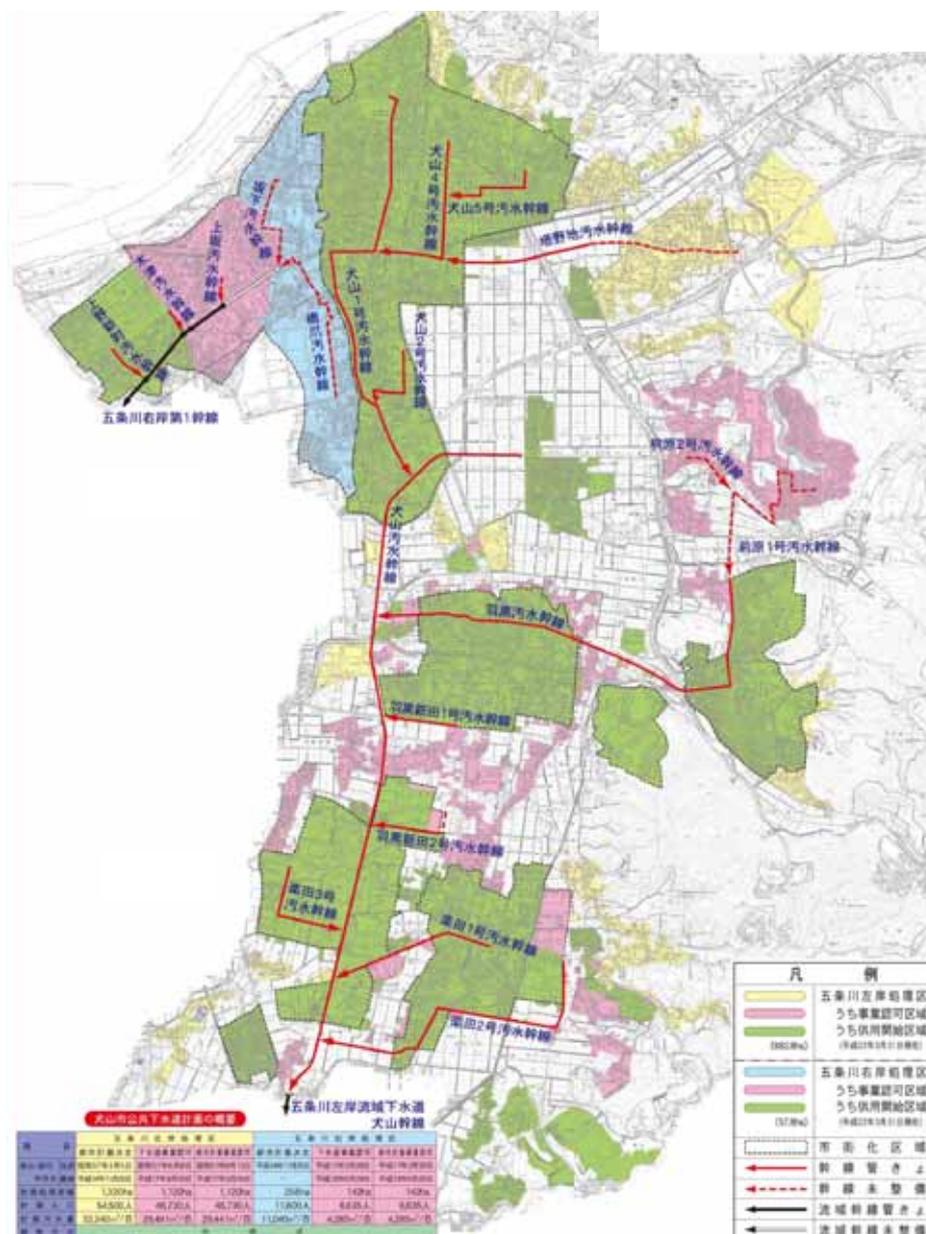
下水道処理区域内人口は43,205人で、人口普及率は約57%となっています。

表 下水道の整備状況(平成22年3月31日現在)

処理区名	A.計画面積 (ha)	B.認可面積 (ha)	C.整備済面積 (ha)	整備率C/A (%)	D.市街化面積 (ha)	E.うち整備済 (ha)	市街化整備率E/D (%)
五条川左岸	1,320.4	1,120.0	882.8	66.9	799.0	799.0	100.0
五条川右岸	258.0	142.0	57.8	22.4	258.0	57.8	22.4
計	1,578.4	1,262.0	940.6	59.6	1,057.0	856.8	81.1

(資料：犬山市下水道課)

図 公共下水道の整備状況図

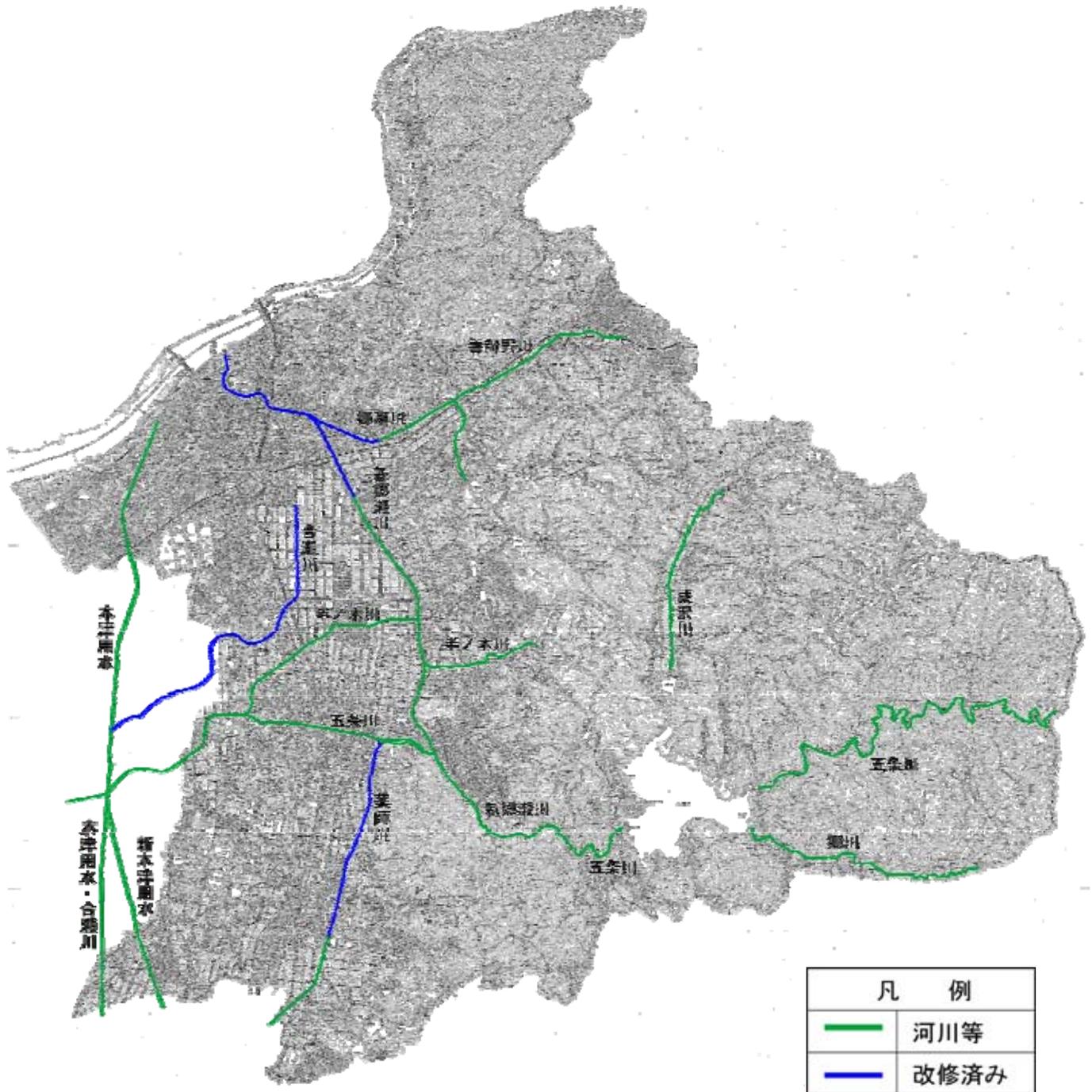


(資料：犬山市下水道課)

(4) 河川の整備状況

本市においては、合瀬川、郷瀬川、新郷瀬川、薬師川の一部区間が改修済みとなっています。

図 河川の整備状況図



(資料：犬山市)

(5) 供給処理施設等の整備状況

ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）として、善師野・塔野地地区において、犬山市ごみ焼却場（都市美化センター）が整備されています。また、火葬場として、善師野地区において、尾張北部聖苑が整備されています。

表 供給処理施設等の整備状況

名称	位置	面積	備考
犬山市ごみ焼却場	犬山市大字善師野字一ヶ洞口、 犬山市大字塔野地字田口洞	約 2.0ha	100t/日
尾張北部聖苑	犬山市大字善師野 字奥雑木洞、字山ノ神洞	約 5.7ha	能力 15 体/日

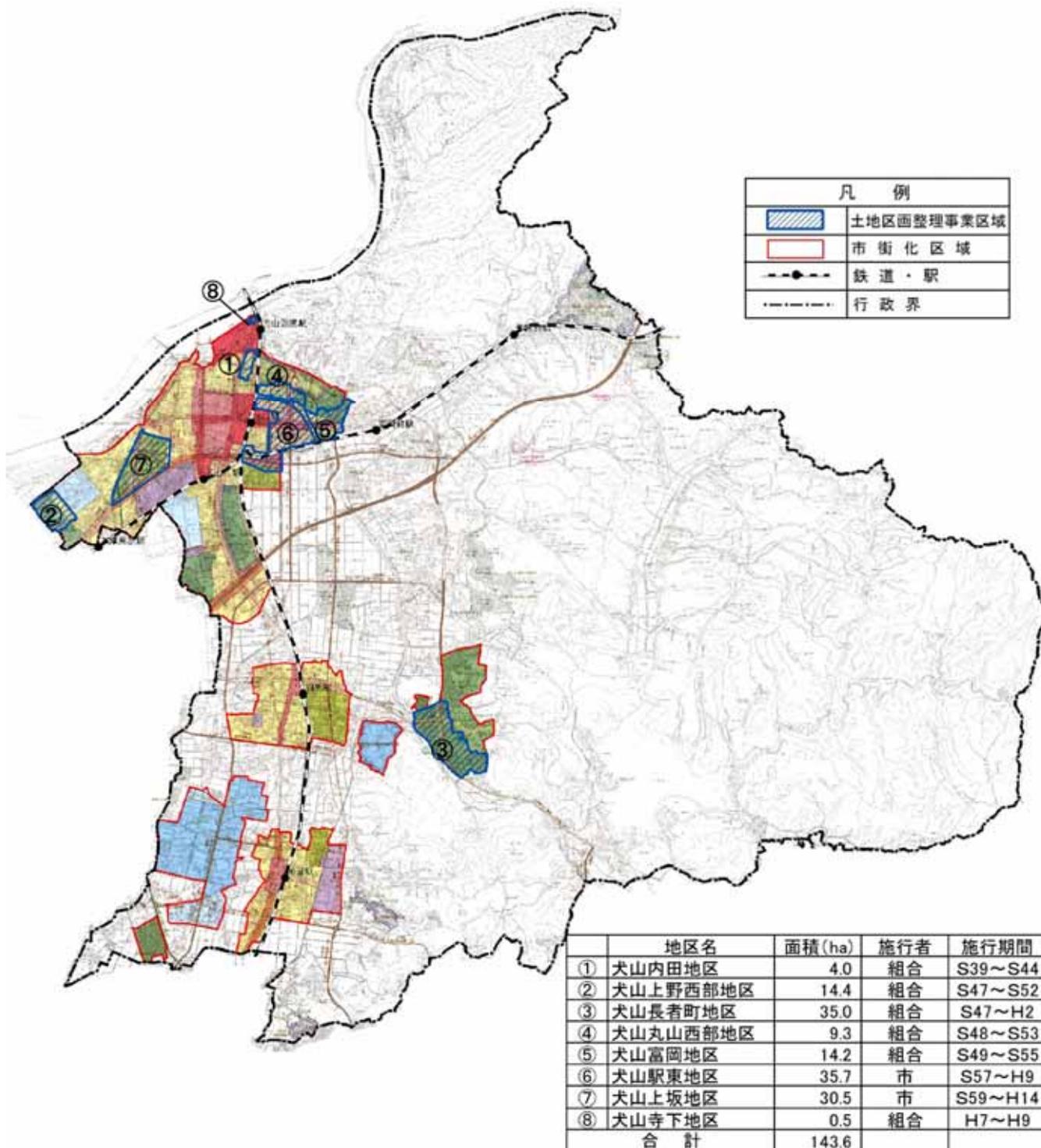
供給処理施設等：本計画では、都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設、及び同条同項第 7 号に掲げる市場、と畜場、火葬場等をさします。

(6) 市街地整備の状況

本市では、8地区、143.6haの土地区画整理事業が実施され、すべて完了しています。なお、この面積は、市街化区域面積1,057haに対して、約13.6%を占めています。

市街地整備としては、土地区画整理事業の他に、工業団地造成事業(84.0ha)が実施されています。

図 土地区画整理事業の整備状況図



(資料：犬山市都市計画建築課)

(7) 交通の状況

鉄道

本市には、名古屋鉄道の犬山線（犬山遊園駅、犬山駅、犬山口駅）、小牧線（羽黒駅・楽田駅）、広見線（富岡前駅・善師野駅）の3本が通っており、あわせて7駅が設置されています。

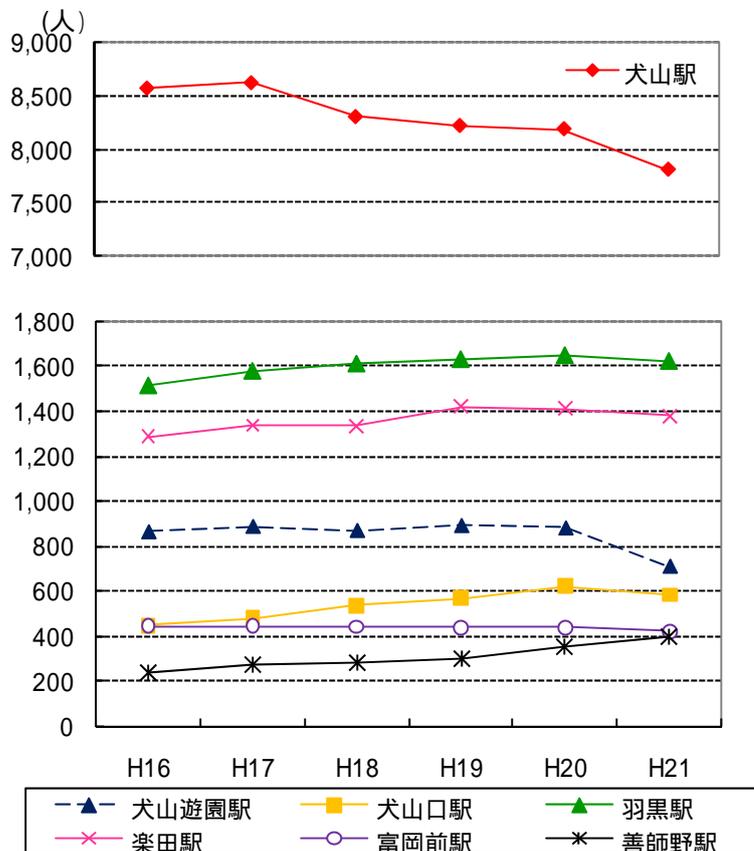
犬山遊園駅から日本モンキーパークへ向かうモンキーパーク・モノレール線がありましたが、平成20年12月27日をもって営業を終了しています。

駅ごとの一日平均乗車人員の推移をみると、犬山駅及び犬山遊園駅以外は、ほぼ横ばい又は微増しているのに対し、犬山駅は平成18年以降、犬山遊園駅は平成21年に大幅に減少しています。

表・図 犬山市内の鉄道駅一日平均乗車人員の推移

単位:人

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
犬山駅	8,565	8,615	8,299	8,216	8,186	7,807
犬山遊園駅	865	889	871	893	882	710
犬山口駅	447	479	537	568	623	584
羽黒駅	1,511	1,577	1,610	1,630	1,648	1,622
楽田駅	1,289	1,339	1,336	1,421	1,413	1,379
富岡前駅	445	445	441	439	438	420
善師野駅	239	275	286	304	356	394



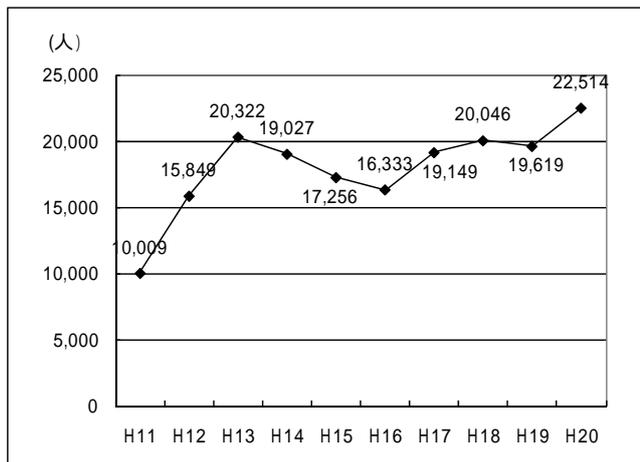
(資料：平成21年度統計、名古屋鉄道株)

路線バス・コミュニティバス

路線バスとしては、岐阜コミュニティバスが犬山駅東口より、日本モンキーパーク、リトルワールド、明治村、長者町行きバスを運行しています。

本市では、平成11年度より高齢者やいわゆる交通弱者の活動支援として、民間路線バスの撤退等による交通空白地域を中心に、平日と祝日に、運賃200円のコミュニティバスを運行しています。運行本数は、各路線各日3又は4往復となっています。

図 コミュニティバス利用者数の推移



(資料：犬山市)

図 犬山市コミュニティバス路線図

- ・ 路線 A：犬山駅東口～栗栖
- ・ 路線 B：犬山駅西口～上野・木津
- ・ 路線 C：犬山駅西口～今井
- ・ 路線 D：犬山駅東口～入鹿
- ・ 路線 E：犬山駅東口～楽田西
- ・ 路線 F：犬山駅東口～楽田東
- ・ 路線 G：犬山駅東口～善師野



(資料：犬山市)

図 犬山市コミュニティバス時刻表

# 新 犬山市コミュニティバス時刻表

平成22年7月1日

## ■路線A(犬山駅東口～栗栖)

上り					下り				
	①	②	③	④		①	②	③	④
栗栖北	8:55	10:50	13:30	15:20	犬山中央病院	10:06	12:02	14:49	16:34
栗栖中(新設)	8:58	10:51	13:31	15:21	待遊園(新設)	10:09	12:05	14:52	16:37
栗栖	8:57	10:52	13:32	15:22	犬山駅東口	10:11	12:07	14:54	16:39
野外活動センター	8:58	10:53	13:33	15:23	サンパーク犬山	10:13	12:09	14:56	16:41
観光院(新設)	9:00	10:55	13:35	15:25	ふれんど	10:14	12:10	14:57	16:42
龍巖尾(新設)	9:02	10:57	13:37	15:27	龍巖尾(新設)	10:15	12:11	14:58	16:43
ふれんど	9:03	10:58	13:38	15:28	観光院(新設)	10:17	12:13	15:00	16:45
サンパーク犬山	9:04	10:59	13:39	15:29	野外活動センター	10:19	12:15	15:02	16:47
犬山駅東口	9:05	11:00	13:40	15:30	栗栖	10:20	12:16	15:03	16:48
待遊園(新設)	9:07	11:02	13:42	15:32	栗栖中(新設)	10:21	12:17	15:04	16:49
犬山中央病院	9:10	11:05	13:45	15:35	栗栖北	10:22	12:18	15:05	16:50

## ■路線B(犬山駅西口～上野・木津)

上り					下り				
	①	②	③	④		①	②	③	④
上野駅前	9:00	10:35	13:30	15:25	犬山中央病院	9:58	11:51	14:41	16:40
上野南	9:01	10:36	13:31	15:26	横川西端	9:58	11:53	14:43	16:42
上野橋西	9:02	10:37	13:32	15:27	市役所	9:59	11:54	14:44	16:43
木津南	9:03	10:38	13:33	15:28	犬山駅西口	10:00	11:55	14:45	16:44
木津	9:04	10:39	13:34	15:29	市役所	10:01	11:56	14:46	16:45
犬山西部交番	9:05	10:41	13:36	15:31	善法寺町	10:03	11:58	14:48	16:47
西公民館北	9:07	10:42	13:37	15:32	下本町	10:05	12:00	14:50	16:49
犬山高校	9:08	10:43	13:38	15:33	犬山高校	10:06	12:01	14:51	16:50
下本町	9:09	10:44	13:39	15:34	西公民館北	10:07	12:02	14:52	16:51
善法寺町	9:11	10:46	13:41	15:36	犬山西部交番	10:08	12:03	14:53	16:52
市役所	9:13	10:48	13:43	15:38	木津	10:10	12:05	14:55	16:54
犬山駅西口	9:14	10:49	13:44	15:39	木津南	10:11	12:06	14:56	16:55
市役所	9:15	10:50	13:45	15:40	上野橋西	10:12	12:07	14:57	16:56
横川西端	9:16	10:51	13:46	15:41	上野南	10:13	12:08	14:58	16:57
犬山中央病院	9:18	10:53	13:48	15:43	上野駅前	10:14	12:09	14:59	16:59

## ■路線C(犬山駅西口～今井)

上り					下り				
	①	②	③	④		①	②	③	④
西ツ家	8:00	9:40	11:35	14:25	犬山駅西口	9:14	10:49	13:44	15:39
中野集会所	8:01	9:41	11:36	14:26	市役所	9:15	10:50	13:45	15:40
合井駐在所	8:02	9:42	11:37	14:27	横川西端	9:16	10:51	13:46	15:41
観音堂	8:03	9:43	11:38	14:28	犬山中央病院	9:18	10:53	13:48	15:43
岩ヶ元	8:04	9:44	11:39	14:29	日の出住宅	9:19	10:54	13:49	15:44
前原台南	8:08	9:48	11:43	14:33	善法寺人里の家西	9:21	10:56	13:51	15:46
前原集合場	8:09	9:49	11:44	14:34	杉	9:22	10:57	13:52	15:47
前原台北	8:10	9:50	11:45	14:35	市民健康館西	9:23	10:58	13:53	15:48
市民健康館西	8:11	9:51	11:46	14:36	前原台北	9:24	10:59	13:54	15:49
杉	8:12	9:52	11:47	14:37	前原集合場	9:25	11:00	13:55	15:50
前原老人里の家西	8:13	9:53	11:48	14:38	前原台南	9:26	11:01	13:56	15:51
日の出住宅	8:15	9:54	11:49	14:39	岩ヶ元	9:30	11:05	14:00	15:55
犬山中央病院	8:16	9:56	11:51	14:41	観音堂	9:31	11:06	14:01	15:56
横川西端	8:18	9:58	11:53	14:43	歩井駐在所	9:32	11:07	14:02	15:57
市役所	8:19	9:59	11:54	14:44	中野集会所	9:33	11:08	14:03	15:58
犬山駅西口	8:20	10:00	11:55	14:45	西ツ家	9:34	11:09	14:04	15:59

## ■路線D(犬山駅東口～入鹿)

上り					下り				
	①	②	③	④		①	②	③	④
入鹿	8:00	10:05	13:23	15:58	犬山駅東口	9:23	11:50	15:06	17:18
神尾	8:01	10:06	13:24	15:59	待遊園(新設)	9:25	11:52	15:08	17:18
安楽寺	8:07	10:12	13:30	16:05	犬山中央病院	9:28	11:55	15:11	17:21
富士	8:08	10:13	13:31	16:06	稲葉	9:30	11:57	15:13	17:23
種子畑池(新設)	8:09	10:14	13:32	16:07	市民文化会館	9:31	11:58	15:14	17:24
長者町三丁目(新設)	8:10	10:15	13:33	16:08	沼津出張所	9:32	11:59	15:15	17:25
金山公園(新設)	8:11	10:16	13:34	16:09	朝日	9:33	12:00	15:16	17:26
長者町団地	8:12	10:17	13:35	16:10	長者町団地	9:35	12:02	15:18	17:28
朝日	8:14	10:19	13:37	16:12	金山公園(新設)	9:36	12:03	15:19	17:29
沼津出張所	8:15	10:20	13:38	16:13	長者町三丁目(新設)	9:37	12:04	15:20	17:30
市民文化会館	8:16	10:21	13:39	16:14	種子畑池(新設)	9:38	12:05	15:21	17:31
稲葉	8:17	10:22	13:40	16:15	富士	9:39	12:06	15:22	17:32
犬山中央病院	8:18	10:23	13:41	16:16	安楽寺	9:40	12:07	15:23	17:33
待遊園(新設)	8:21	10:26	13:44	16:19	神尾	9:42	12:09	15:25	17:36
犬山駅東口	8:24	10:29	13:47	16:22	入鹿	9:46	12:13	15:29	17:39
					高杉	9:47	12:14	15:30	17:40

## ■岐阜バスコミュニティ(犬山駅東口発・平日) ●問合せ先/TEL:058-370-8833

行先	明	岩	村	長者町団地
7	58	58	36	10 30
8				43 00 25
9	06	58		
10		58	28	
11		58	28	
12		58	28	
13			28	58
14		58	28	
15			28	58
16			28	58 28 58
17~22				28 58

## ■路線E(犬山駅東口～桑田西)

上り					下り				
	①	②	③	④		①	②	③	④
西桑田団地南	8:00	9:45	11:41	14:28	犬山駅東口	9:05	11:00	13:40	15:30
西桑田団地北	8:01	9:46	11:42	14:29	待遊園(新設)	9:07	11:02	13:42	15:32
善法公民館	8:02	9:47	11:43	14:30	犬山中央病院	9:10	11:05	13:45	15:35
一色溝	8:04	9:49	11:45	14:32	稲葉	9:11	11:06	13:46	15:36
桑田本町	8:06	9:51	11:47	14:34	市民文化会館	9:12	11:07	13:47	15:37
ふれんどセンター	8:06	9:51	11:47	14:34	沼津駅西	9:13	11:08	13:48	15:38
桑田駅前	8:07	9:52	11:48	14:35	稲葉	9:14	11:09	13:49	15:39
西北野集会所	8:08	9:53	11:49	14:36	西桑田(新設)	9:15	11:10	13:50	15:40
南橋台団地	8:12	9:57	11:53	14:40	西桑田(新設)	9:16	11:11	13:51	15:41
米野東	8:13	9:58	11:54	14:41	米野東	9:18	11:13	13:53	15:43
西桑田(新設)	8:14	9:59	11:55	14:42	南橋台団地	9:19	11:14	13:54	15:44
下藤原(新設)	8:16	10:01	11:57	14:44	西北野集会所	9:23	11:18	13:58	15:48
稲葉	8:17	10:02	11:58	14:45	沼津駅西	9:24	11:19	13:59	15:49
沼津駅西	8:18	10:03	11:59	14:46	ふれんどセンター	9:25	11:20	14:00	15:50
市民文化会館	8:19	10:04	12:00	14:47	桑田本町	9:25	11:20	14:00	15:50
稲葉	8:20	10:05	12:01	14:48	一色溝	9:27	11:22	14:02	15:52
犬山中央病院	8:21	10:06	12:02	14:49	善法公民館	9:29	11:24	14:04	15:54
待遊園(新設)	8:24	10:09	12:05	14:52	西桑田団地北	9:30	11:25	14:05	15:55
犬山駅東口	8:26	10:11	12:07	14:54	西桑田団地南	9:31	11:26	14:06	15:56

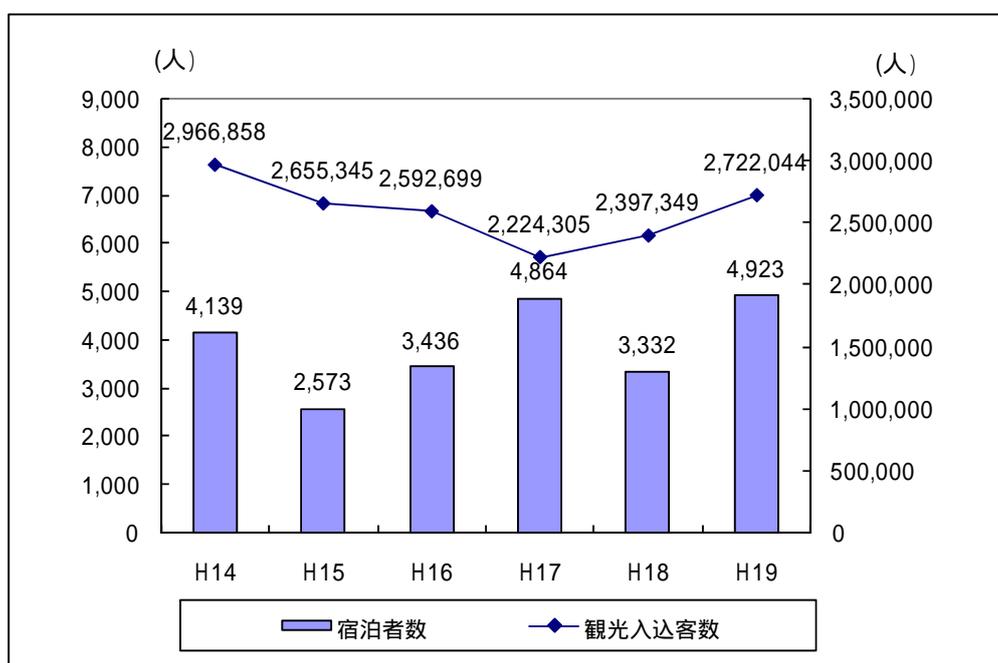
## ■路線F(犬山駅東口～桑田東)

上り				下り			
	①	②	③		①	②	③
つづしが丘団地	8:50	11:15	14:33	犬山駅東口	10:30	13:55	16:23
つづしが丘(新設)	8:50	11:15	14:33	待遊園(新設)	10:32	13:57	16:25
内久保集会所	8:52	11:17	14:35	犬山中央病院	10:35	14:00	16:28
打鼓	8:55	11:20	14:38	稲葉	10:38	14:01	16:29
善法公民館	8:57	11:22	14:40	市民文化会館	10:37	14:02	16:30
横山台団地	8:58	11:23	14:41	沼津駅西	10:38	14:03	16:31
横山集会所	8:59	11:24	14:42	稲葉	10:39	14:04	16:32
桑田本町	9:01	11:26	14:44	南郷中学校西	10:40	14:05	16:33
寺西	9:04	11:29	14:47	北野会館東	10:41	14:06	16:34
北野会館東	9:05	11:30	14:48	寺西	10:42	14:07	16:35
南郷中学校西	9:06	11:31	14:49	桑田駅北	10:45	14:10	16:38
稲葉	9:07	11:32	14:50	南二山集会所	10:47	14:12	16:40
沼津駅西	9:08	11:33	14:51	横山台団地	10:48	14:13	16:41
市民文化会館	9:09	11:34	14:52	善法公民館	10:49	14:14	16:42
稲葉	9:10	11:35	14:53	打鼓	10:51	14:16	16:44
犬山中央病院	9:11	11:36	14:54	内久保集会所	10:54	14:19	16:47
待遊園(新設)	9:14	11:39	14:57	つづしが丘(新設)	10:58	14:21	16:49
犬山駅東口	9:16	11:41	14:59	つづしが丘団地			

( 8 ) 観光資源の状況

本市には、犬山城に代表される歴史的資源をはじめ、日本モンキーパーク等のアミューズメント型資源、山や川でのアウトドア型資源も豊富にあり、多様な観光資源に恵まれています。平成 19 年の愛知県観光レクリエーション利用者統計では、利用者数の上位 50 位の中に、成田山名古屋別院（13 位）及び日本モンキーパーク（37 位）がランクインしています。本市の観光入込客数の推移をみると、平成 17 年までは減少傾向にありましたが、平成 17 年を底に増加に転じています。また、宿泊者数は 3,000 人から 5,000 人程度と宿泊客は本市を訪れる観光客の約 0.2%程度にとどまっており、大半が本市に日帰りで訪れていることがうかがえます。

表 犬山市の宿泊者数と観光入込客数の推移



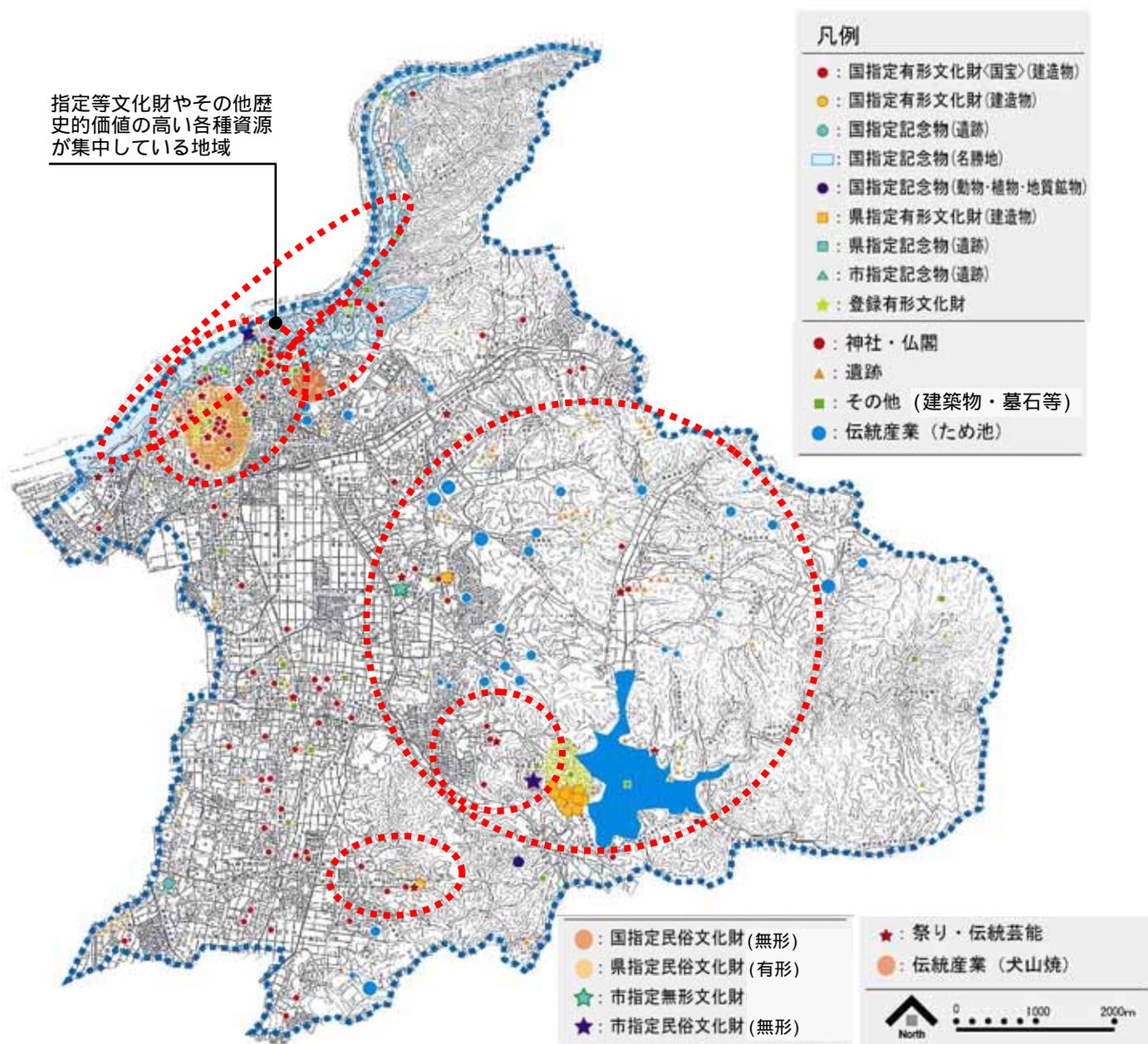
( 資料：愛知県観光レクリエーション利用者統計 )



(9) 歴史・文化資源の状況

歴史的な建造物等と、祭り・伝統文化、伝統産業に関する各種資源の分布状況をみると、特に、犬山城及び城下町地区と、その周辺では、神社・仏閣、古墳、古窯などの建造物や、祭りなどが多数位置していることから、資源が集中している状況がうかがえます。その他、市域全体に社寺・仏閣、伝統産業などの資源が広く分散していることがうかがえます。

図 歴史・文化資源の分布状況



(資料：犬山市歴史的風致維持向上計画)

(10) 農業基盤整備の状況

本市で行われた農業基盤整備事業は 24 事業となっています。なお、農業基盤整備が行われた区域は概ね農業振興地域農用地区域となっています。

表 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

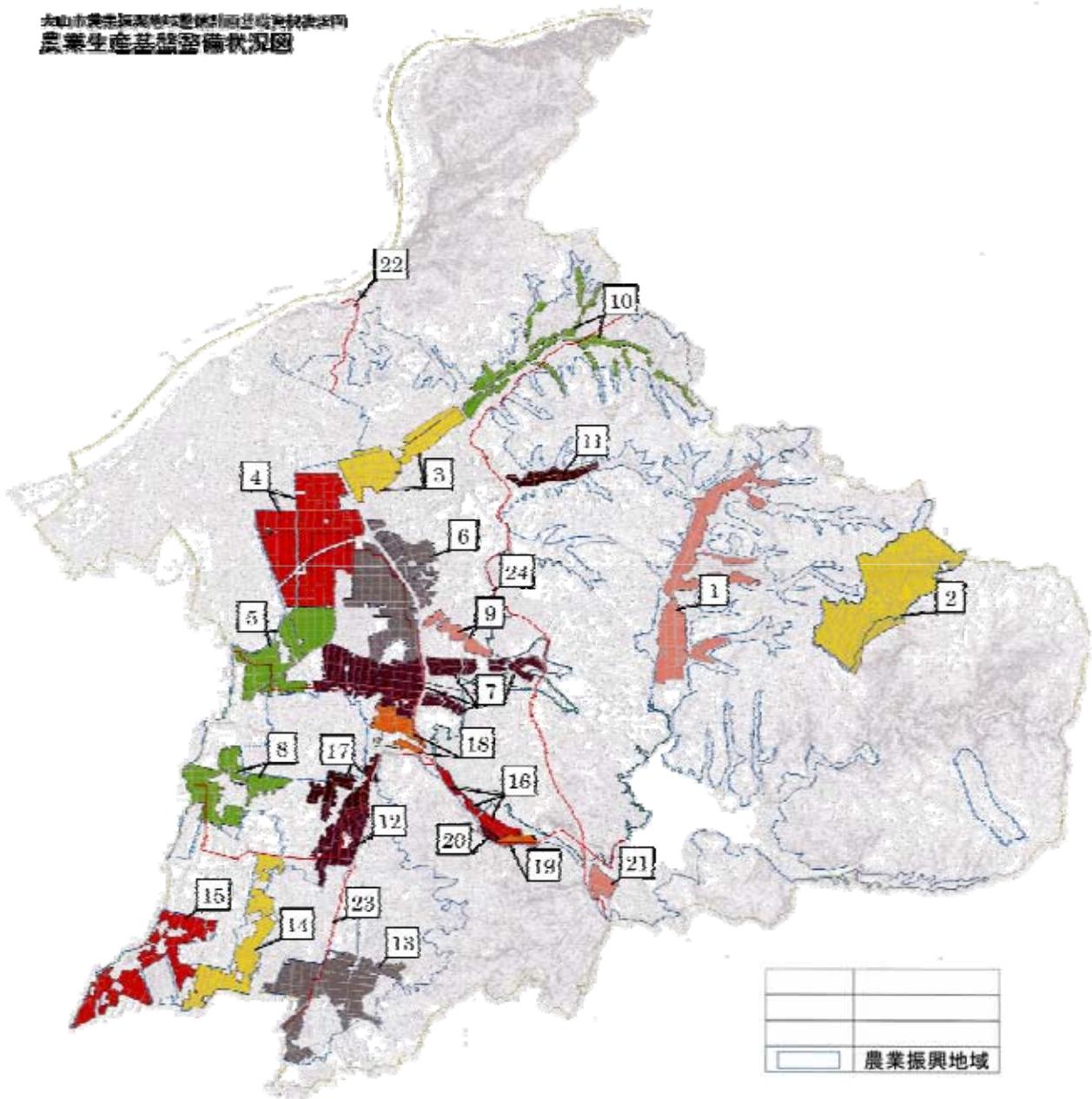
(次頁の「農業生産基盤整備状況図」参照)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の経緯 (採)年度	期 数
第1次農業構造改善事業	82.5	106,325	団体営	今井土地改良区	S41~46	1
農地開発事業今井地区	81.5	631,783	農地造成今井地区81.5ha	愛知県	S43~51	2
区画整備事業犬山第1工区	35.7	382,147	区画整理等35.7ha	〃	S50~55	3
〃 犬山第2工区	95.6	543,888	区画整理等95.6ha	〃	S47~52	4
〃 犬山第3工区	45.7	384,401	区画整理等45.7ha	〃	S49~54	5
〃 犬山第4工区	68.4	562,740	区画整理等68.4ha	〃	S49~56	6
〃 犬山第5工区	67.5	627,898	区画整理等67.5ha	〃	S52~56	7
〃 犬山第6工区	33.8	266,660	区画整理等33.8ha	〃	S53~55	8
〃 犬山第7工区	8.0	72,520	区画整理等 8.0ha	〃	S57~57	9
〃 犬山第8工区	32.6	372,807	区画整理等32.6ha	〃	S58~61	10
〃 犬山第9工区	9.2	91,368	区画整理等 9.2ha	〃	S61~62	11
〃 桑田第1工区	26.7	169,219	区画整理等26.7ha	〃	S54~63	12
〃 桑田第2工区	75.0	541,440	区画整理等75.0ha	〃	S50~60	13
〃 桑田第3工区	39.3	286,953	区画整理等39.3ha	〃	S52~55	14
〃 桑田第4工区	49.7	308,762	区画整理等49.7ha	〃	S53~55	15
公害防除特別土地改良事業	7.6	159,000	土壌改良	〃	S60~62	16
〃	15.0	420,000	土壌改良	〃	S59~61	17
〃	8.3	178,000	土壌改良	〃	S60~61	18
土地改良事業	2.7	—	区画整理等	犬山市	S59~61	19
〃	1.7	—	区画整理等	〃	S59~61	20
農村総合整備事業	5.7	31,500	区画整理等	〃	H2~ 4	21
犬山用水	22.8	362,086	ポンプ場1箇所 ハ°イ°ライン1.76km	〃	H4~ 7	22
愛知用水一期事業 (総事業)	15,000	42,200,000	水路延長867.4km	愛知用水 公団	S32~36	23
愛知用水二期事業 (入鹿用水分)	1011.2	7,610,000	ハ°イ°ライン3.33km ハ°イ°ライン22.19km	水資源機 構	S59~H16	
同上 横松 (愛知用水分) 田口洞第2	4.6	125,382	ハ°イ°ライン 1.016km	〃	S62~H16	24
横町	1.5	8,991	〃 0.265km			
二ツ沢	11.5	75,603	〃 0.588km			
羽黒	7.6	50,744	〃 0.428km			
大畔第2	6.7	38,394	〃 0.947km			
	15.1	18,029	ポ-トハ°ワ° 1箇所			

\*NO.3~NO.15について工事完了公告は平成元年度である

図 農業生産基盤整備状況図

犬山市農業振興地域整備計画基礎資料  
農業生産基盤整備状況図



(資料：犬山市農業振興地域整備計画基礎資料)



## 2 都市づくりの基本的課題



網かけ部分は、今回の都市計画マスタープランにおける新たな課題設定



### 3 都市づくりの目標と将来都市構造

#### 1. 目標年次

本計画においては、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、本計画策定時から概ね 10 年後である平成 34 年度（西暦 2022 年度）を目標年次とします。

#### 2. 目標人口

目標年次における土地利用ごとの規模（土地利用フレーム）のうち住居系用地の規模を検討するためには、目標年次に目指す人口（目標人口）を設定することが必要です。

本市では、これまでの趨勢どおりに人口が推移した場合、目標年次の人口は約 73,000 人～約 74,000 人と推計されます。

このような状況を踏まえ、本計画においては、上位計画である第 5 次犬山市総合計画との整合を図り、77,000 人の居住人口を目指し、目標人口を 80,000 人とした上で、この人口の達成に向け、各種人口増加施策と連携しながら、新たな定住人口の増加につながるような良好な居住環境の創出や新たな住宅・宅地の計画的誘導を図ります。

#### 3. 土地利用フレーム

将来の土地利用フレームの検討にあたっては、本市における現況の土地利用面積の把握が可能な平成 19 年を基準年次として、検討を行います。

##### (1) 住居系用地

本市の基準年次（平成 19 年）の人口（住民基本台帳及び外国人登録）は約 75,600 人であり、将来人口の達成に向けた増加人口は、多くとも 4,400 人となります。

一方、基準年次において本市の市街化区域（工業系用途地域を除く）には、約 130ha の都市的低・未利用地（田、畑、山林、その他の空地）が存する状況です。そこから、原則緑地として保全していく都市的低・未利用地である生産緑地地区約 25ha を除いても、**実質的に宅地利用が可能な都市的低・未利用地は約 105ha 存しています。**

表 都市的低・未利用地の状況

	田 (ha)	畑 (ha)	山林 (ha)	その他の空地 (ha)	合計 (ha)
市街化区域	22.6	67.5	16.9	50.4	157.4
工業系用途地域	5.9	3.4	0.2	17.2	26.7
工業地域	3.3	3.2	0.2	1.3	8.0
工業専用地域	2.6	0.2	0.0	15.9	18.7
市街化区域 (工業系用途地域を除く)	16.7	64.1	16.7	33.2	130.7

（資料：平成 19 年度都市計画基礎調査）

表 生産緑地地区の状況

	箇所数	面積 (ha)
生産緑地地区	185	25.2

（資料：平成 19 年都市計画年報）

この都市的低・未利用地をすべて宅地化すると、約 6,300 人（105ha×60 人/ha：市街化区域の人口密度の目安）の人口が収容可能となります。そのため、4,400 人分の増加人口があったとしても、現在の市街化区域内に収容可能となります。

また、将来人口の達成に向け、新たな定住人口の増加をより一層促進していくためには、本市の特徴である農地や里山等豊かな自然との調和が図られ、“ゆとり居住”等の多様な居住ニーズに対応した住宅地を郊外部等において確保していくことも重要です。

そこで、今後の本市における住居系用地については、

**現在の市街化区域内において、都市的低・未利用地の多くみられる地区等での宅地化誘導や駅周辺での土地の高度利用等による“まちなか居住”の促進等により、人口定着を図ることを基本とします。**

**現行の市街化区域内での住宅・宅地供給を図ることを基本としながら、今後の世帯数動向や住宅・宅地供給の需要バランスの状況、“ゆとり居住”をはじめとする多様な居住ニーズへの対応等によっては、市街化調整区域において環境共生型のゆとりある住居系用地など新たな住宅・宅地の計画的誘導を検討します。**

**こうした多様な住居系用地の形成により、将来人口の達成に向け、新たな定住人口の増加を促進します。**

都市計画運用指針では住宅用地の人口密度については、1ha 当たり 80 人以上を目標とすることが望ましいとされており、これから住宅用地に非可住地を加えた市街化区域では、1ha 当たり概ね 60 人程度が目安と考えられる。

## （2）商業系用地

今後の都市づくりにあっては、自動車交通に依存しなくても暮らしやすい身近な生活圏を構築することが必要です。そのため、市民の生活を支える多様な都市機能が適切に集積された都市構造へと再構築を図ることが求められます。

本市においては、犬山駅周辺の既存商業系用地の活性化を図るとともに、公共交通での利用が可能な地区など多様な世代の人々がアクセスしやすい位置に、日常生活に必要な商業施設の立地を誘導することが求められます。

そこで、今後の本市における商業系用地については、

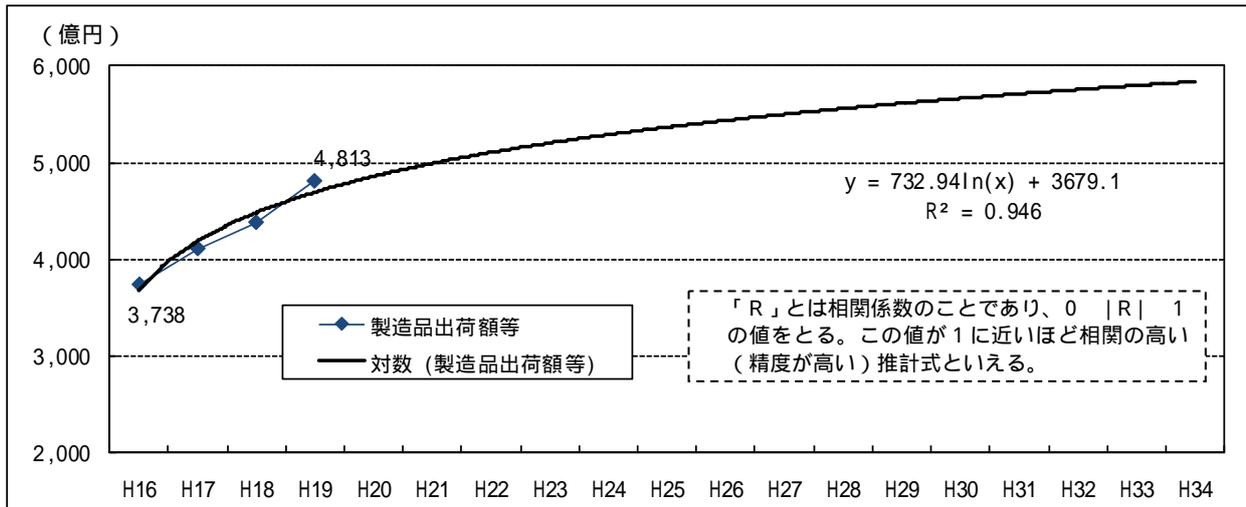
**過度に自動車交通に依存しない身近な生活圏の構築を図るため、郊外部での新たな商業系用地の形成は抑制し、犬山駅周辺等現在の市街化区域内において既存ストックの活用が可能な地域を中心に商業系用地の形成・機能充実を図ります。**

(3) 工業系用地

工業系用地の規模については、これまでの製造品出荷額等の推移から、目標年次における製造品出荷額等を目標値として定め、この目標値を達成するために必要な規模を確保するように設定します。

平成 15 年以降の本市の製造品出荷額等の推移から対数回帰式を用いて、目標年次における本市の製造品出荷額等を推計すると約 5,629 億円となることから、この値を目標値として設定します。

図 製造品出荷額等の推移



平成 19 年の製造品出荷額等については前年から調査項目が追加されているため、平成 18 年以前の調査項目と同様となるように修正している。

目標年次における工業用地敷地面積当たりの出荷額等(敷地生産性)を約 24 億円/ha(本市の平成 19 年実績値)と想定すると、製造品出荷額等の目標値から工業用地敷地面積は約 235ha となります。これから現況の工業用地敷地面積 201ha を差し引いた、約 34ha が新たに必要となる工業用地敷地面積となります。

これに対して工業用地計画面積を算出するために、工業団地平均有効宅地率 80%(本市の平成 19 年実績値)を用いると、工業用地計画面積は約 43ha となります。

一方、工業系用途地域内の都市的低・未利用地面積は 26.7ha であり、このうちすべてが宅地化されることは困難と考えられるため、目標年次までに概ね半分程度が宅地化される(ビルドアップ率 50%)と想定すると、目標年次までに宅地化される都市的低・未利用地面積は約 13ha となります。

以上から、この値を必要となる工業用地計画面積約 43ha から差し引いた、約 30ha が新たに拡大する工業用地計画面積となります。

表 工業系用地の規模

H34 製造品出荷額等目標値	a	5,629 億円	
想定する H34 敷地生産性	b	24 億円/ha	犬山市の H19 実績値
H34 工業用地敷地面積	$c=a/b$	235 ha	
現況(H19)工業用地敷地面積	d	201 ha	土地に関する統計年報
必要となる工業用地敷地面積	$e=c-d$	34 ha	
工業団地平均有効宅地率	f	80 %	犬山市の H19 実績値
必要となる工業用地計画面積	$g=e/f/100$	43 ha	
都市的低・未利用地面積	h	26.7 ha	工業系用途地域内
宅地化(ビルドアップ)率	i	50 %	
H34 宅地化される都市的低・未利用地面積	$j=h*i$	13 ha	工業系用途地域内
新たに拡大する工業用地計画面積	$k=g-j$	30 ha	

そこで、今後の本市における工業系用地については、

主要な幹線道路の沿道など既存ストックの活用が図れ、立地ポテンシャルの高い区域を中心に、約 30ha 程度の新たな工業系用地の形成を図ります。

市街化調整区域での整備・開発にあたっては、市街化区域編入により難しい場合は、地区計画を定める等により、計画的に工業系用地の形成を図ります。

## 4. 将来都市像及び都市づくりの目標

### (1) 将来都市像

本計画の上位計画である第5次犬山市総合計画における「まちの将来像（目指すまちの姿）」に即し、将来都市像を以下のとおりとします。

## 人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

### 「人が輝き」

市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、ゆとりある快適な暮らしを送っている姿を表しています。

### 「地域と生きる」

市民同士のふれあいや支えあいの気運が定着し、地域資源を活かした活発な地域活動が展開されている姿を表しています。

### 「“わ”のまち」

市民同士のつながり（共生）、市民と行政のつながり（協働）、市民と来訪者のつながり（交流）など、心のつながりを大切にして、歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力を兼ね備えた（調和）、魅力あるまちをつくり、次世代につないでいくこと（継承）を表しています。

### (2) 都市づくりの目標

都市づくり上の基本的課題を踏まえた上で、この将来都市像を実現するため、

健康市民づくり

自主財源の確保

都市の持続可能な発展

などを目指しながら、次ページ以降に示すように4つの都市づくりの目標を定めます。

課題：地域のコミュニティを守り育んできた歴史・文化資源の維持向上

課題：安全で安心な暮らしを支える生活環境の確保

課題：鉄道駅等を生かした身近な生活圏の構築



## 都市づくりの目標

### いつまでも暮らし続けたい都市

#### ➤地域の歴史文化を礎に

まちなかにおける定住人口の増加や住民・来訪者の生活・交流環境の向上を図るとともに、歴史的な建造物や町並み、それらを舞台とした犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化、さらにはこれら歴史や伝統を反映した活動と周辺市街地が一体となった良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上などにより、地域に根差した生活文化や地域コミュニティを礎（維持からより強固なもの）にして、多様な世代が住み続けたい、住み継ぎたい都市を目指します。

#### ➤公共交通を軸とした身近な生活圏を中心に

犬山駅・犬山口駅周辺における商業・業務、行政、文化等の多様な都市機能が充実した都市拠点の形成や主要な鉄道駅周辺を中心とした交通結節点等における日常的な生活利便機能が充実した地区拠点の形成を図るとともに、公共交通や徒歩などの交通手段によるこれら拠点間のネットワーク化などにより、過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けたい都市を目指します。

#### ➤“あんき”で安全・安心な暮らしと市民の健康を支えて

高齢者をはじめ誰もが快適に移動できる交通環境の確保や都市防災性の向上、公園の見通し確保など防犯面に配慮した施設整備などにより、安全で市民が安心して暮らしを続けることができる都市を目指すとともに、歩行者ネットワークの形成や健康づくり・福祉エリアの形成（利用増進）などにより、市民の健康な暮らしを支え、市民の健康づくりに寄与する都市を目指します。

あんき：気楽なことや心配がないことで、気を使わないでのんびりできること。

< 将来都市構造図 > いつまでも暮らし続けたい都市

犬山祭 (城下町地区)



石上げ祭 (池野地区 大宮浅間神社)



豊年祭 (楽田地区 大縣神社)



凡例	
	都市拠点
	地区拠点
	健康づくり・福祉エリア
	鉄道網
	バス網 (コミュニティバス含む)
	住宅地
	新機・ネットワーク(はく強つと・うま〜等)

地域の固有の祭りや伝統芸能を通じた地域コミュニティの維持向上

課題：持続的発展を支える都市活力の創出



### 都市づくりの目標

#### 基盤が整い、活力を創出する都市

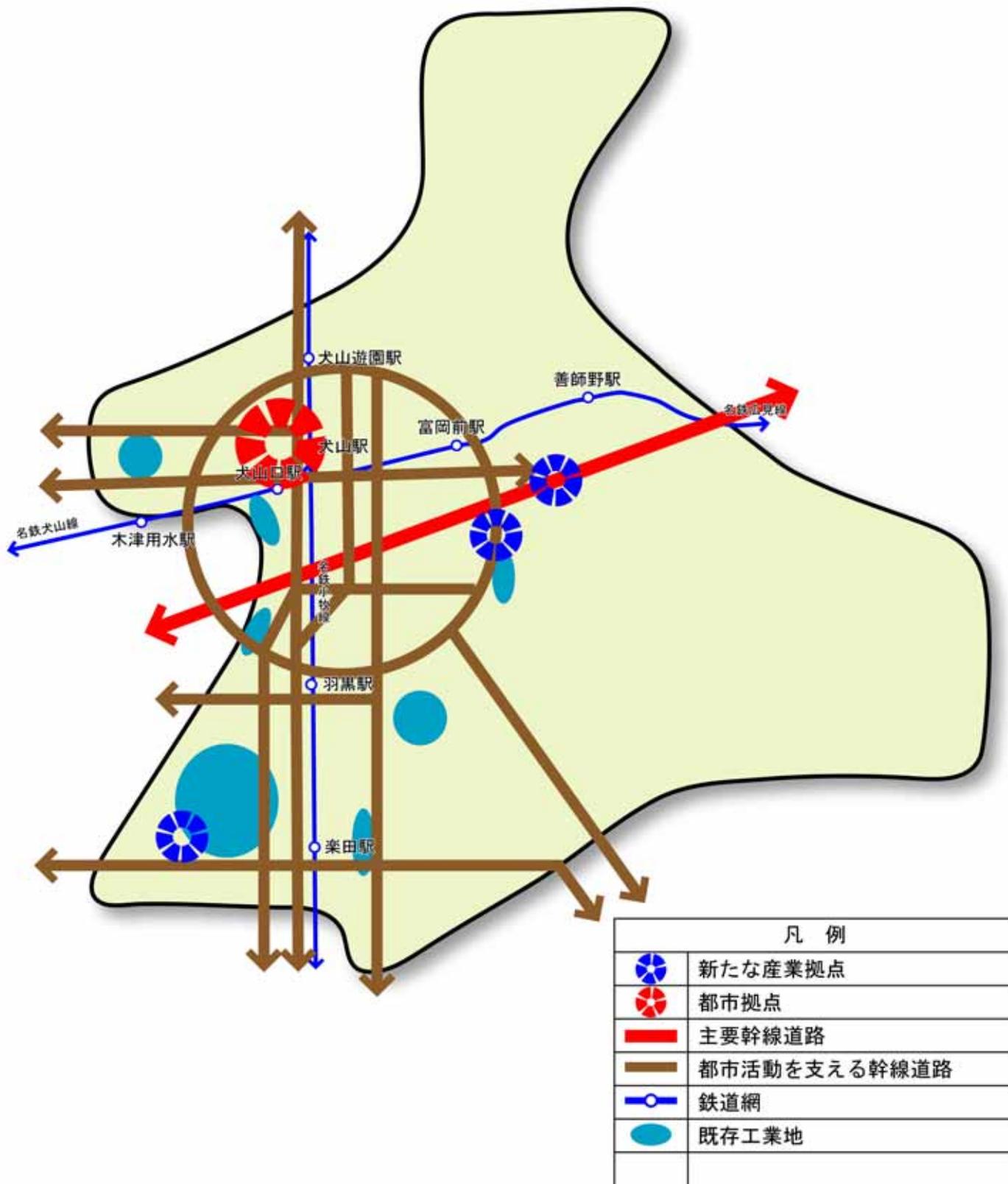
##### ➤都市拠点や産業拠点を形成して

犬山駅・犬山口駅周辺における“まちなか居住”の促進や商業・業務、行政、文化等の多様な都市機能が充実した都市拠点の形成、広域的な交通利便性を生かした新たな産業拠点の形成を図るとともに、これら拠点間を結び円滑な都市活動を支える幹線道路の整備などにより、第5次犬山市総合計画で位置づけられている「豊かさ向上軸」の形成を図り、活力を生み出し、持続的な発展が可能となる都市を目指します。

##### ➤既存ストックの活用を基本に

基盤施設の老朽化に対する対応や既存ストックの有効活用などにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を極力抑制し、持続的な発展が可能となる都市を目指します。

< 将来都市構造図 > 基盤が整い、活力を創出する都市



課題：多くの観光資源を生かしたにぎわいづくり

課題：豊かな自然環境の保全と活用



### 都市づくりの目標

## 交流を生み、にぎわいがあふれる都市

### ➤市街地と東部の丘陵地のネットワークを形成して

東部の丘陵地にみられる観光・レクリエーション施設や点在する住宅団地、集落地について、国道41号や尾張パークウェイによる市街地とのネットワーク化、市内に点在する歴史・文化資源や観光・レクリエーション施設等をつなぐ「さくらねっと・うおーく」に代表されるような歩行者ネットワークの形成などにより、多様な交流が生まれ、にぎわいづくりや各施設の利用の増進へとつながる都市を目指します。

### ➤城下町地区の歴史文化を礎に

城下町地区における歴史的な建造物や町並み、それらを舞台とした犬山祭は、地域に根差した生活文化や地域コミュニティを築いてきた重要な資産であると同時に、多くの観光客を引きつける魅力を持つ本市ならではの資源でもあることから、一層の魅力向上を図るなどにより、市民と来訪者との交流を促進し、にぎわいがあふれる都市を目指します。

### ➤新たな交流の場の形成を通じて

スポーツやレクリエーション活動、文化活動等を通じ市民同士の交流の場となる市民交流エリアの整備・充実により「豊かさ向上軸」の形成を図るとともに、農とのふれあいを通じ、自然とのふれあいや市民同士の交流を深められるような市民農園・菜園の提供などにより、新たな交流を育むことのできる都市を目指します。

<将来都市構造図> 交流を生み、にぎわいがあふれる都市



凡 例	
	歴史文化を礎とした観光・交流拠点
	市民交流エリア
	歩行者・自転車ネットワーク(さくらねっと・うおーく等)
	木曾川、入鹿池
	国道41号・尾張パークウェイ
	鉄道網

課題：豊かな自然環境の保全と活用



## 都市づくりの目標

### 自然や環境と調和する都市

#### ➤歴史や自然を感じられる景観を守って

市民の誇りでもあり愛着の源でもある、城下町地区における歴史的景観や名勝木曾川の水辺景観、東部の丘陵地における里山景観や市街地における歩いて楽しめる商業地景観、緑豊かな住宅地景観の保全と形成などにより、「歴史」「自然」「生活」といった固有の風土や環境を有した都市を目指します。

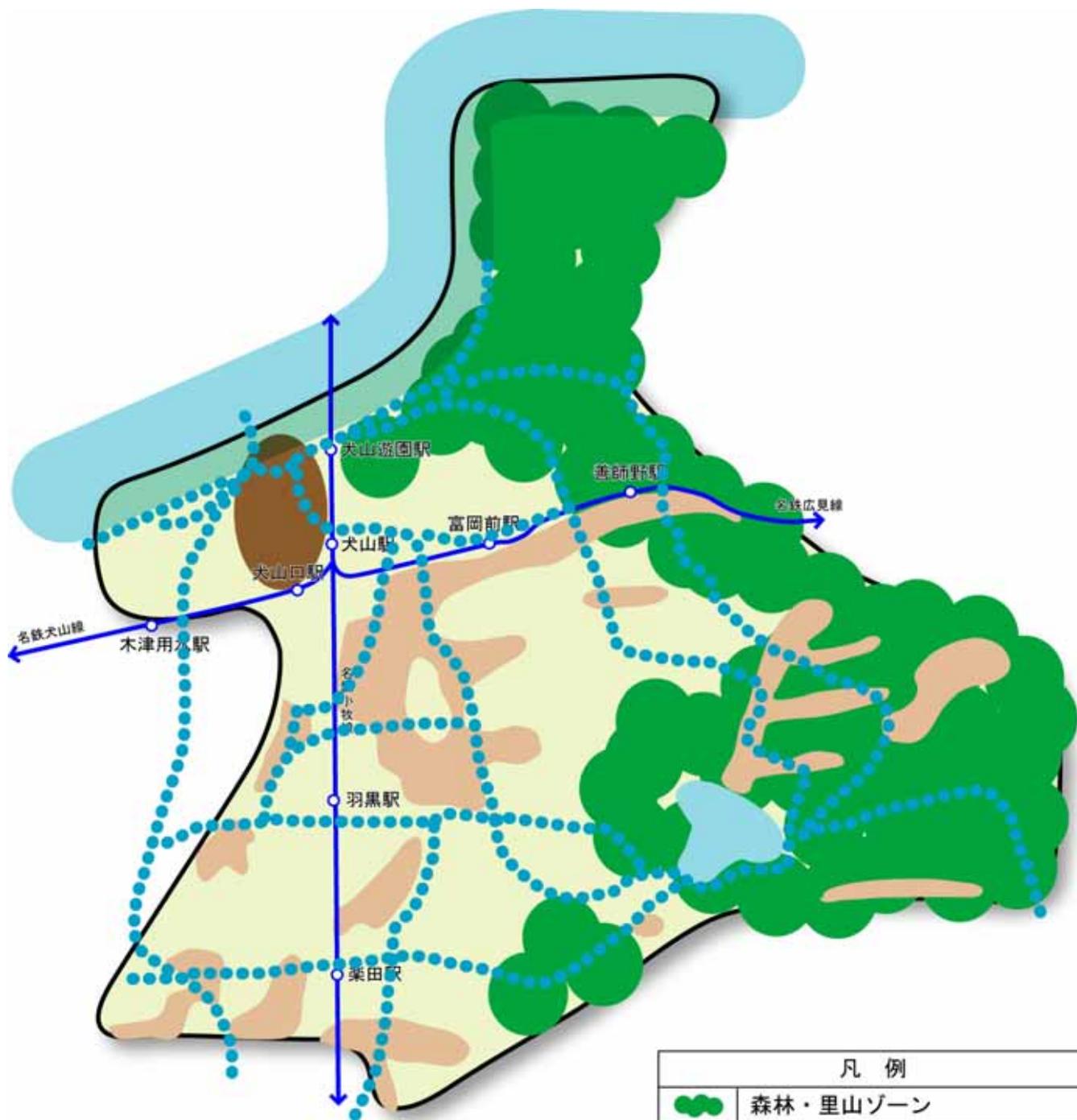
#### ➤豊かな自然とのふれあいを通して

本市北部に流れる木曾川、東部に広がる丘陵地や入鹿池、まとまりある農地等の保全を図りつつ、河川や「さくらねっと・うおーく」等の歩行者ネットワークを活用した水と緑のネットワークの構築などにより、豊かな自然に包まれ、身近に自然を感じることができる都市を目指します。

#### ➤地球環境への負荷を抑制して

過度に自動車交通に依存しない交通体系の構築や環境と共生した先進的なゆとりある住宅・宅地の確保、地球環境問題や環境への取組みを広く周知・PRするような場の充実（環境学習の場や機会の提供等）などにより、地球環境にやさしい都市を目指します。

< 将来都市構造図 > 自然や環境と調和する都市



凡 例	
	森林・里山ゾーン
	農地ゾーン
	城下町地区
	水と緑のネットワーク
	木曾川、入鹿池
	鉄道網

## 4 都市づくりの方針

### 1. 基本方針

ここでは都市づくりの目標の実現に向けた、都市整備の基本方針について示します。

#### 目標

#### いつまでも暮らし続けたいくなる都市

##### ➤地域の歴史文化を礎に

まちなかにおける定住人口の増加や住民・来訪者の生活・交流環境の向上を図るとともに、歴史的な建造物や町並み、それらを舞台とした犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化、さらにはこれら歴史や伝統を反映した活動と周辺市街地が一体となった良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上などにより、地域に根差した生活文化や地域コミュニティを礎（維持からより強固なもの）にして、多様な世代が住み続けたいくなる、住み継ぎたいくなる都市を目指します。



#### 目標実現に向けた都市整備の基本方針

犬山や羽黒、楽田等の各市街地において、これまで育まれてきた地域コミュニティを維持するだけでなく、より豊かな地域コミュニティを育むため、**施設立地等の促進につながる都市基盤施設の整備・改善や商業活性化施策との連携**により鉄道駅を中心に商業・業務機能や生活サービス機能の集積を高めるとともに、**多様な居住ニーズに対応した住宅の立地を促すこと**で、多様な世代が暮らすことのできる“まちなか居住”を促進します。

集落地等においても、その地域固有の伝統文化に培われた地域コミュニティを維持、育むために、**生活道路等の整備・改善**を進めて、暮らし続けたいくなるような居住環境として充実させるとともに、**基盤施設の整備にあわせて、生活に密着した商品を扱う店等日常生活に必要な生活利便施設等の立地を促すこと**で、人口の維持・定着を目指します。

多くの来訪者が訪れる城下町地区においては、地域住民や来訪者が**安全で安心して歩ける歩行空間の整備、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり**等を進め、人口の定着（地域コミュニティの維持）や多様な都市機能の集積を高めることにつながる魅力とにぎわいある都市空間の形成を図ります。

地域コミュニティを維持し、育むため、住民同士の交流の機会を増やすことにつながる**身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理**などの取組みを進めます。

### ➤公共交通を軸とした身近な生活圏を中心に

犬山駅・犬山口駅周辺における商業・業務、行政、文化等の多様な都市機能が充実した都市拠点の形成や主要な鉄道駅周辺を中心とした交通結節点等における日常的な生活利便機能が充実した地区拠点の形成を図るとともに、公共交通や徒歩などの交通手段によるこれら拠点間のネットワーク化などにより、過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けたい都市を目指します。



### 目標実現に向けた都市整備の基本方針

犬山駅・犬山口駅周辺を居住・生活の場、就業の場、にぎわいの場となる都市拠点として位置づけ、**民間活力を生かした遊休地の有効利用等**により市民が利用する商業・業務機能や居住機能、医療・福祉、文化等の都市機能の集積を高めて、公共交通の利用促進を図ります。

市街化区域内において公共交通結節点としての役割を担う、羽黒駅及び楽田駅周辺を地区拠点として位置づけ、**施設立地等の促進につながる都市基盤施設の整備・改善**にあわせ、地域住民が利用する身近な商業機能や生活サービス機能の集積を高めるとともに“駅そば居住”を促すことで、公共交通需要を喚起し、その利用促進を図ります。また、当該拠点へとつながる幹線道路沿道については、**地域生活軸として徒歩や自転車でも利用しやすい商業機能等の立地を促進**します。

犬山駅・犬山口駅周辺の都市拠点や羽黒駅及び楽田駅周辺の地区拠点においては、既存の歩行空間のバリアフリー化等により、居住者や来訪者が安全・快適に歩ける**歩行環境の改善・創出**を図ります。また、城下町地区では、にぎわいや交流を生み出すため、**周辺部での駐車場設置等を検討し、地区内への自動車交通の過度な進入を抑制**します。

集落地や住宅団地等では、**生活道路等の整備・改善**を進めて、快適な生活環境として充実させ、人口の維持・定着を促します。また、**バス等の公共交通により各拠点と結ぶこと**で、**身近な生活圏を形成**します。

都市拠点や地区拠点の鉄道駅周辺においては、**駅へのアクセス利便性を高めるような道路の整備や駅前広場の整備・改善**を行うとともに、**駐車場等の整備の検討や自転車駐車場の充実**により、キス&ライド、パーク&ライドを促進する等、様々な交通手段の乗り換え機能の強化を図ります。

各拠点間や後背地から拠点へのアクセス利便性を高めるため、**バス交通の利便性向上**を図るとともに、**既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道等**を活用して**歩行者ネットワークの形成**を図ります。

➤ “あんき”で安全・安心な暮らしと市民の健康を支えて

高齢者をはじめ誰もが快適に移動できる交通環境の確保や都市防災性の向上、公園の見通し確保など防犯面に配慮した施設整備などにより、安全で市民が安心して暮らしを続けることができる都市を目指すとともに、歩行者ネットワークの形成や健康づくり・福祉エリアの形成（利用増進）などにより、市民の健康な暮らしを支え、市民の健康づくりに寄与する都市を目指します。



**目標実現に向けた都市整備の基本方針**

自動車交通量の多い生活道路については、自動車交通の過度な進入の抑制を目指しつつ、幹線道路と同様に、**バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道等を整備し、安全性を高めて、高齢者や子どもが安心して歩ける環境を整えます。**

**交通安全施設の充実のほか、交通安全意識の高揚のための交通安全教育や啓発活動等の強化・充実により、安全で快適な交通環境の確保を図ります。**

都市基盤施設が未整備な古くからの市街地においては、**狭あい道路の改善や避難路・避難場所の確保、建築物の不燃化・耐震化を促進して、地震や火災に強い都市づくりを進めます。**

市街地や集落地では、地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、**地域コミュニティが中心となった防災体制や防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置や公園等における見通しの確保により、犯罪を未然に防ぐような対策を講じます。**

市民の健康づくりを支えるため、**健康づくり・福祉エリアの整備・充実を図りつつ、公共交通や徒歩等でのアクセス利便性を高め、施設・機能の利用増進を図ります。また、当該エリアや各拠点間をつなぐ歩行者ネットワークの形成を図り、市民が気軽に散歩やジョギングを楽しめる環境づくりを進めます。**

雨水の流出量をできる限り抑制するため、**東部の丘陵地に広がる森林やまとまりある優良な農地の保全を図ります。また、土砂災害などの災害が発生する可能性が高い地域での新たな市街地拡大を制限することにより、災害の少ない都市づくりを進めます。**

## 目標

## 基盤が整い、活力を創出する都市

### ➤都市拠点や産業拠点を形成して

犬山駅・犬山口駅周辺における“まちなか居住”の促進や商業・業務、行政、文化等の多様な都市機能が充実した都市拠点の形成、広域的な交通利便性を生かした新たな産業拠点の形成を図るとともに、これら拠点間を結び円滑な都市活動を支える幹線道路の整備などにより、第5次犬山市総合計画で位置づけられている「豊かさ向上軸」の形成を図り、活力を生み出し、持続的な発展が可能となる都市を目指します。



### 目標実現に向けた都市整備の基本方針

犬山駅・犬山口駅周辺を居住・生活の場、就業の場、にぎわいの場となる都市拠点として位置づけ、**施設立地等の促進につながる都市基盤施設の整備・改善や商業活性化施策との連携**により市民が利用する商業・業務機能や文化機能の集積を高めます。また、**民間開発等に合わせた居住機能や医療・福祉機能の維持・導入を促すとともに、安全で安心して歩ける歩行空間の整備等**により、都市拠点内の様々な都市機能の連携を強化することで、にぎわいと活気に満ちた拠点の形成を図ります。

都市拠点においては、多様な都市機能の集積や交通結節機能の強化・充実、景観や周辺の生活環境に配慮した土地の有効利用等に向けて必要となる**都市基盤施設の整備**を進めます。

犬山高根洞工業団地をはじめ、工場等の集積がみられる既存の工業地については、今後も現在の土地利用を維持するとともに、国道41号沿道等の広域からのアクセス利便性に優れる地域において、周辺の自然環境との調和を図りながら、市街化区域への編入や地区計画を定めるなど、無秩序な都市的土地利用が進行しないような配慮のもと、**新たな産業用地の形成**を図ります。

広域的な道路網の充実に向け、**国道41号の6車線化や名濃道路（小牧IC以北区間）の建設促進**を国へ働きかけていきます。また、本市と周辺市町を結ぶとともに都市拠点や産業拠点などの各拠点間を連絡し、円滑に自動車交通を処理する**(都)成田富士入鹿線等の整備**を推進します。

➤既存ストックの活用を基本に

基盤施設の老朽化に対する対応や既存ストックの有効活用などにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を極力抑制し、持続的な発展が可能となる都市を目指します。



**目標実現に向けた都市整備の基本方針**

環境負荷の低減や資源の有効活用に向け、これまで築いてきた**道路、橋梁、公園、下水道等の都市基盤施設の適切な維持管理**を進めることで、長寿命化を図ります。

今後の人口定着にあたっては、**市街化区域内の都市的低・未利用地の活用**を優先するとともに、新たな産業拠点の形成等にあたっては、虫食いの市街地が郊外に拡散していくことを抑制するため、鉄道駅や幹線道路の周辺、市街地等の隣接地など、既存ストックの活用が可能な地域を中心に計画的整備を進めます。

## 目標

## 交流を生み、にぎわいがあふれる都市

## ➤市街地と東部の丘陵地のネットワークを形成して

東部の丘陵地にみられる観光・レクリエーション施設や点在する住宅団地、集落地について、国道41号や尾張パークウェイによる市街地とのネットワーク化、市内に点在する歴史・文化資源や観光・レクリエーション施設等をつなぐ「さくらねっと・うおーく」に代表されるような歩行者ネットワークの形成などにより、多様な交流が生まれ、にぎわいづくりや各施設の利用の増進へとつながる都市を目指します。



## 目標実現に向けた都市整備の基本方針

市内には城下町地区をはじめとして、その他の地区においても古墳等の歴史・文化資源や観光・レクリエーション施設等が多くみられます。そのため、**関連計画に基づきそれら歴史・文化資源等の保全・活用**について進めていきます。

市街地と東部の丘陵地、鉄道駅、主要な観光資源を結ぶ**(都)成田富士入鹿線などの幹線道路の整備を進めるとともに、これらをつなぐ公共交通網の強化・充実を民間事業者等へ働きかけます。**

木曽川の魅力をより一層高めるとともに、沿川の歴史資源や観光資源への徒歩や自転車でのアクセス利便性を高めるため、**木曽川沿いでの歩行者・自転車空間の確保を検討**します。また、これにあわせ**木曽川沿い地域～犬山遊園駅～犬山城・城下町地区～犬山駅・犬山口駅までの回遊性を高めるような拠点づくりやサイン設置等**により、城下町地区と木曽川沿い地域とのつながりを強化し魅力を高めて、一層の交流を促進します。

国・県・近隣市町と連携しながら、**木曽川沿いを中心に遊歩道、サイクリングロード等を整備することにより、観光・レクリエーション拠点の広域ネットワーク形成を図ります。**

東部に点在する多くの観光資源や自然環境については、**東海自然歩道の利用増進や里山づくりを通じた自然再生活動等の支援**により、より多くの人々が訪れたいくなるような施設や環境へと活性化を図ります。

**既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川沿いの桜並木、緑道等を活用して歩行者ネットワークの形成を図り、市民交流拠点をはじめ各拠点間をつなぐとともに、観光・レクリエーション施設へのアクセス利便性についても高めます。**

➤城下町地区の歴史文化を礎に

城下町地区における歴史的な建造物や町並み、それらを舞台とした犬山祭は、地域に根差した生活文化や地域コミュニティを築いてきた重要な資産であると同時に、多くの観光客を引きつける魅力を持つ本市ならではの資源でもあることから、一層の魅力向上を図るなどにより、市民と来訪者との交流を促進し、にぎわいあふれる都市を目指します。



**目標実現に向けた都市整備の基本方針**

城下町地区では、地域住民や来訪者が**安全で安心して歩ける歩行空間の整備、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり**等を進め、人口の定着（地域コミュニティの維持）や多様な都市機能の集積を高めることにつながる魅力とにぎわいある都市空間の形成を図ります。

**既存の歴史的建造物の修理や復元を進めるとともに、歴史的町並みと調和した景観形成や伝統的建造物群保存地区の指定を検討**するなどにより、道路の美装化等とあわせ魅力ある町並みの再生を図り、地域への誇りや愛着を高めることで、地域住民の暮らしぶりや商売の仕方も含めたまち全体のさらなる質的向上を目指します。

にぎわいや交流を生み出すため、**周辺部での駐車場設置等**を検討し、地区内への過度な自動車交通の進入を抑制します。

### ➤ 新たな交流の場の形成を通じて

スポーツやレクリエーション活動、文化活動等を通じ市民同士の交流の場となる市民交流エリアの整備・充実により「豊かさ向上軸」の形成を図るとともに、農とのふれあいを通じ、自然とのふれあいや市民同士の交流を深められるような市民農園・菜園の提供などにより、新たな交流を育むことのできる都市を目指します。



### 目標実現に向けた都市整備の基本方針

市民交流拠点としての役割を担う国営木曾三川公園尾張緑地（木曾川犬山緑地）や犬山ひばりヶ丘公園、山の田公園の利用増進を図ります。また、既存施設と連携したスポーツ・レクリエーション活動の場となる新たな公園（体育館や交流スペース等）の設置についても防災機能の強化とあわせて検討します。

既存の公園や広場について、各地区や各町内単位でこれまで地域コミュニティを守り、育んできた伝統文化や祭り、イベント等の場としての活用を図ります。また、地域コミュニティを維持し、育むため、住民同士の交流の機会を増やすことにつながる身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理などの取組みを進めます。

市街化区域内に多くみられる都市的低・未利用地のうち、生産緑地や宅地化が見込みにくいような土地や、市街化調整区域における耕作放棄地については、市民が気軽に土と親しめる市民農園や市民菜園としての有効活用を検討します。

## 目標

### 自然や環境と調和する都市

#### ➤歴史や自然を感じられる景観を守って

市民の誇りでもあり愛着の源でもある、城下町地区における歴史的景観や名勝木曾川の水辺景観、東部の丘陵地における里山景観や市街地における歩いて楽しめる商業地景観、緑豊かな住宅地景観の保全と形成などにより、「歴史」「自然」「生活」といった固有の風土や環境を有した都市を目指します。



#### 目標実現に向けた都市整備の基本方針

平成20年3月に策定した「犬山市景観計画」に定める「世界に誇る歴史と、水と緑に彩られたまち 犬山」を目指して、より良い都市景観形成を進めていきます。

- ・木曾川や東部丘陵は、広域的にその保全と活用に取り組み、また、その他の河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に行った上で保全を図るとともに、水と緑を相互に関連づけながら、暮らしに身近な存在として、心の豊かさやゆとりをもたらしてくれるような景観形成を図ります。
- ・地域住民によるまちづくりが長年にわたって取り組まれている城下町などは、地域の歴史や文化を継承しつつ、観光振興などにも目を向けて、より一層愛着と親しみ、誇りを持つような景観づくりを行っていきます。  
その他の地域では、長く受け継がれてきた地域固有の歴史や伝統を地域住民一人ひとりが再認識し、地域固有の資源を守り、育み、次世代に伝えていくことで、地域に対して愛着と誇りを持つことができるような景観形成を図ります。
- ・商業地では市民や観光客らが歩いて楽しめる、にぎわいに満ちた景観、工業地では周囲の自然や市街地との調和を意識した建築物や工作物の形態意匠への配慮と緑化により潤いと開放感ある景観、住宅地ではそれぞれの地域文化を守り育みながら、ゆとりと安らぎの感じられる景観の形成を図ります。

**➤豊かな自然とのふれあいを通して**

本市北部に流れる木曾川、東部に広がる丘陵地や入鹿池、まとまりある農地等の保全を図りつつ、河川や「さくらねっと・うおーく」等の歩行者ネットワークを活用した水と緑のネットワークの構築などにより、豊かな自然に包まれ、身近に自然を感じることができる都市を目指します。

**目標実現に向けた都市整備の基本方針**

貴重な自然を有する東部丘陵の緑地や、市街地を取り囲む一団のまとまりある農地を保全するとともに、里山や農地、河川・水路やため池などを活用して身近に自然とふれあえる場を確保します。また、東部丘陵では、市民及び来訪者が里山の豊かな自然を体感し、里山づくりや保全活動にも参加できるような機会を提供します。

生産緑地については、市街地内の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、社寺林などのまとまった緑地についても、保存樹木や景観重要樹木の指定などの保全方策を検討します。また、地区計画や緑化協定等の制度を活用し、民有地（生垣等）の緑化を促進するとともに、規模の大きな開発等にあたっては、十分な緑化を誘導します。

五条川などの市街地内を流れる河川や街路樹などを活用しながら、市街地内の身近な公園やまとまりある緑地をきめ細かく結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

➤地球環境への負荷を抑制して

過度に自動車交通に依存しない交通体系の構築や環境と共生した先進的なゆとりある住宅・宅地の確保、地球環境問題や環境への取組みを広く周知・PRするような場の充実（環境学習の場や機会の提供等）などにより、地球環境にやさしい都市を目指します。



**目標実現に向けた都市整備の基本方針**

CO<sub>2</sub>削減に向け、都市拠点や地区拠点を中心に“まちなか居住”や様々な都市機能の立地を促すことで、過度に自動車交通に依存しなくても日常生活が送れるような都市構造へ転換します。

利便性の高い公共交通体系の構築やサービス水準の維持・向上を図るとともに、様々な施設をつなぐ歩行者ネットワークを形成して、自動車交通への依存を極力抑制します。

今後の公共施設の整備にあたっては、緑豊かで環境と共生するような整備を進め、環境負荷低減に向けた先導的な役割を担っていきます。

温暖化防止に対する市民や事業者の意識を高めるため、各種の環境保全に取り組む団体等と協力して環境学習やイベントなどの啓発事業を実施していきます。

以下では、先に示した都市整備の基本方針を踏まえ、各分野別に具体的な都市整備（土地利用及び都市施設等）の方針を示します。

## 2. 土地利用の方針

### (1) 市街化区域に関する土地利用方針

市街化区域では、都市的低・未利用地の多くみられる地区等での宅地化を促進します。ただし、住民の暮らしに潤いを与え、憩いの場等としても貴重な空間となっている市街地内の都市的低・未利用地については、その保全を図りつつ、緑地としての活用に努め、良質な市街地環境や風致の維持・保全を図ります。

また、都市機能の適切な配置を進め、計画的に市街化を促進するため、現在の用途地域等を基本としながら、必要に応じて以下に示す土地利用の方針に基づき、用途地域等の見直しに関する検討を行い、適切に土地利用の規制・誘導を図ります。

#### ア 土地利用区分と土地利用のイメージ

土地利用区分ごとの具体的な土地利用のイメージを以下のように想定し、その実現に向け、土地利用の維持・誘導を図ります。

区分		土地利用のイメージ
住居系 土地利用	低層専用住宅地	専ら低層の住宅が主体に立地する地区
	専用住宅地	低層の住宅を主体としつつ、中高層住宅や小規模な生活利便施設等の立地も許容する地区
	一般住宅地	住宅を主体としつつ、日常生活を支える商業施設等の立地も許容する地区
	沿道型住宅地	中高層住宅や幹線道路沿道の利便性を生かした商業施設（ロードサイド型施設）等が立地する地区
商業系 土地利用	住商複合地	住宅や日常生活を支える商業施設等が主体に立地する地区
	商業業務地	商業施設や業務施設（事務所等）、娯楽施設等が主体に立地する地区
工業系 土地利用	住工複合地	住宅や小規模な工場・作業所等が立地する地区
	工業地	専ら工場や流通業務施設等が主体に立地する地区

## イ 土地利用区分ごとの方針

### 低層専用住宅地

低層住宅を主体とした良好な居住環境を確保するため、住環境上の影響が見込まれる用途の建物の立地を抑制しつつ、また、中高層以上の建物の立地も抑制することにより、低層住宅を主体とした土地利用を維持します。

なお、都市的低・未利用地が多くみられる五郎丸地区（建ぺい率 30%、容積率 50%が定められ、計画的に都市基盤を整備すべき地区）については、地権者の土地活用意向や今後の住宅・宅地の需給バランス等を踏まえながら、地区計画制度の活用など良好な市街地の形成手法について検討します。

### 専用住宅地

中高層住宅を含めた住宅地としての良好な居住環境を確保するため、住環境上の影響が見込まれる用途の建物の立地を抑制することにより、住宅を主体とした土地利用を維持します。

なお、低層住宅が主体となっている地区については、中高層住宅の立地について周辺環境と調和するように配慮します。県営住宅等の中高層住宅が立地している地区については、現在の土地利用を維持します。

また、幹線道路沿道の地区等については、小規模の生活利便施設等の立地を許容することにより、当該地区及び周辺住民が暮らしやすい生活環境の確保に向けた土地利用を維持・誘導します。

### 住宅地

住宅地としての土地利用を主体としながら、一定規模・用途の生活利便施設等の立地を許容することにより、当該地区及び周辺住民の快適性と利便性が調和した暮らしやすい生活環境の確保に向けた土地利用を維持・誘導します。

### 沿道型住宅地

主要な幹線道路沿道で背後が主に住宅地の地区については、中高層住宅の立地を図りつつ、沿道にふさわしい商業業務施設等の立地により利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。

### 住商複合地

自動車交通に過度に依存することなく、徒歩や自転車、あるいは公共交通機関の利用により、暮らしやすい日常生活圏の構築を図るため、日常生活を支える商業施設等生活利便施設を主体とした土地利用を維持・誘導します。

特に、羽黒駅及び楽田駅周辺では、公共交通によりアクセスしやすい立地を生かし、商業施設や自動車を運転できない高齢者等でも利用しやすい生活利便施設等の立地促進により、地域の生活拠点にふさわしい土地利用を誘導します。

### 商業業務地

犬山駅・犬山口駅周辺の都市拠点では、市民のみならず来訪者もその利便性を享受できるような商業施設をはじめ、業務・文化施設など多様な都市機能の複合化を進めるとともに、これらと調和した中高層住宅の立地を進め、高密度でにぎわいのある市街地形成に向けた土地利用を維持・誘導します。

### 住工混合地

居住環境、操業環境双方の悪化を招くことのないような配慮のもと、工場施設等と住宅が共存する住工混合型の土地利用を維持するものの、住宅としての土地利用が主体となっていくなど今後の土地利用動向に大きな変化がみられる場合は、長期的な視点で今後の土地利用のあり方について検討します。

また、工場跡地等の空地が発生した場合においては、都市構造上の観点から、大規模集客施設の立地抑制を検討するとともに、従前の土地利用からの転換を図るような場合には、周辺の市街地環境との調和に配慮した施設の立地誘導に努めます。

### 工業地

工場施設等が大半を占める地区であり、良好な操業環境を確保するため、今後も工場施設等を主体とした土地利用を維持・誘導します。

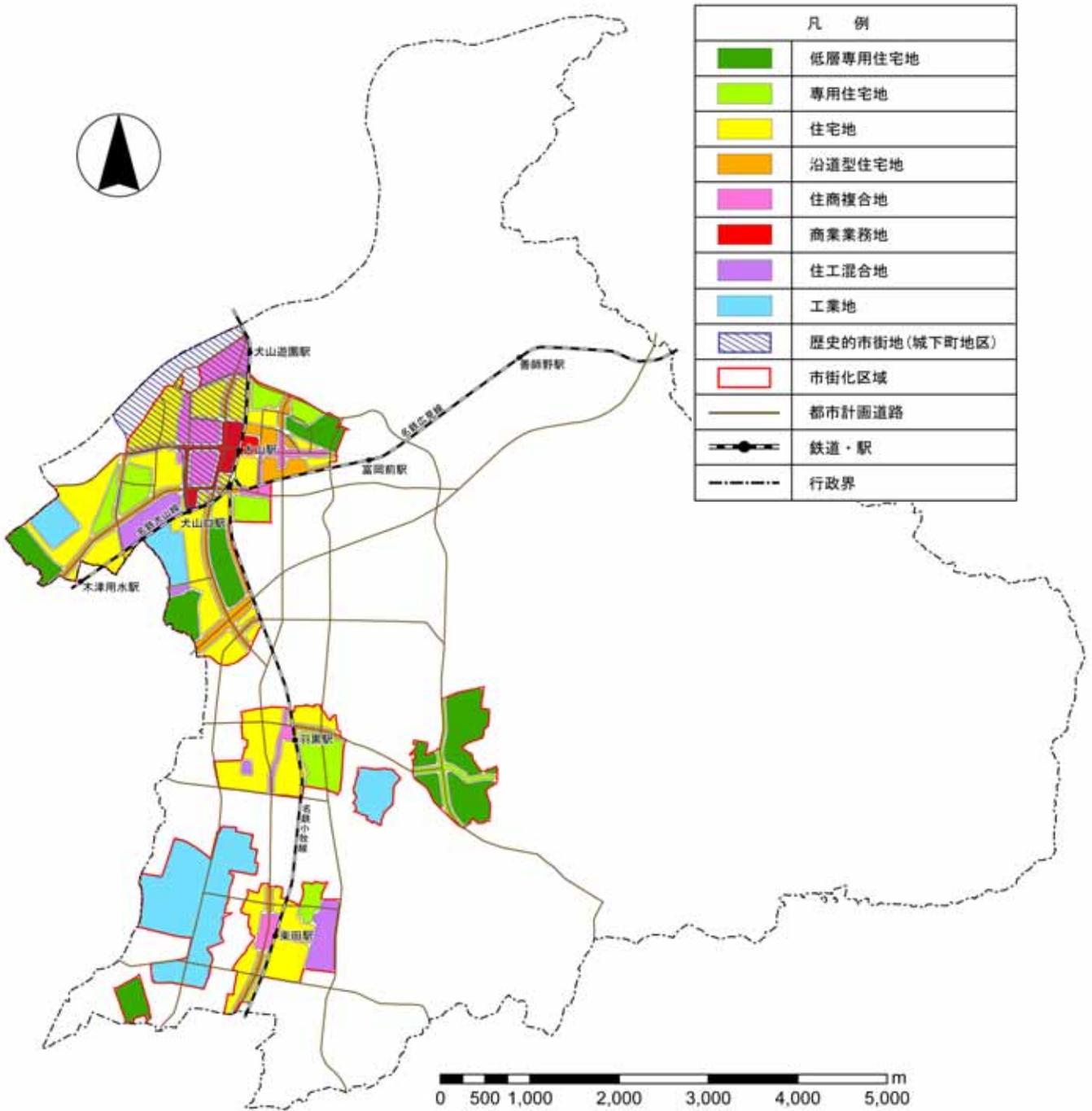
また、周辺の環境に配慮し、新たな工場等の立地に際しては、敷地内緑化を促進するとともに、既存の工場等においても敷地内等での緑化を促します。

## ウ 歴史的市街地（城下町地区）の土地利用方針

城下町地区においては魅力とにぎわいを高めるため、居住環境と共存した商業施設や観光・交流施設等が立地する「商業業務地」及び「住商複合地」としての土地利用の維持・誘導を図るとともに、その周辺部においては「一般住宅地」としての土地利用の維持・誘導を図ります。

なお、当該地区では、犬山城や歴史的町並み等の周辺環境との調和に配慮し、伝統的建造物群保存地区の指定や建物の高さの規制等について検討を進めます。

図 市街化区域の土地利用方針図



## (2) 市街化調整区域に関する土地利用方針

市街化調整区域では、都市機能の分散や無秩序な市街化を抑制するため、開発を適正に規制・誘導し、農地や森林等の保全を図ります。

### 郊外型住宅開発地

現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる生活環境の確保を目指すこととし、現在の低層住宅を主体とした土地利用を維持します。

### 集落地

市街化調整区域に点在する古くからの集落地については、周囲の農地や緑地の保全を図る上で重要な役割を担うことから、道路等の基盤施設の整備・改善を進め、市街化調整区域の性格を大きく変えない範囲で、生活に密着した商品を扱う店舗や生活サービス施設が立地しやすい環境を整えることにより、豊かな地域コミュニティ及び快適な生活環境の確保を目指すこととし、現在の土地利用を維持します。

また、新たな定住人口の増加に向け、本市の特徴である農地や里山等豊かな自然との調和を図られ、“ゆとり居住”等の多様な居住ニーズに対応した住宅地の誘導を検討します。

### 農地

市街地を取り囲む形になっている面的にまとまった優良農地は農業生産の基盤となっており、防災上及び自然環境の観点からも重要な役割を担っています。そこで、これらの優良農地については、基本的にその維持・保全を図るとともに、その他の農地についても、農業振興や防災面で重要な役割を担うものなどは必要に応じて保全に努めます。

### 森林

東部丘陵に広がり、入鹿池や木曽川周辺を含む自然公園区域などの森林は、本市の都市構造上の大きな特徴であり、骨格となる緑地を形成していることから、自然環境の保全及び特色のある景観資源の保全の観点より、現在の土地利用を維持します。

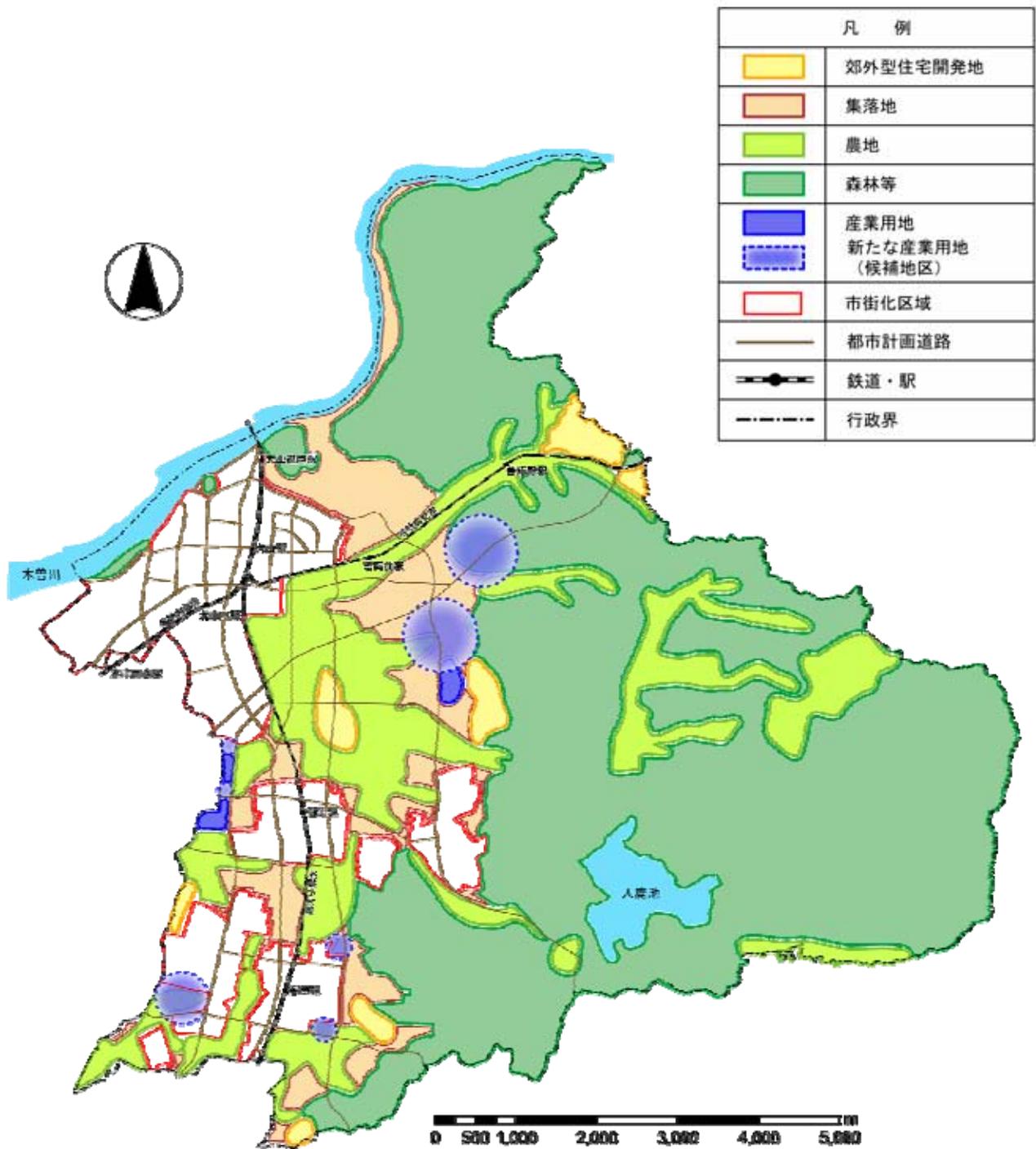
また、里山内に立地している健康・福祉施設や観光施設等については、当該機能の維持・増進に向けて、現在の土地利用を維持・拡大します。

### 産業用地

市街化調整区域のまとまった産業用地については、当該機能の維持・増進に向けて、現在の土地利用を維持します。

また、多車線道路沿道や既存工業団地に隣接しているなど既存ストックの有効活用が可能な一部の土地については、新たな産業用地としての土地利用を目指す地区として、地権者の土地活用意向や工場等の立地動向を踏まえながら農地保全面との調整を行い、周辺環境に配慮しつつ地区計画制度の活用など計画的な土地利用に向けた規制・誘導に関する検討を進めます。

図 市街化調整区域の土地利用方針図



### 3. 都市施設整備の方針

#### (1) 都市交通施設

超高齢社会の到来を見据え、公共交通を軸に過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けることができる身近な生活圏を構築するため、本市における都市交通の将来の方向性を検討しつつ、公共交通の維持・強化を図るとともに、歩行者・自転車のための安全で快適な身近な移動空間の充実を図ります。

公共交通の維持・強化にあたっては、利用者ニーズに対応し、鉄道や路線バス、コミュニティバスが相互に補完して有機的に機能する効率的な地域公共交通ネットワークの形成を図り、その利用を促進します。

また、現在の都市計画道路網を基本に未整備となっている都市計画道路の整備を進めることで、本市と周辺市町や市内の各拠点を連絡し、円滑に自動車交通等処理する幹線道路網の構築を図ります。なお、未整備区間のうち社会状況等の変化から都市計画の見直しが想定される区間については、その機能を検証した上で、必要に応じ見直しを検討します。

#### ア 道路配置及び整備方針

##### 主要幹線道路等

本市の骨格を形成するとともに、本市と周辺都市を結ぶ自動車交通や通過交通を円滑に処理できるよう配置しています。

名古屋都心と結ぶ主要幹線道路である(都)国道 41 号線の拡幅事業や地域高規格道路である名濃道路(自動車専用道路)について、同盟会等を通じて国へ要望を行い、建設を促進します。

##### 都市幹線道路

市街地における標準的な網間隔(概ね 2 km)を踏まえ、主要幹線道路網を補完し、市内における南北・東西方向の自動車交通を円滑に処理できるよう配置しています。

(都)成田富士入鹿線をはじめ以下に示す都市計画道路を都市幹線道路と位置づけ、関係機関への協議を行いながら、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備を促進します。

- ・(都)成田富士入鹿線
- ・(都)一宮犬山線
- ・(都)犬山春日井線
- ・(都)犬山富士線
- ・(都)名古屋犬山線
- ・(都)明治村桃花台線
- ・(都)大口楽田線
- ・(都)楽田桃花台線

### 地区幹線道路

市街地における標準的な網間隔(概ね1km)を踏まえ、地区の骨格を形成するとともに、鉄道駅へのアクセス利便性や沿道等の土地利用との整合性に留意し、地区内における自動車交通を円滑に処理できるよう、また、安全・快適な歩行者・自転車空間を確保できるよう配置しています。

(都)犬山富岡線をはじめ以下に示す都市計画道路を地区幹線道路と位置づけ、関係機関への協議を行いながら、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備を促進します。

- ・(都)犬山駅東線
- ・(都)犬山大橋線
- ・(都)五郎丸前原線
- ・(都)斎藤羽黒線
- ・(都)犬山公園小牧線
- ・(都)蝉屋長塚線
- ・(都)楽田線
- ・(都)草井犬山線
- ・(都)川端線
- ・(都)犬山富岡線

### 補助幹線道路

市街地における標準的な網間隔(概ね500m)や、生活道路の交通を集め地区幹線道路へ連結するという本道路の機能を踏まえ、自動車交通の円滑な処理のみならず、地区内における主たる歩行者・自転車動線となるよう配置しています。

(都)浄心線をはじめ以下に示す都市計画道路を補助幹線道路と位置づけ、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備を促進します。

- ・(都)浄心線
- ・(都)城前線
- ・(都)橋爪高雄線
- ・(都)犬山口通線
- ・(都)高岡線
- ・(都)富岡荒井線
- ・(都)中切線

### その他の道路

(都)本町通線及び(都)新町線を区画街路、(都)小杉線を特殊街路と位置づけ、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備を促進します。

また、都市基盤施設が未整備な市街地や集落地等の生活道路については、地元要望に基づくとともに、快適な生活環境を充実するため、自動車の速度抑制や地区内への過度な進入の抑制に配慮しながら、新設・拡幅整備を推進します。

なお、県道栗栖犬山線の整備促進と木曾川への新橋架設については、地元要望を踏まえて、県に対して早期事業化を要望するなど、実現に向けた検討を進めます。

## イ 歩行者・自転車空間の整備方針

歩いて暮らせる市街地形成を目指すとともに、多様な交流・にぎわいの創出に向け、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道等を活用して歩行者ネットワークの形成を図ります。

また、木曽川の魅力をより一層高めるとともに、沿川の歴史資源や観光資源への徒歩や自転車でのアクセス利便性を高めるため、木曽川沿いで歩行者・自転車空間の確保を検討します。なお、これにあわせ木曽川沿い地域～犬山遊園駅～犬山城・城下町地区～犬山駅・犬山口駅までの回遊性を高めるような拠点づくりやサイン設置等により、城下町地区と木曽川沿い地域とのつながりを強化し魅力を高めて、一層の交流を促進します。

身近な生活圏において安全で快適な歩行者・自転車空間を確保するため、子どもから高齢者、障がいのある人などが安全に、安心して歩いて過ごすことができるユニバーサルデザインに配慮した歩道や交通安全施設、わかりやすい交通標識・案内等の整備を図ります。

## ウ 公共交通等の整備方針

### 鉄道

鉄道については、尾北地区広域交通網対策連絡協議会及び名鉄小牧線全線複線化と名古屋市営地下鉄上飯田線早期建設促進期成同盟会を通じ関係機関へ要望を行い、名鉄小牧線全線複線化、輸送機能の強化、輸送サービスの向上等を促進します。

### バス等

子どもや高齢者など車を使わない人も日常生活を不便なく過ごすことができるよう、市内の公共交通を充実することが重要であることから、「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じ、より便利で使いやすい路線バス・コミュニティバスとなるよう運行路線や運行回数等の見直しを行うとともに、鉄道等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、地域の実情に応じた地域公共交通運行を検証し、ボランティア輸送などの新たな運行を検討します。

### 公共交通結節点等

犬山駅ではバリアフリー化設備整備事業として設置したエレベーターを活用する等、高齢者や子育て世代等の移動を支援します。

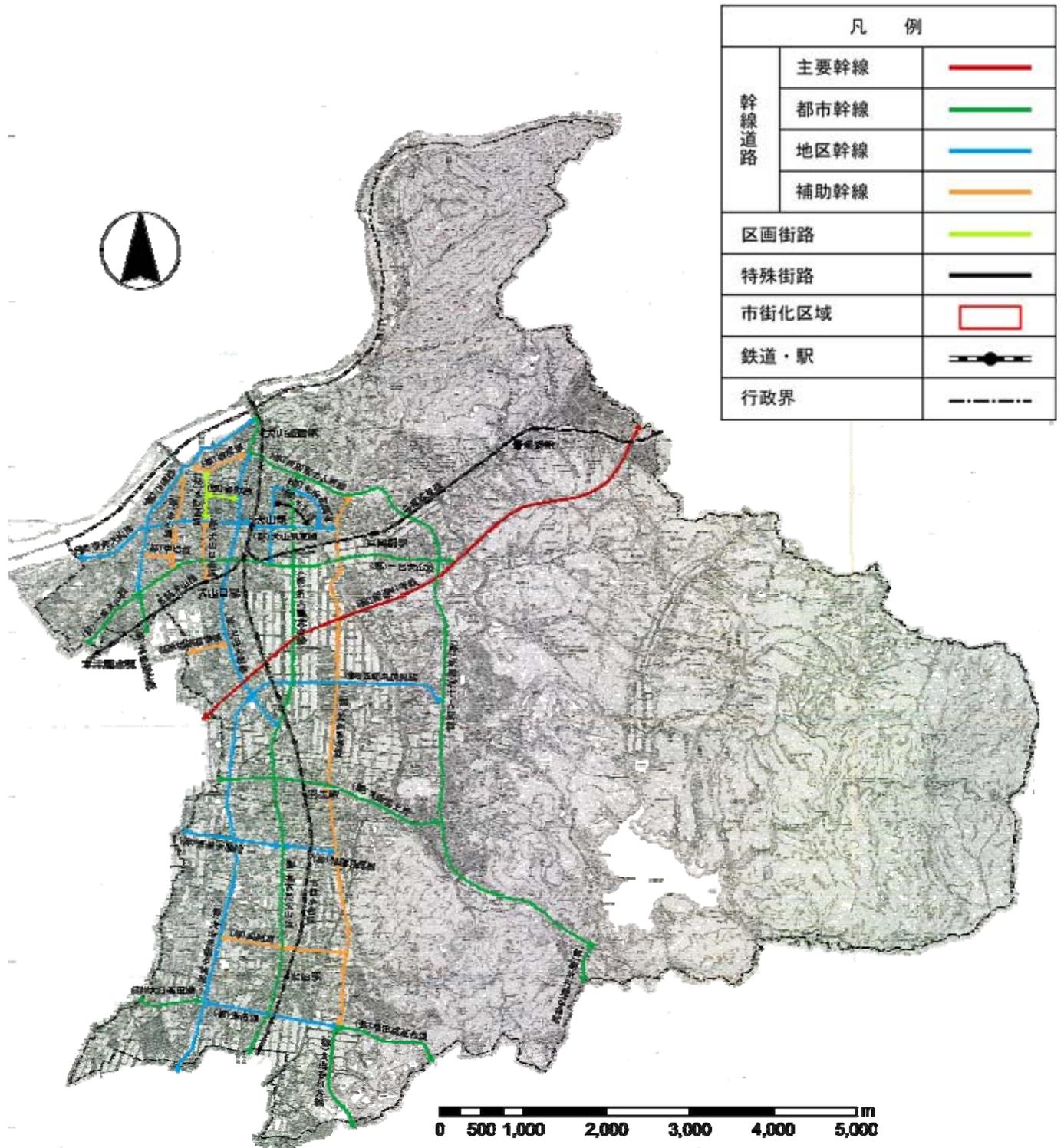
羽黒駅では、駅前において地域交通の利便性向上のための広場整備を推進します。また、犬山口駅ではそのような広場整備について検討します。

楽田駅では、駅東に広場、道路、歩道、駐輪場、調整池、修景施設等の整備並びに東改札口を設置します。また、広場整備に伴う周辺の基盤整備として新設道路の設置を推進します。

犬山遊園駅では、観光交流の活性化に向けて、駅前広場の整備を促進します。

また、城下町地区では、にぎわいや交流を生み出すため、道路の美装化に加え、地域住民や来訪者が安全で安心して歩ける歩行空間の整備を進めるとともに、周辺部での駐車場設置等を検討し、地区内への自動車交通の過度な進入の抑制を目指します。

図 都市交通施設の方針図



## (2) 公園・緑地等

市民が身近に自然に親しめる空間の創出や生活環境の保全、防災の観点から、公園・緑地の充実を図るとともに、市街地内に残る樹林地等の緑地空間の保全・管理・活用やこれらのネットワーク化を図ります。

### ア 都市公園等の整備方針

都市公園については、一部未供用となっている地区公園の犬山ひばりヶ丘公園や尾張広域緑道及び国営木曽三川公園尾張緑地（木曽川犬山緑地）について整備を推進するとともに、必要に応じた見直しを行う中で、より魅力ある憩いの場としていきます。また、既存施設と連携したスポーツ・レクリエーション活動の場となる新たな公園（体育館や交流スペース等）の設置についても防災機能の強化とあわせて検討します。

都市公園における公園施設については、中小規模公園・広場等の施設・遊具等の整備と適正な更新を進めるとともに、日常の利用者意向や活動状況の把握を行い、より利用者の視点に立った施設の整備を行います。また、長寿命化計画を策定し、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び費用の平準化を図ることによって、適切な維持補修等の予防的管理を推進します。街区公園やちびっこ広場等の地域に密着した公園は、施設の異常の通報や草刈り・ごみ拾いなどを地元町内会等に委託するとともに、各種のボランティア組織との連携を図りながら安全点検等を実施することによって、地域住民の愛園精神の向上を図るとともに、事故の未然防止を図ります。

なお、市街地内における既存の都市公園等の配置状況や都市公園の標準的な誘致距離等を踏まえ、公園・緑地が不足している市街地を中心に、都市的低・未利用地を活用するなどして、公園・緑地等を確保するとともに、市街地周辺部においても市民の健康づくりやふれあい・憩いの場となるような広場等の確保を検討します。

市街化区域内に多くみられる都市的低・未利用地のうち、生産緑地や宅地化が見込みにくいような土地、市街化調整区域における耕作放棄地については、市民が気軽に土と親しめる市民農園や市民菜園としての有効活用を検討します。

### イ 緑化の方針

公共公益的施設については、公園や緑地をはじめ道路や河川等についても緑化推進と適正な維持管理を進めます。

また、民地での壁面緑化・屋上緑化の推進のための啓発を行うとともに、新規の住宅団地や工業地の整備にあたっては、地区計画制度等を活用するなどにより、緑化の推進を図ります。

### ウ 緑の保全・活用方針

東部丘陵、木曽川、入鹿池方面は、自然公園法による飛騨木曽川国定公園や保安林に指定されており、自然の保全及び適正な利用が推進されています。この自然環境の保全活動に自主的に取り組む環境保全ボランティアの育成に努め、市民と協働した環境保全の取組みを推進します。

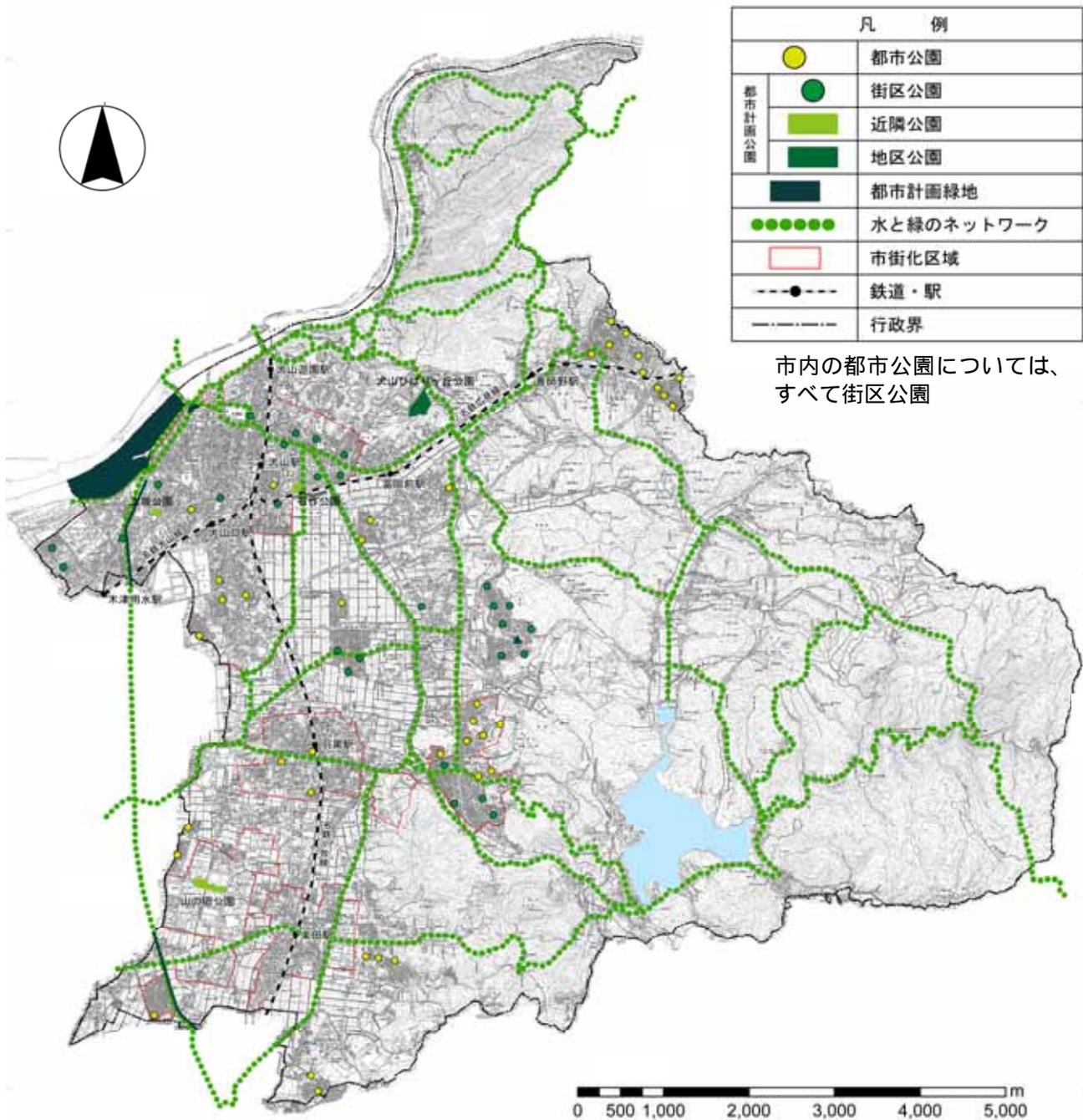
なお、森林やビオトープ化した河川・ため池等の豊かな自然環境については、その保全に留意しながら、環境学習の場として、また、自然散策、遊歩道ウォーキング、エコツーリズムなどの観光・レクリエーション活動の場として、積極的に活用します。

また、犬山城や古墳等の周辺における歴史的な緑地空間や、市街地内における社寺林や生産緑地地区等の身近な緑地空間、市街化調整区域における農地・里山空間等についても、その保全・活用を図ります。

#### エ 水と緑のネットワークの形成方針

木曾川、東部丘陵、入鹿池などの自然環境や地域ごとの遺産・文化・歴史をネットワークさせるとともに、健康で潤いあふれる生活環境を市民との協働により構築するため、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道等の歩行者ネットワークを活用して水と緑のネットワークの形成を図るとともに、シンボリックな樹木（桜及びモミジ）による遊歩道及び拠点（入鹿池、桃太郎神社、善光寺山公園、寂光院周辺など）の整備を推進します。また、これら遊歩道等については、ボランティアの協力を得ながら、適切な維持管理を進めます。

図 公園・緑地・緑道等の方針図



(3) 河川・用水路

県管理の郷瀬川、新郷瀬川については、「郷瀬川圏域河川整備計画」に基づき、引き続き整備促進を図ります。

木津用水路下流の合瀬川については、改修が完了していないことから、断面を拡大した木津用水の流下能力を発揮できないため、県へ要望を行い、改修の早期完了を促進します。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、国に対して新木津用水路の事業化を要望するなど、実現化に向けた検討を進めます。

市内を流れる河川の改修にあたっては、生き物の棲む豊かな多自然川づくりを目指し、段差の解消や草の生える環境ブロックを使用するなどして、市民と協働しながら、生育環境の保全・再生に配慮した整備に努めます。

(4) 下水道等

ア 下水道の整備方針

本市の公共下水道は、大きく五条川左岸処理区と五条川右岸処理区に分かれています。五条川左岸処理区については、平成18年度末で市街化区域内の整備はすべて完了しています。五条川右岸処理区については、その全域の事業認可の取得を行うとともに、五条川右岸流域幹線の整備にあわせて下流域の上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備促進を図ります。また、犬山4号接続点より上流域の流域幹線の早期整備を県に働きかけます。

下水道施設の耐震化については、犬山市下水道地震対策基本計画に基づき、重要路線の耐震化を進めます。

イ 農業集落排水の維持管理及び合併処理浄化槽の設置

公共下水道以外で汚水処理を進める区域のうち、入鹿地区、神尾地区については農業集落排水事業による整備は完了していますが、農業集落排水施設については、入鹿神尾地区浄化センターや管きょ、マンホールなどの適切な維持管理を行っていきます。

また、公共下水道や農業集落排水で地域的にまとまった施設整備が困難な区域内の家庭については、戸別でし尿と生活排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の設置を進めます。

ウ 雨水排水対策

特定都市河川浸水被害対策法に基づき新川流域水害対策計画が制定され、この計画に基づき、雨水幹線等の整備を進めます。

また、新市街地や住宅団地の開発に際しての流出抑制対策として、新川流域内の500㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しては、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて雨水貯留施設の整備を義務付けていきます。各家庭に対しても、大雨からの浸水被害対策として、雨水浸透貯留槽・浸透柵設置を呼びかけます。

なお、新濃尾農地防災事業や、合瀬川改修計画にあわせた雨水貯留施設と排水路の整備計画を策定し事業化も進めます。

---

(5) その他都市施設等

ア 供給処理施設等の整備方針

火葬場については、広域での取組みにより、既存施設である尾張北部聖苑の適切な維持管理を進めます。

また、ごみ焼却場については、既存施設である犬山市ごみ焼却場（都市美化センター）の適切な維持管理を進めつつ、今後、広域での検討状況等を踏まえながら、必要に応じて新たな施設の設置・整備等について検討を行います。

供給処理施設等：本計画では、都市計画法第11条第1項第3号に掲げる水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設、及び同条同項第7号に掲げる市場、と畜場、火葬場等をさします。

イ その他公共公益的施設の整備方針

超高齢社会への対応や環境負荷低減への配慮等が都市づくりに求められており、公共公益的施設においては、とりわけ先導的な取組みが必要です。

そのため、今後の公共公益的施設の整備（廃止や統合、新設を含む）や施設改修にあたっては、過度に自動車に頼らなくても市民が利用しやすい位置への立地等適正な配置に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を進めていきます。

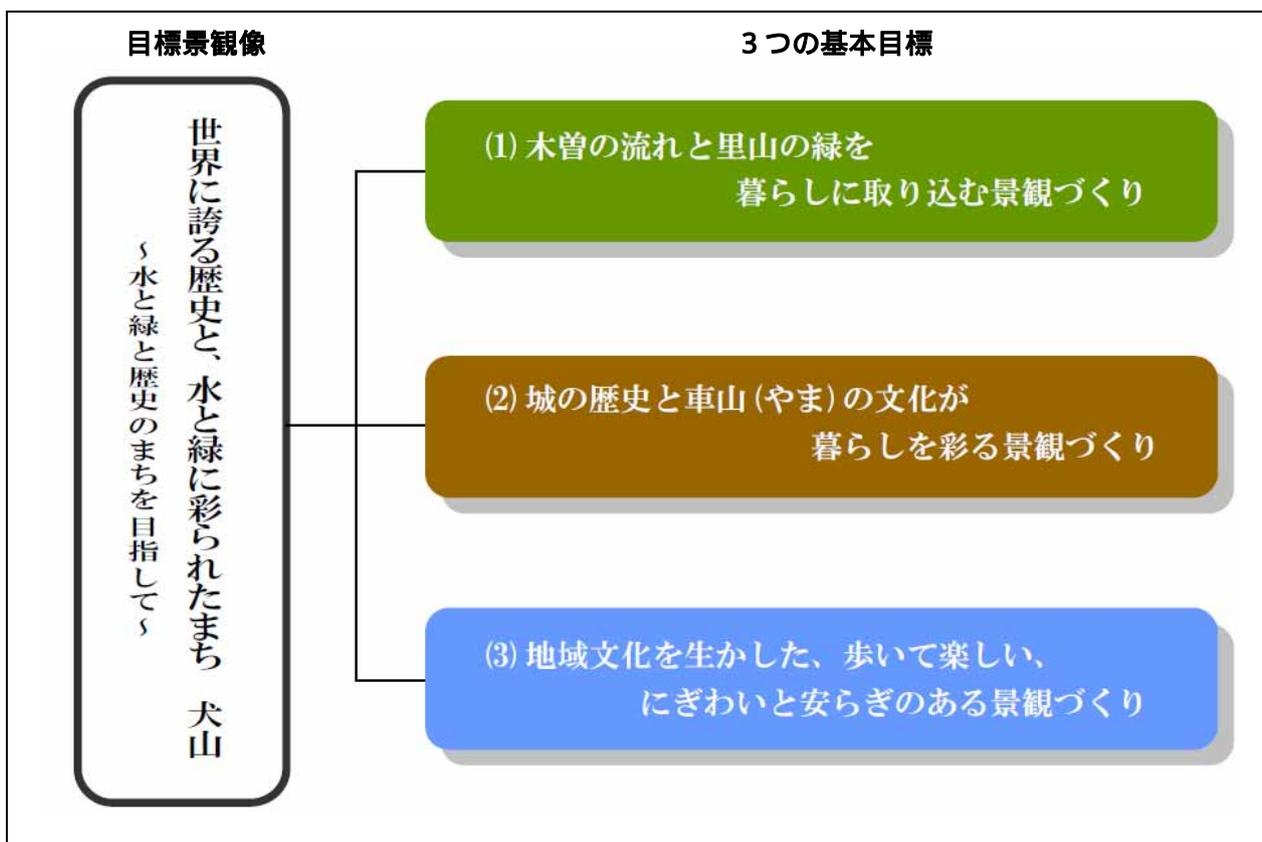
また、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入や省エネルギー型機器の導入を図るなど、緑豊かで環境共生に配慮した施設づくり等を進めるとともに、市民や事業者での導入が図られるような誘導を図っていきます。

## 4. 景観形成の方針

本市の景観形成にあたっては、それぞれの地域の特色や景観的特性を生かし、自然景観の保全も含めて、まちづくりをとおした景観づくりを進めるものとし、具体的な景観形成の方針については「犬山市景観計画」に定めるものとします。なお、木曽川沿川については、各務原市と連携を図りながら、「木曽川景観基本計画」に基づき、木曽川景観の保全・創造を先導していくこととします。

景観の形成や保全にあたっては、景観条例や景観計画に基づき、景観計画への適合を図るとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等を進め、良好な景観形成に著しく寄与する建造物の修景などに対して助成を行い、良好な景観の保全を促進します。また、地域住民が誇りと愛着をもてる景観まちづくりを進めるため、市民組織の育成支援に努めます。

景観計画の「目標景観像」と「基本目標」



### (1) 木曽の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり

犬山には、木曽川や東部丘陵のような雄大な自然のほか、市街地を流れる郷瀬川や五条川などの河川、丘陵地帯を中心に数多く分布するため池、田園や里山など、身近な自然景観が多くみられます。このため、犬山の水と緑に着目した景観形成においては、木曽川や東部丘陵は、本市だけではなく、近隣市町も含めた市街地の背景として、景観構成上の骨格となる要素として位置づけ、多くの人々に心のゆとりや安らぎを提供してくれる資源として、広域的にその保全と活用に取り組みます。

また、河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に意識した上でその保全を図るとともに、水と緑を相互に関連づけ、暮らしに身近な存在として、市民に心の豊かさやゆとりをもたらしてくれるような景観形成を進めていきます。

さらに国宝犬山城等の“視点場”からの眺望を保全するためにも、建築物や工作物の高さや色彩について誘導を図っていきます。

## (2) 城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり

犬山には、ランドマークである国宝犬山城とともに、幕末から昭和初期にかけて建てられた格子のある町家が軒を連ねる、ほぼ江戸時代の町割りのままの城下町が今なお残されています。さらに、羽黒地区や楽田地区には、磨墨塚や青塚古墳、大縣神社など、地域の資産にまつわる歴史浪漫がそれぞれに息づいています。また、からくり人形を有した絢爛豪華な車山(やま)が多く、多くの観光客でにぎわう城下町を曳き回される犬山祭をはじめ、大縣神社の豊年祭(姫の宮豊年祭)や尾張富士を舞台に行われる石上げ祭など、個性豊かな伝統行事が各地に脈々と受け継がれています。

このような歴史と文化に着目した景観形成については、地域住民によるまちづくりが長年にわたって取り組まれている城下町などの地域において、これまでと同様に地域の歴史や文化を継承しつつ、観光振興などにも目を向けて、より一層愛着と親しみ、そして誇りの持てるような景観づくりを促進します。一方、その他の地域では、長く受け継がれてきた地域固有の歴史や伝統を地域住民一人ひとりが再認識し、地域固有の資源を守り、育み、次世代に伝えていくことで地域に対して誇りと愛着を持つことができるような景観形成を目指します。

城下町地区については、歴史的建物の保全について助成措置を施すとともに、景観阻害要因の改善を含めた公共施設の整備を図ることにより、景観保全と創造を図ります。

また、城下町地区における伝統的建造物群保存地区の指定について検討を進めます。

## (3) 地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり

犬山には、名鉄犬山駅前などの商業・業務地や幹線道路沿いの商業店舗、犬山市工業団地や犬山高根洞工業団地など、“モノづくり愛知”の活力を支える工業地、桃山台や四季の丘など、市内各地にみられる整然とした住宅地などがあります。

このような産業や生活に着目した景観形成においては、商業地では、市民や観光客らが歩いて楽しめる、にぎわいに満ちた景観を、工業地では、周囲の自然や市街地との調和を意識した建築物や工作物の形態意匠への配慮と緑化により潤いと開放感のある景観を、住宅地では、それぞれの地域文化を守り育みながら、ゆとりと安らぎの感じられる景観をそれぞれ形成していくことを目指します。

また、商業地や工業地に多くみられる屋外広告物は、にぎわいを創出する効果がある一方、歴史的な町並みやその周辺では景観の阻害要因になるなど、景観を大きく左右するものであるため、表示・掲出物件について規制・誘導を図っていきます。

## 5 . 市街地整備等の方針

### ( 1 ) 市街地等の整備

市街地では、中心市街地の活性化や歴史的市街地における魅力の向上、基盤未整備市街地での防災性の向上等の観点から、都市的低・未利用地の有効利用と都市基盤施設の整備を推進します。ただし、市街地内の都市的低・未利用地のうち、住民の暮らしに潤いを与え、憩いの場としても貴重な空間となっている緑地・農地等については、無秩序な開発を防止し、保全を図りつつ、緑地としての活用に努めます。

郊外部の住宅団地等においては、周辺の自然環境との調和を図りつつ、良好な住環境の保全・形成を図ります。

#### 中心市街地

商業機能をはじめ多様な都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけた犬山駅周辺については、民間活力を生かした遊休地における開発等により商業・業務機能等の集積を高めるとともに、居住機能や医療・福祉機能、文化機能等の都市機能の維持・導入を促します。また、安全で安心して歩ける歩行空間の整備等により、都市拠点内の様々な都市機能の連携を強化することで、にぎわいと活気に満ちた中心市街地の形成を図ります。

#### 歴史的市街地（城下町地区）

城下町地区については犬山の歴史文化を象徴する風格のある地区であるため、既存の歴史的建造物の修理・復元や来訪者に対する武家文化と町人文化の情報発信施設の整備を進めるとともに、地域住民や来訪者が安全で安心して歩ける歩行空間の整備等、来訪者が増加することによる住環境の変化に配慮した整備を計画的に推進します。

#### 基盤整備済み市街地

土地区画整理事業等により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持します。

今後土地区画整理事業等により計画的な整備を行う地区については、公共施設が適切に配置され、安全性・快適性を高めるとともに、土地の有効利用が図られるよう整備を進めます。

なお、良好な居住環境の創出を図るため、地区計画制度等の活用により敷地内緑化や外構緑化等を進めるなど、緑豊かな市街地空間の形成に向けた方策についても検討します。

#### 基盤未整備市街地

計画的な整備が行われておらず、都市基盤施設が未整備な古くからの市街地については、居住環境の向上を図るため、自動車の速度抑制や地区内への過度な進入の抑制に配慮しながら、地権者等の関係者の協力を得て、地区内にみられる幅員 4 m 未満の狭あい道路の改善を進めるとともに、必要に応じてポケットパークや排水施設等の整備を順次進めます。

また、橋爪・五郎丸地区計画区域については、地区計画決定区域内の個人住宅等の建替えによるセットバック用地の取得を引き続き推進します。

なお、都市的低・未利用地が多くみられる五郎丸地区（建ぺい率 30%、容積率 50%が定められ、計画的に都市基盤を整備すべき地区）については、地権者の土地活用意向や今後の住宅・宅地の需給バランス等を踏まえながら、地区計画制度の活用や民間開発の誘導等による市街地整備について検討します。

#### 郊外型住宅開発地

市街化調整区域の住宅地開発については、市全体のまちづくりの中で検討し、既存ストックが活用でき、周辺地域の環境保全等ができる地域に誘導します。

特に、農地や森林、集落地等の活性化の観点からは、本市の特徴である農地や里山等豊かな自然との調和が図られ、“ゆとり居住”等の多様な居住ニーズに対応した住宅地を郊外部において確保していくことが重要です。そこで、現行の市街化区域内での住宅・宅地供給を基本としつつも、市街化調整区域における住宅地の整備について、優良田園住宅制度を活用するなどにより、こうした開発の計画的誘導を検討します。

なお、既存の大規模な住宅団地においては、事業者や住民との合意形成により地区計画制度を導入し、建築物の高さや用途制限等を実施し、良好な住環境の保全・形成を図ります。

## (2) 住宅の整備

#### 市営住宅の維持管理

既設の市営住宅は、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した市営住宅については、縮小、集約、移転廃止し、廃止後の用地については、人口減少・超高齢社会の到来等の社会情勢を踏まえながら、公共施設用地などへの活用を計画的に実施します。

#### 安全な家づくり

住宅の安全性の向上を図るため、市内の住宅事業者との連携により、耐震化の促進を図るほか、安全な家づくりの指導・相談を行います。

## 6. 都市防災等の方針

### (1) 都市防災

#### 輸送道路の整備促進

本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、緊急時に必要な救援・復旧活動機能を担う輸送道路の整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行います。

さらに、主要な道路の橋梁についても耐震対策工事を図ります。

#### 市街地対策

都市基盤施設が未整備な古くからの市街地では、避難路・避難場所となる街路・公園の不足もあって、災害時に被害が拡大することが懸念されます。そこで、こうした地区については、狭あい道路の改善を進めながら、地区内の都市的低・未利用地を有効活用することにより、防災機能を有する生活道路や公園等を整備します。町内の公園・広場などについても一時避難場所として位置づけます。

また、地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防災体制の強化を図ります。

#### 建築物の不燃化・耐震化等の推進

犬山駅・犬山口駅周辺、羽黒駅周辺、楽田駅周辺等の商業・業務施設の集積を図る区域や中高層建物を主体とした土地利用を図る区域等については、防火地域・準防火地域の指定を継続し、火災の危険を防除する建物への建替えを促進します。

なお、木造の建物が集積する城下町地区においては、歴史的建物の保全を考慮し、適切な消防水利の配置、火災を未然に防ぐ地域の自主的な取組み等、地域の実情に応じた防災対策を実施します。

住宅の安全性の向上を図るため、民間住宅の耐震診断を実施するとともに、耐震改修に対する補助を行います。

#### ライフラインの防災性の向上

大規模地震の発生等の災害時においても、常に安定した上下水道が確保されるよう、管路や施設等の計画的な耐震整備及び耐震改良に努めます。

また、電気、ガス、通信施設をはじめとするその他のライフラインについても、民間事業者等に対して要望を行い、適正な維持管理や施設の耐震性の強化を促していきます。

#### 治水・治山対策

水害防止のため、保水・遊水機能を有する山林やため池、農地等の保全を図ります。また、土砂災害対策施設についても、住民の生命と安全を守るため、指定された土砂災害警戒区域の事業化、整備について県に要請していきます。

### 防災意識の高揚と地域防災力の強化

総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。

また、既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダー（ボランティア）による自主防災訓練への指導・協力をを行い、防災組織の育成強化を図るとともに、自主防災組織に対し、助成を行うことで地域防災力の向上に努めます。

## （２）交通安全・防犯

### 交通安全対策

交通事故の多発危険箇所等を把握し、子どもから高齢者、障がいのある人が安全に、安心して歩けるような歩道の整備や交通安全施設の充実を図ります。また、交通安全教育や啓発活動の充実等により、交通安全意識の高揚に努めます。

### 防犯対策

地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置や公園等における見通しの確保により、犯罪を未然に防ぐような対策を講じます。